邑楽町環境基本計画

【素案】

令和７年３月
邑　楽　町

町長あいさつ文を後日挿入

目次

第１章　計画の基本的事項 1
１　計画策定の背景 3
２　計画の位置づけ 4
３　計画の期間 4
４　計画の対象 5
５　計画の推進主体 5

第２章　本町を取り巻く環境の現状と課題 7
１　社会情勢の変化 9
２　環境の現状と課題 16
３　環境意識調査 46

第３章　邑楽町の環境目標 75
１　将来環境像 77
２　環境目標 78
３　計画の施策体系 80

第４章　施策の展開 83
環境目標１　カーボンニュートラルを推進します 85
環境目標２　循環経済（サーキュラーエコノミー）を目指します 90
環境目標３　ネイチャーポジティブを推進します 92
環境目標４　安全・安心・快適な生活環境を目指します 98
環境目標５　環境行動の理解と実践を目指します 103

第５章 地球温暖化対策実行計画 （区域施策編） 105
１　地球温暖化のメカニズム 107
２　二酸化炭素（CO_2）排出量の推計 114
３　削減目標 122
４　区域施策編における取組 123
５　邑楽町気候変動適応計画 128

第６章 重点（リーディング）プロジェクト 132
１　設定の考え方 134

第７章　計画の推進 138
１　計画の推進体制 140
２　計画の進行管理 141

資料編 142
１　用語解説 144
２　邑楽町環境審議会委員名簿 146

第１章　計画の基本的事項

１　計画策定の背景
２　計画の位置づけ
３　計画の期間
４　計画の対象
５　計画の推進主体

１　計画策定の背景

邑楽町は、群馬県南東部に位置する邑楽郡に属し、平均標高 25m の平坦地に、東西約６km、南北約 7.7km、町土面積は 31.11k ㎡を有しています。本町の東側には、白鳥が飛来することで有名な多々良沼、中央部には多々良川や孫兵衛川が流れ、肥沃な農耕地、アカマツ林・雑木林などの平地林があり、水と緑の自然環境に恵まれています。私たちは長い間、この環境の恩恵を享受してきました。

しかし、社会経済の発展とともに、より一層の豊かさや利便性を追求してきた結果、資源やエネルギーの大量消費により、地域環境のみならず、人類の生存基盤である地球全体の環境をも脅かすに至っています。

私たちは、今日の環境問題の多くが日常生活や事業活動に起因し、環境に与える影響が重大であることを認識した上で、環境への負荷を低減し、持続可能な社会を構築していかなければなりません。

本町では、このような認識の下、全ての者が、互いに協力し連携を保ちながら、環境の保全及び創造を図り、環境に優しいまち邑楽町を実現するため、2022（令和４）年 12 月５日に邑楽町環境基本条例を施行しました。

「邑楽町環境基本計画」は、環境基本条例第８条に基づき、同条例で定める環境の保全等の理念の実現を図るため、環境の保全等に係る基本的な施策を総合的かつ計画的に実施することを目的としています。

２　計画の位置づけ

本計画は、「邑楽町環境基本条例」に位置づけられた計画であり、本町の最上位計画である「邑楽町第六次総合計画」を、環境面から総合的かつ計画的に推進するための計画です。

また、上位計画となる国・県の環境基本計画の内容を踏まえるとともに、本町の関連する各種計画との整合を図りつつ、本町が展開する事業や施策、町民・事業者等の環境に配慮した行動や活動に対して基本的な方向性を示す計画となります。

◆計画の位置づけ

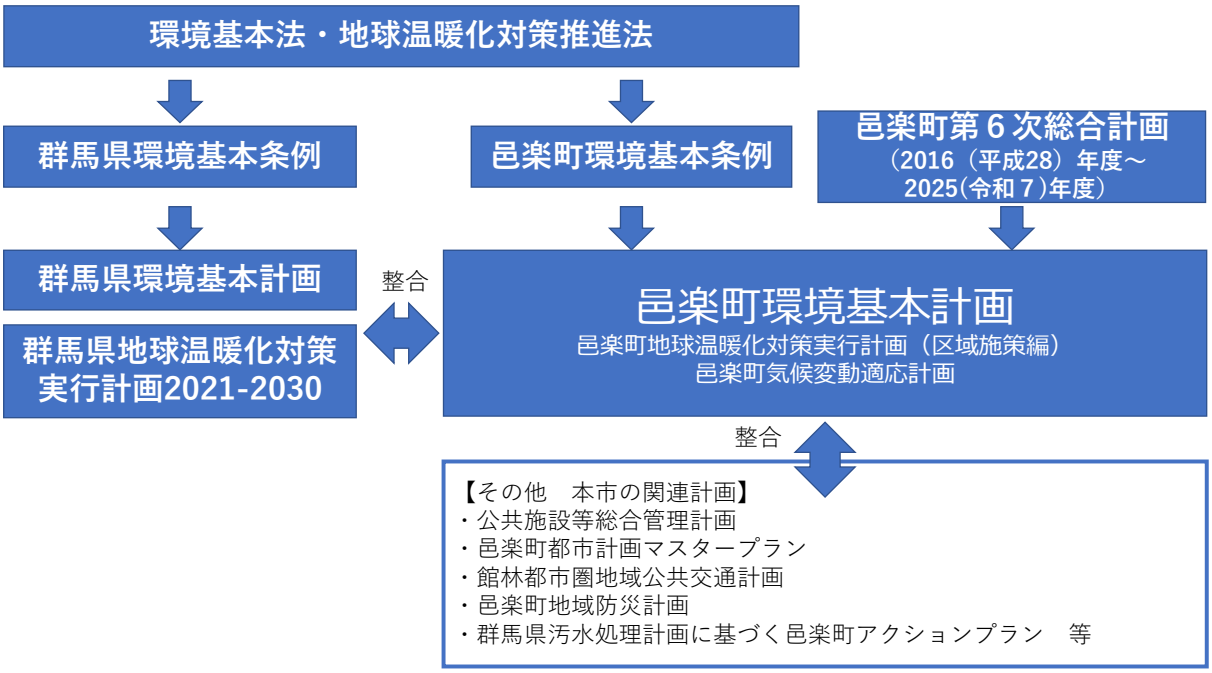

３　計画の期間

本計画の計画期間は、2025（令和７）年度から 2034（令和 16）年度までの 10 年間とします。

また、計画期間中において、社会状況や環境の変化に応じて適宜計画の見直しを検討します。

４　計画の対象

本計画で対象とする環境の範囲及び環境要素は、以下のとおりとします。

◆環境基本計画の対象

目　的	主な環境要素
町民の健康の保護	大気、水、土壌、音、臭い等
人と自然の豊かなふれあいの保持	景観、ふれあい活動、歴史・文化財等
生態系の多様性の確保	動物、植物、生態系等
地球環境の保全・循環型社会の構築	地球温暖化、省エネルギー・省資源、再生可能エネルギー、オゾン層の保護

５　計画の推進主体

本計画の推進主体は、町域の町民や事業者、町（行政）とともに、町内に通勤・通学する人々や法人、その他の団体を含むものとします。

第２章　本町を取り巻く環境の現状と課題

１　社会情勢の変化
２　環境の現状と課題
３　環境意識調査

１　社会情勢の変化

１－１　国際的な動向

人為起源とされる地球温暖化による影響から、世界各地で異常気象が続いており、全ての国や地域の人々に対し、気候変動の緩和と適応への行動が強く求められています。また、世界人口は2022（令和４）年には 80 億人に達し、生物多様性と生態系サービスに支えられる私たちの暮らしを持続可能にするためには、地球上の限られた資源を持続可能な利用とする生活様式の転換が求められています。

①　「SDGs（持続可能な開発目標）」達成への取組

持続可能な開発目標（SDGs）は、2015（平成 27）年９月の国連サミットで採択された世界共通の目標です。

「誰ひとり取り残さない」を合言葉に、持続可能な世界の実現のため、すべての国々が 2030（令和 12）年までに達成すべき経済・社会・環境の調和を目指す 17 の目標と 169 のターゲットが掲げられています。

◆SDGs の 17 のゴール

出典：環境省 HP「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ/ＳＤＧs」
https://www.env.go.jp/earth/sdgs/index.html

② カーボンニュートラルに向け、社会変容を加速させる

2015（平成 27）年、フランス・パリにおいて、国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）で採択された「パリ協定」では、「世界共通の長期目標として、産業革命前からの平均気温の上昇を 2℃より十分下方に保持する。1.5℃以下に抑える努力を追求する。」「今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出と吸収のバランスを達成する。」「主要排出国を含むすべての国が削減目標を５年ごとに提出・更新する。」「各締約国は、気候変動に関する適応策を立案し行動の実施に取組む。」「全ての国が参加し、各国は義務として目標を達成するための国内対策を実施する。」といった内容が共有されました。

さらに、2021（令和３）年 10 月～11 月にイギリス・グラスゴーで開催された国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会合（COP26）では、合意文書で「産業革命前からの気温上昇を 1.5℃以内に抑える努力を追求する」と明記され、今世紀半ばのカーボンニュートラル及びその経過点である 2030（令和 12）年に向けて、野心的な気候変動対策を締約国に求めることが決定されました。

各国はカーボンプライシングなど温室効果ガスの排出に関する各種規制を進めるとともに、事業者と連携してカーボンニュートラルに向けた各種技術開発に取り組み始めています。

◆世界の年平均気温偏差の経年変化

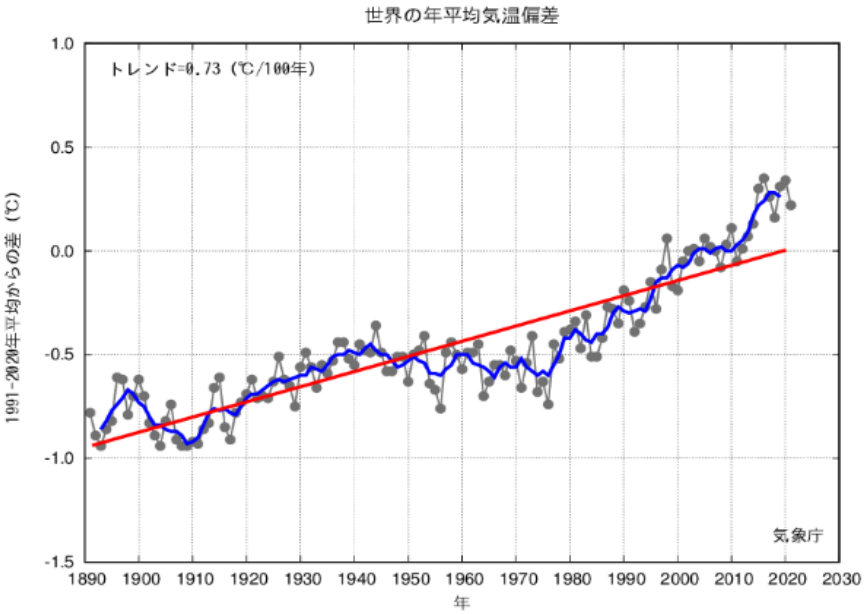

出典：気象庁

③ 生物多様性の損失を止め、ネイチャーポジティブへ転換させる

生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学・政策プラットフォーム（IPBES）が 2019（令和元）年に発行した地球規模評価報告書によると、自然の変化を引き起こす直接的・間接的要因は、過去 50 年間で増大しているとしています。

2020（令和 2）年に出された地球規模生物多様性概況第５版（GBO5）によると、2010（平成 22）年愛知・名古屋で開催された国連生物多様性枠組条約第 10 回締約国会議（BD-COP10）で定めた「2020 年愛知目標」は未達成に終わりました。

同時に定められた 2050（令和 32）年の長期目標「自然との共生」の達成のためには、自然を活用した解決策（NbS）等、気候変動の規模と影響を低減することを提言しています。

2021 年（令和 3）10 月に開催された国連生物多様性枠組条約第 15 回締約国会議（BD-COP15）では、ポスト 2020 生物多様性枠組について検討が進められており、2030（令和 12）年までに陸域と海域の 30%を保全エリアとする「30by30」や、自然関連情報開示タスクフォース（TNFD）に連動した各国の企業活動の情報開示等が始まり、生物多様性の損失をネイチャーポジティブに転換させる動きが進むと予想されています。

◆Nature-based Solution（NbS）の概念図

資料：IUCN（2021）．自然に根ざした解決策に関するIUCN世界標準．NbSの検証、デザイン、規模拡大に関するユーザー フレンドリーな枠組み．初版．グラン スイス：IUCN

出典：「令和４年版　環境白書」（環境省）

１－２　国内の動向

国内においても地球温暖化の影響を受けて、風水害等の自然災害が頻発し、また、その激甚化が脅威となりつつあります。気候変動の影響もあり、生物多様性や生態系サービスの損失が進み、農林業や水産業等でも生育障害や品質低下等の影響が顕在化しています。私たち一人一人が主体となり、環境・経済・社会が抱える様々な課題に対して、統合的な解決に向けた行動を取る必要が高まってきています。

① 国の環境基本計画（地域循環共生圏の構築）

環境省は、2018（平成 30）年４月 17 日に第５次環境基本計画を策定しました。

同計画は、SDGs、パリ協定採択後に初めて策定される環境基本計画であり、SDGs の考え方も活用しながら、分野横断的な６つの「重点戦略」を設定し、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術等あらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来に渡って質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくこととしています。

また、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱し、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う取組を推進していくこととしています。

さらには、幅広い関係者とのパートナーシップを充実・強化し、これらを通じて、持続可能な循環共生型の社会（「環境・生命文明社会」）を目指すこととしています。

◆地域循環共生圏のイメージ

出典：環境省 HP「地域循環共生圏」
https://www.env.go.jp/seisaku/list/kyoseiken/index.html

② 気候変動の緩和と適応に向けた国内の動向

2020（令和２）年 10 月、政府は「パリ協定」に定める目標等を踏まえ、2050（令和 32）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち 2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。これを受け、2050（令和 32）年カーボンニュートラルを目指す「ゼロカーボンシティ」を表明する自治体が増加しています。

2021（令和３）年 10 月に地球温暖化対策計画の改定が閣議決定されました。長期的には 2050 年カーボンニュートラルの実現、2030（令和 12）年度においては温室効果ガスを 2013（平成 25）年度比 46%削減することを目指し、さらに 50%の高みに向け挑戦を続けていくことが示されています。同時に、「第６次エネルギー基本計画」「気候変動適応計画」も閣議決定され、カーボンニュートラル達成までの具体的な道筋や、各分野における気候変動適応策が示されました。

2022（令和４）年４月、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）が一部改正されました。改正の主な内容は「パリ協定・2050 年カーボンニュートラル宣言等を踏まえた基本理念の新設」「地域の脱炭素化に貢献する事業を促進するための計画・認定制度の創設」「脱炭素経営の促進に向けた企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化の推進」となっています。

◆脱炭素ロードマップの概要

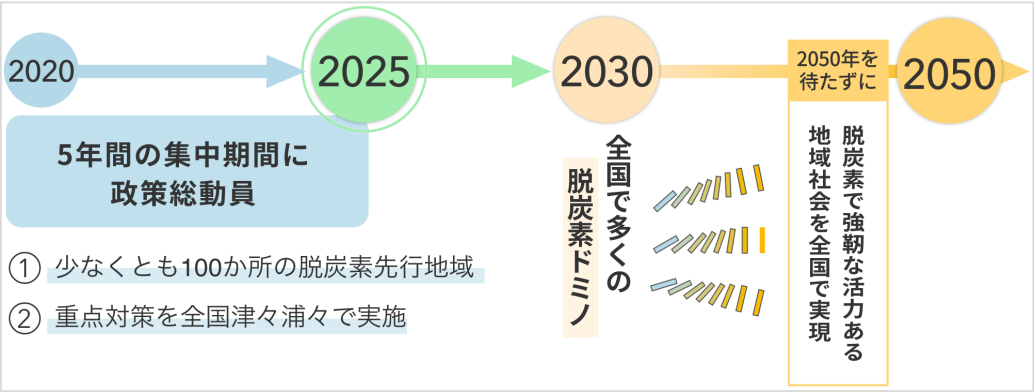

出典：脱炭素地域づくり支援サイト（環境省）
(https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/chiiki-datsutanso/)

③ 自然共生と循環経済に関連する国内の動向

自然共生社会の構築のため、2022（令和４）年４月、政府は「30by30 ロードマップ」を公表し、国立公園などの保護地域の拡張と管理の質の向上、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM※：Other Effective area-based Conservation Measures）の設定・管理、生物多様性の重要性や保全活動の効果の「見える化」等を掲げています。また、主要施策を支え推進する横断的取組として 30by30 アライアンス等を盛り込んでいます。また、外来生物対策やサステナブルツーリズム等についても推進が図られています。

循環経済（サーキュラーエコノミー）に関しては、2021（令和３）年 10 月に改訂された「地球温暖化対策計画」において、地球温暖化対策の基本的考え方の１つとして 3R＋Renewable※をはじめとするサーキュラーエコノミーへの移行を大胆に実行する旨が明記されるとともに、「サーキュラーエコノミー※への移行を加速するための工程表の今後の策定に向けて具体的検討を行う」との記載が盛り込まれました。

※3R+Renewable：プラスチック資源循環促進法において、プラスチックを再生可能な資源に置き換えること。
※サーキュラーエコノミー：資源の有効活用を促進し、廃棄物を最小限に抑えることを目指すこと。
※OECM：人の営みによって自然が守られている場のこと。

◆循環経済工程表

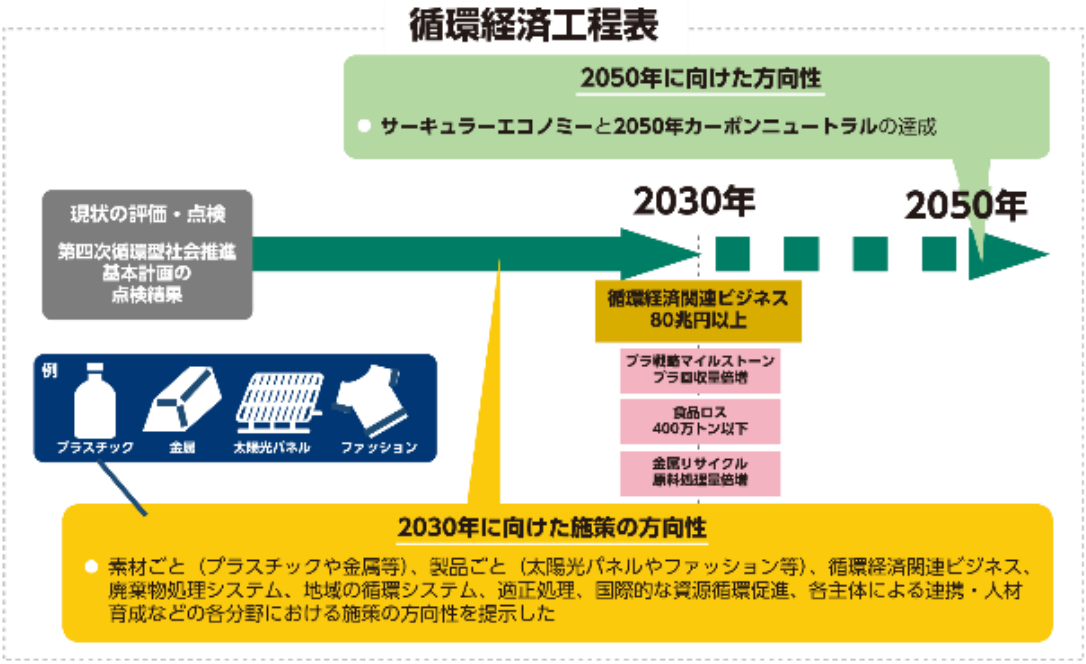

出典：「令和５年版　環境白書」（環境省）

これを受け、2022 年（令和４）９月に環境省は、「第四次循環型社会形成推進基本計画」（2018（平成 30）年６月閣議決定）の第２回目の進捗点検結果も踏まえ、我が国で初となる循環経済の方向性を示した「循環経済工程表」を取りまとめ、公表しました。循環経済工程表では、2050（令和 32）年を見据えた目指すべき循環経済の方向性と、素材や製品など分野ごとの 2030（令和 12）年に向けた施策の方向性を示しており、これに基づき、ライフサイクル全体での資源循環に基づく脱炭素化の取組を、官民が一体となって推進していきます。また、2021（令和３）年３月に官民連携による「循環経済パートナーシップ（J4CE)」を立ち上げ、2021（令和３）年６月、循環経済ビジネスの市場規模を 2030（令和 12）年までに 80 兆円以上に引き上げる目標を閣議決定しました。2022（令和４）年４月１日に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、設計・製造段階から、販売・提供段階、排出段階まで、プラスチックに係る資源循環の促進等が図られることとなります。

④ 群馬県の環境基本計画

群馬県は 2019（令和元）年 12 月、災害に強く、持続可能な社会を構築するとともに、県民の幸福度を向上させるため、2050（令和 32）年に向けた『ぐんま５つのゼロ』を宣言しました。この宣言は、自然災害による死者「ゼロ」、温室効果ガス排出量「ゼロ」、災害時の停電「ゼロ」、プラスチックごみ「ゼロ」、食品ロス「ゼロ」の５つで構成された総合的、複合的なものです。

また、2020（令和２）年 12 月、20 年後の群馬県の姿を見据えた「新・群馬県総合計画（ビジョン)」を策定し、「誰ひとり取り残さない自立分散型社会」の実現を推進しているとともに、2021（令和３）年３月に同総合計画を環境面から推進する「群馬県環境基本計画 2021-2030」を策定しました。

「群馬県環境基本計画 2021-2030」は、目指すべき将来像として「豊かで持続的に発展する環境県ぐんま」を掲げ、県民生活の水準や利便性、豊かな自然環境がもたらす潤い等は向上させながら、本県の風土や地域に根ざした環境がもたらす人の交流や相互の支え合い、資源・エネルギー等の循環等を基盤とし、地域で生まれ、育ち、地域で安心して暮らし続けられる持続可能な社会づくりに取り組んでいます。

⑤ 邑楽町の取組

本町では 2016（平成 28）年９月に「邑楽町第６次総合計画・前期基本計画」を策定し、「やさしさと活気の調和した 夢あふれるまち“おうら”」を掲げ、持続可能な共生社会の構築を実現するため、脱炭素社会を目指すとともに、SDGs の達成に寄与する取組を展開しています。同計画においては、主に「基本方針５　快適で利便性の高い都市基盤のまち」「基本方針６　自然と人が調和し環境にやさしいまち」に基づく施策で、環境関連施策を推進してきました。

現在は、2020（令和 2）年 12 月に策定された「邑楽町第６次総合計画・後期基本計画」が進められており、計画期間の 2025（令和７）年度まで、引き続き環境関連施策が進められています。

２　環境の現状と課題

２－１　地勢・位置

邑楽町は、都心から北に約 70km の距離にある群馬県南東部に位置する邑楽郡に属し、東は館林市、西は太田市・大泉町、南は千代田町、北は栃木県足利市と接しています。町域は、利根川と渡良瀬川に挟まれた平均標高 25m の平坦地であり、東西約６km、南北約 7.7km で、町土面積は 31.11k㎡となっています。

本町の東側には、白鳥が飛来することで有名な多々良沼、中央部には多々良川や孫兵衛川が流れ、肥沃な農耕地、アカマツ林・雑木林等の平地林があり、恵まれた自然環境、穏やかな田園景観を有しています。

また、本町は都心から北に約 70km の距離にあり、隣接市町を経由し東武鉄道や東北自動車道及び首都圏中央連絡自動車道（圏央道）等の交通網で首都圏とつながっています。

本町内の道路網は、東西方向に国道 122 号・国道 354 号、南北方向に主要地方道足利邑楽行田線・一般県道赤岩足利線が通っています。公共交通は、東武鉄道小泉線が乗り入れ、本中野駅周辺を中心として市街地が形成されています。

◆邑楽町の位置

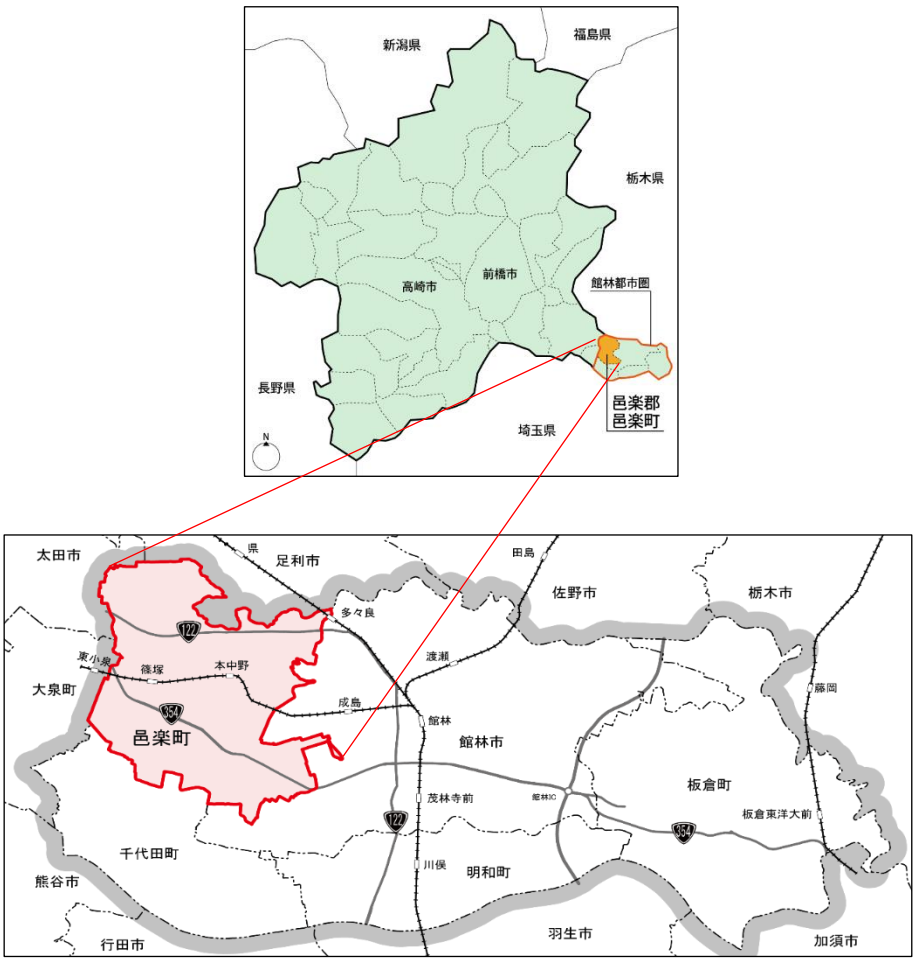

出典：「邑楽町都市計画マスタープラン」（平成 30 年３月、群馬県邑楽町）

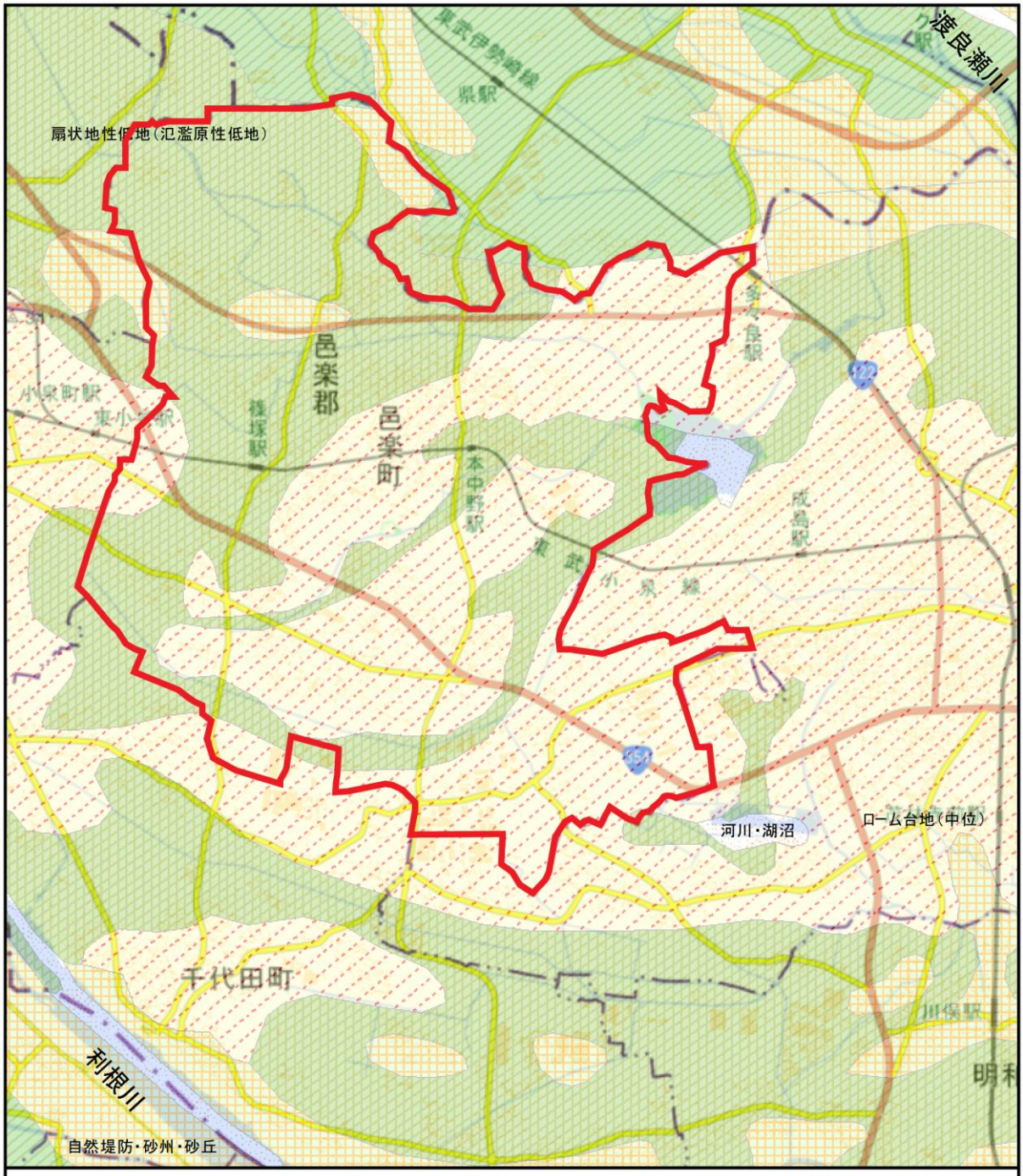

凡　例

- 町　域
- 山地：小起伏山地
- 丘陵地：大起伏丘陵地
- 台地段丘：砂礫台地（下位）
- 台地段丘：ローム台地（中位）
- 低地：扇状地性低地
- 低地：扇状地性低地（氾濫原性低地）
- 低地：三角州性低地
- 低地：自然堤防・砂州・砂丘
- 低地：河川・湖沼

出典：「環境アセスメントデータベース」（環境省）

邑楽町の地形

２ｋｍ

N

２－２　気象

邑楽町の気候はいわゆる内陸性の気候で雷雨が多く、冬期は「空っ風」が強く、４月から５月上旬にかけて晩霜があるのが特色です。気温は、夏期冬期の一時期を除き、全般的に温暖ですが、夏期は最高気温が 35℃以上の猛暑日もあり、高温多湿となっております。降雨量は、年間約 1,200㎜程度で８月、９月に最も多く、冬期は晴天が続き雨量は著しく少ないため乾燥度が高く、日照時間は全国的に見ても上位となっています。

本町周辺の観測地点（館林地域気象観測所）における 2022（令和４）年度における月別平均気温を見ると、最低気温が 3.9℃（１月）、最高気温が 27.7℃（７月）となっており、年平均気温は 16.0℃となっています。また、年間降水量は 1,222㎜で、月別では９月が最も多く、冬季の 12 月～2 月は、月の降水量が 30㎜以下と少ない状況となっています。

また、館林地域気象観測所における過去 30 年間（1991（平成３）年～2020（令和２）年）における月別平均気温を見ると、最低気温が 4.0℃（１月）、最高気温が 27.3℃（８月）となっており、年平均気温は 15.4℃となっています。また、年間降水量の平年値は 1,202.6㎜で、月別では梅雨期の６月～８月、秋雨時の９月と 10 月が比較的多く、冬季の 12 月～２月は、40㎜以下と少ない状況となっています。

◆館林地域気象観測所における気温及び降水量の月別推移（令和４年度）

項　目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年 間
気温	平均(℃)	14.9	18.6	23.3	27.7	27.6	24.1	16.5	12.8	5.7	3.9	5.5	11.8	16.0
	日最高の平均(℃)	20.6	24.3	28.7	32.8	32.6	28.7	21.3	18.5	11.5	9.8	11.3	18.0	32.8
	日最低の平均(℃)	9.7	13.5	19.1	24.2	23.9	20.6	12.4	7.8	0.6	-1.4	0.0	6.3	-1.4
降水量(㎜)		137.5	148.5	75.5	243.0	68.0	235.5	95.5	53.0	27.0	3.5	24.0	111	1,222.0

出典：「過去の気象データ」（令和５年 11 月閲覧、気象庁ホームページ）

◆月別の平均気温・平均降水量の年変化（館林地域気象観測所における1991年～2020年の平均値）

項　目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年 間
気温	平均(℃)	14.0	18.9	22.4	26.1	27.3	23.4	17.6	11.5	6.2	4.0	4.9	8.5	15.4
	日最高の平均(℃)	20.2	24.8	27.4	31.2	32.7	28.3	22.4	16.8	11.8	9.6	10.6	14.3	20.8
	日最低の平均(℃)	8.6	14.0	18.5	22.4	23.5	19.8	13.7	6.9	1.5	-0.7	0.1	3.4	11.0
降水量(㎜)		84.6	114.2	142.3	158.6	143.9	167.9	160.6	56.0	33.0	37.2	34.2	70.1	1202.6

出典：「過去の気象データ」（令和５年 10 月閲覧、気象庁ホームページ）

◆館林地域気象観測所における平均気温及び降水量の月別推移（令和４年度）

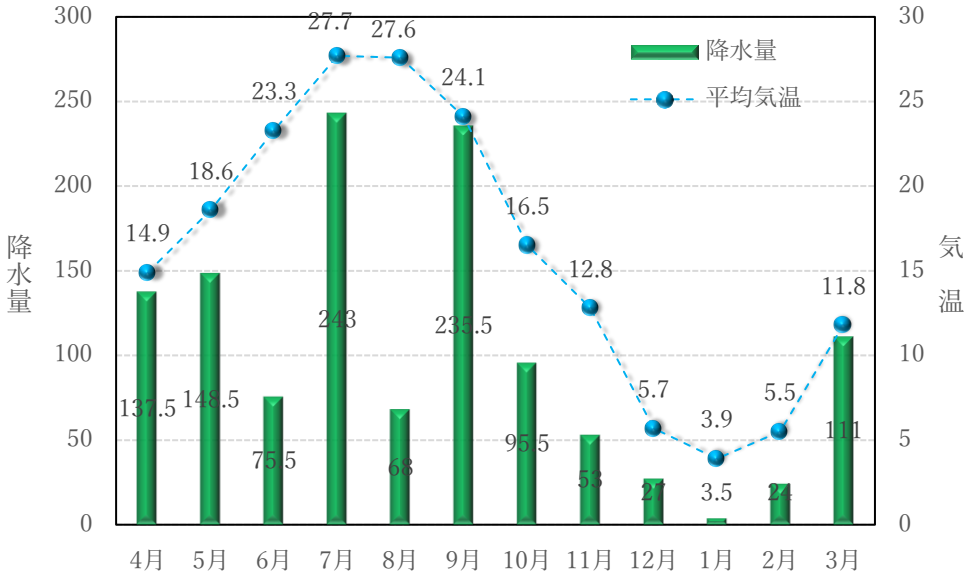

出典：「過去の気象データ」（令和５年 10 月閲覧、気象庁ホームページ）

２－３　人口・世帯

邑楽町の人口は 2000（平成 12）年から減少が続いています。2020（令和２）年には 25,522 人となり、2000（平成 12）年と比較すると、1,990 人減少しています。一方で、世帯数は 2020（令和２）年には 9,728 世帯となり、2000（平成 12）年と比較すると 1,339 世帯増加しています。この結果、１世帯当たりの人口は 2020（令和２）年には 2.62 人となり、2000（平成 12）年と比較すると、0.7 人減少しています。このように本町では人口減少と核家族化の進行がみられます。

また、2000（平成）12 年から 2020（令和２）年度の年齢階層別人口の推移を見ると、15 歳未満と 15～64 歳はどちらも減少傾向にあり、逆に 65 歳以上は増加傾向にあります。特に 65 歳以上の 2020（令和２）年度の構成比では 32.5%と非常に高く、高齢化は進んできています。

◆邑楽町の人口・世帯数の推移

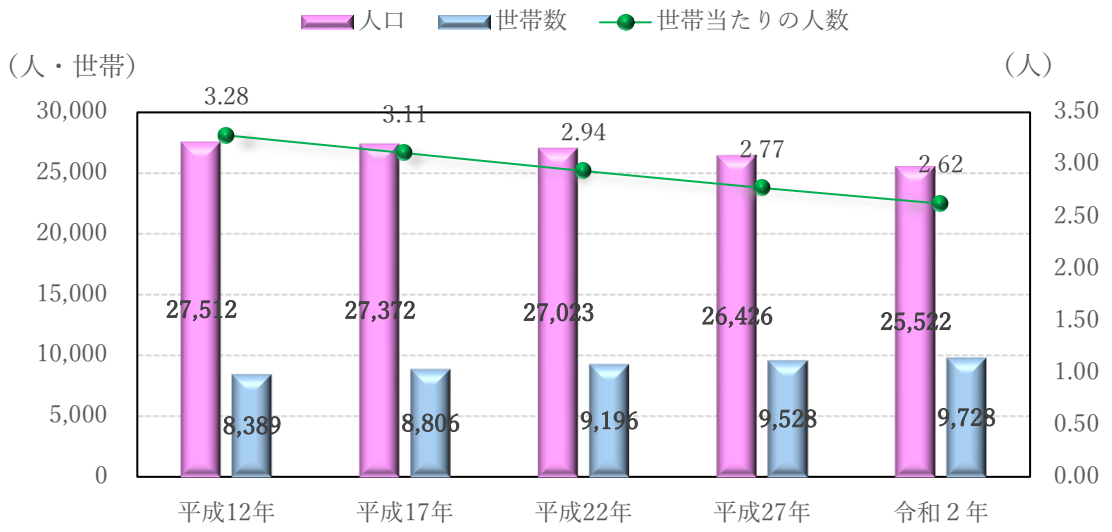

出典：「国勢調査」（平成 12 年、平成 17 年、平成 22 年、平成 27 年、令和２年　総務省統計局）

◆邑楽町の年齢階層別人口比率の推移

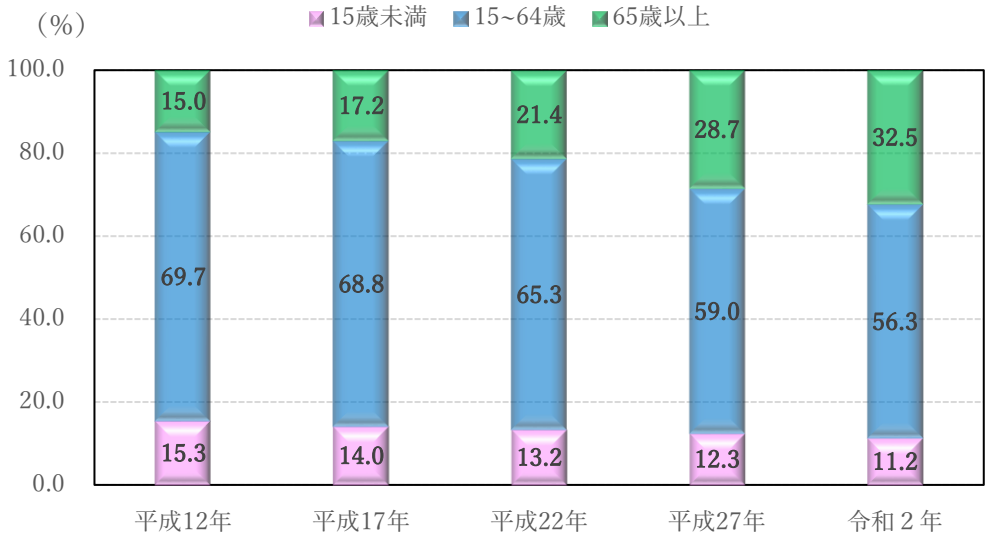

注）割合は、分母から不詳を除いて算出している。
出典：「国勢調査」（平成 12 年、平成 17 年、平成 22 年、平成 27 年、令和２年　総務省統計局）

２－４　土地利用

邑楽町の 2021（令和３）年における土地利用内訳は、田が約 28%と最も多く、次いで、住宅が約 24%、畑が 23%となっています。

2017（平成 29）年以降の５年間の推移では、田、畑が減少し、宅地、雑種地及びその他が増加する傾向にあります。町域面積の約半分を農地が占めており、宅地は４分の１弱となっています。近年は、本町の特徴である平地林を含む山林や農地、原野などから、太陽光発電設備用地や駐車場などへの用途転換が進み、その面積は減少しています。

市街地や集落地内では空き家や空き地が増加傾向にあり、また、農地においても遊休農地が年々増加しています。

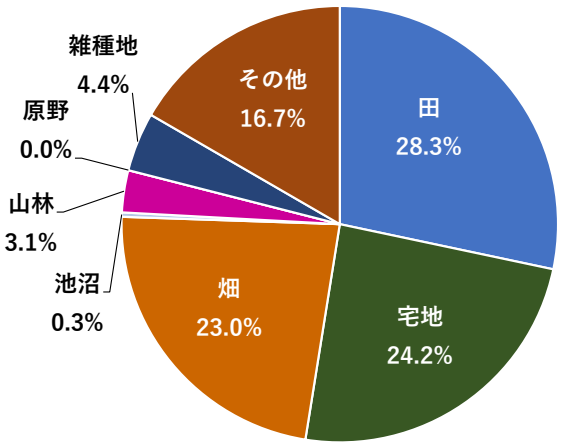

◆邑楽町の土地利用状況（面積）の推移

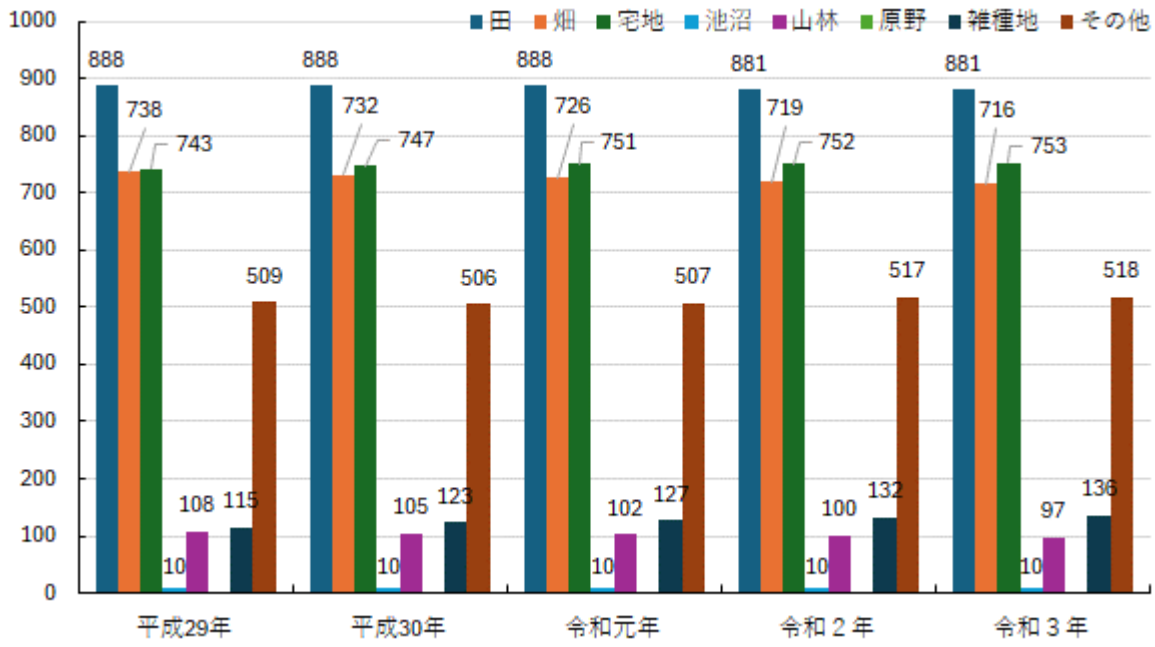

出典：「土地利用の状況（固定資産概要調書）」（令和５年 10 月閲覧、邑楽町税務課ホームページ）

◆邑楽町の土地利用状況（土地利用別構成比率）の推移

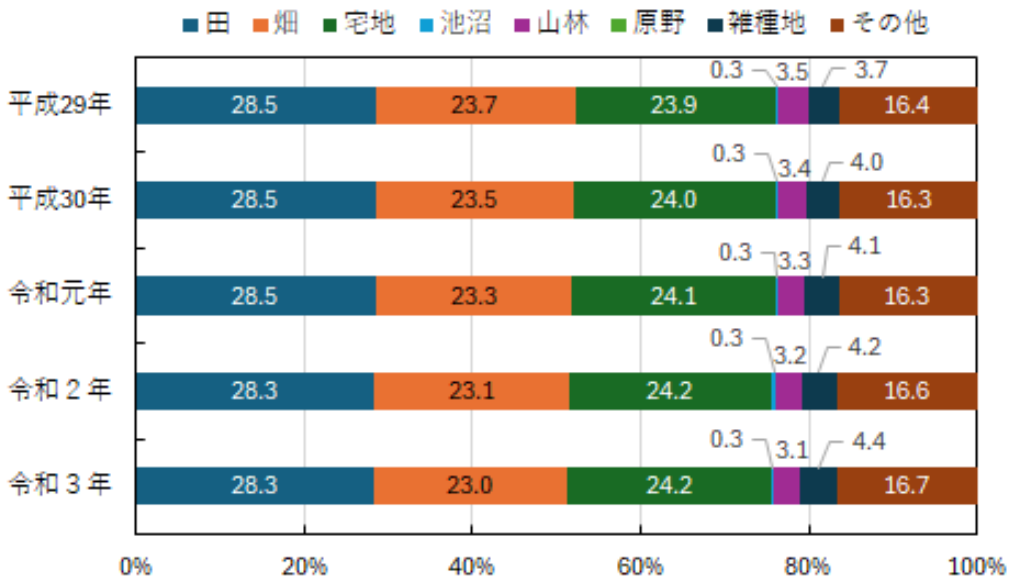

出典：「土地利用の状況（固定資産概要調書）」（令和５年 10 月閲覧、邑楽町税務課ホームページ）

２－５　経済活動

2000（平成 12）年から 2020（令和２）年にかけての 20 年間で、邑楽町の産業別就業者数は、14,447 人から 12,771 人と減少しています。

2020（令和２）年の産業別就業者比率（就業者総数に対する割合）は、第１次産業 4.2%、第２次産業 38.2%、第３次産業 57.6%となっており、経年傾向では、第１次及び第２次産業の減少と第３次産業の増加が進んでいることが分かります。

就業人口総数は、総人口や生産年齢人口の減少と同様に、2000（平成 12）年から減少傾向が続いています。2020（令和２）年には 12,771 人となり、2000（平成 12）年と比較すると 1,676 人減少しています。産業別にみると、第１次産業、第２次産業は減少傾向が続いており、第３次産業は、2005（平成 17）年まで増加し、2010（平成 22）年には減少したものの、2015（平成 27）年から 2020（令和 2）年と増加し、就業者の過半数を占めており、まちの基幹産業である第２次産業（工業）の割合は約４割と減少しています。

◆邑楽町の産業別就業者人口の推移

区分		平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和２年
就業人口総数		14,447	14,050	13,244	12,967	12,771
産業別人口	第１次産業	877	739	670	608	519
	割合	6.1	5.3	5.1	4.7	4.1
	第２次産業	7,049	6,251	5,441	5,136	4,730
	割合	48.8	44.5	41.1	39.6	37.0
	第３次産業	6,444	7,042	6,940	7,020	7,120
	割合	44.6	50.1	39.6	54.1	55.8
分類不能の産業		77	18	193	203	402

出典：「国勢調査」（平成 12 年、平成 17 年、平成 22 年、平成 27 年、令和２年　総務省統計局）

●一般的な総務省の説明：

※「分類不能の産業」は一つの産業大分類ではあるが、第１次産業から第３次産業までのいずれにも当てはまらない産業で、これは主として調査票の記入が不備であって，いずれに分類すべきか不明の場合又は記入不詳で分類しえないものである。

●不詳割合が年々増加している

近年の国勢調査には，調査事項にかかわらず不詳や分類不能（以下，原則として「不詳」とする）の数の大幅な増加がみられ，国勢調査を利用する上で看過しがたい状況も生じている.「不詳」が急増した背景としては，オートロックマンションの普及などによる調査環境の悪化とともに，個人情報漏洩に対する危機意識の高まりが挙げられるだろう.

https://www.ipss.go.jp/publication/e/jinkomon/pdf/19981809.pdf

◆邑楽町の産業別就業者数の推移

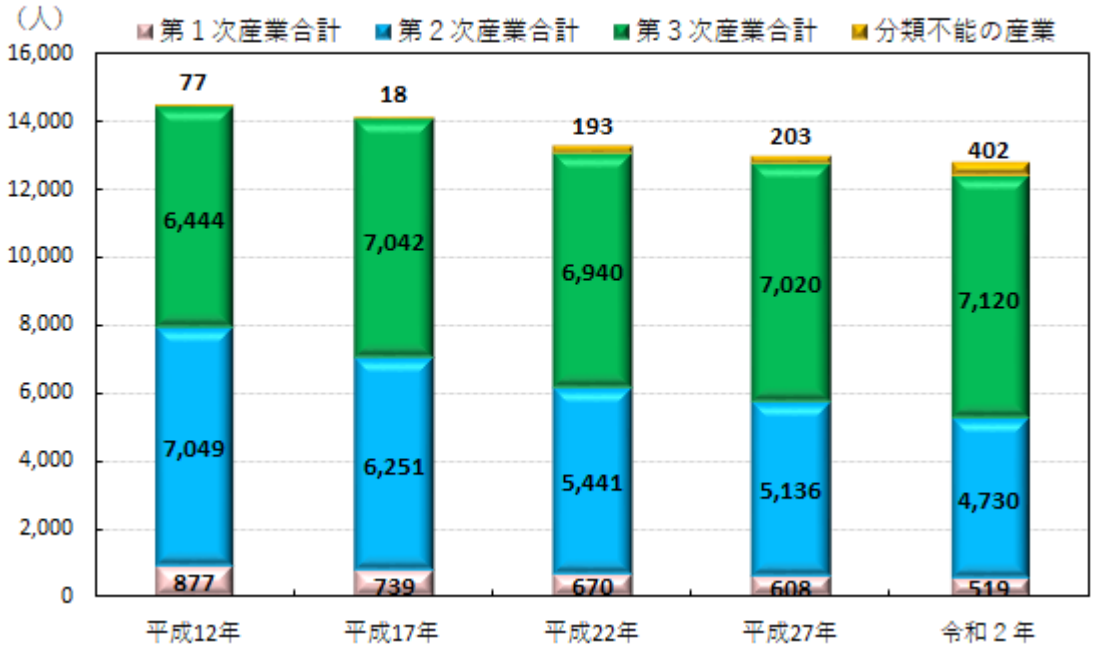

出典：「国勢調査」（平成 12 年、平成 17 年、平成 22 年、平成 27 年、令和２年　総務省統計局）

◆邑楽町の産業別就業者比率の推移

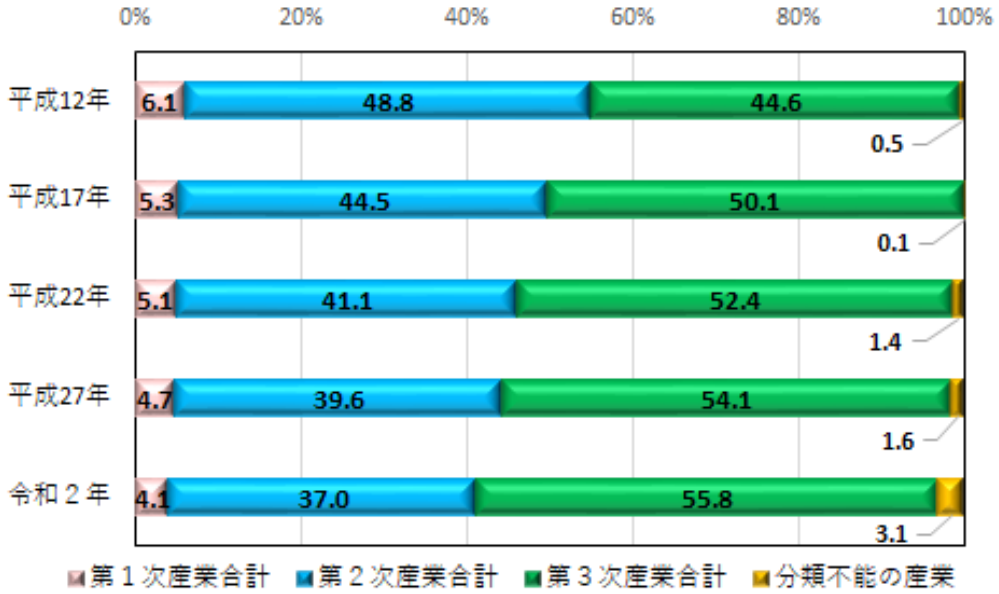

出典：「国勢調査」（平成 12 年、平成 17 年、平成 22 年、平成 27 年、令和２年　総務省統計局）

次に、それぞれの基幹産業に関する指標の動向として、第１次産業については総農家数及び経営耕地面積、第２次産業については製造業従業者数・事業所数及び製造品出荷額等、第３次産業については卸売・小売業従業者数、事業所及び年間商品販売額の推移を次頁に示します。

総農家数は、減少傾向が続いています。2020（令和２）年には 618 戸となり、2000（平成 12）年と比較すると、472 戸減少しています。また、経営耕地面積も他の土地利用への転用や耕作放棄地となることで減少傾向が続いています。2020（令和２）年には 1,173ｈａとなり、2000（平成 12）年と比較すると、197ｈａ減少しています。水と緑に恵まれた田園地帯として発展してきた本町ですが、全国的な傾向と同様に、本町の農業環境も厳しさを増していると考えられます。

製造業従業者数は、2017（平成 29）年から 2019（令和元）年にかけて増加しましたが、近年は減少傾向が続いています。これに対して、事業所数は 2017（平成 29）年から 2019（令和元）年にかけて微増していましたが、近年では 2020（令和 2）年に減少したものの 2021（令和 3）年には増加しています。製造品出荷額等は、事業所数の変化と同様、2021（令和 3）年には大きく増加しています。

卸売・小売業従業者数は、2007 年（平成 19）年から 2012（平成 24）年まで減少していましたが、それ以降増加に転じて、2016（平成 28）年に 1,227 人、2021（令和３）年には 1,650 人となっています。

事業所数は、2004（平成 16）年から 2012（平成 24）年まで減少し、2016（平成 28）年には増加に転じたものの、再び減少傾向に転じ、2021（令和 3）年には 177 事業所となっています。

商品販売額は、2004（平成 16）年から 2012（平成 24）年まで増減はあるものの、2016（平成 28）年には 34,744 百万円、2016（平成 28）年には 48,439 百万円と増加しています。

◆邑楽町の総農家数と経営耕地面積の推移

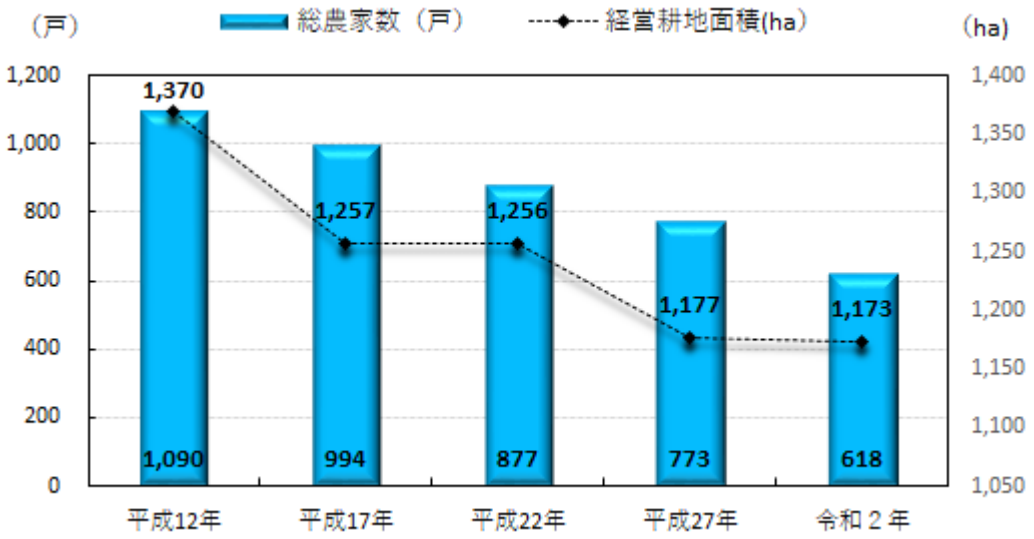

出典：「農林業センサス報告書」（令和５年 10 月閲覧、農林水産省ホームページ）

◆邑楽町の製造業従業者数・事業所数、製造品出荷額等の推移

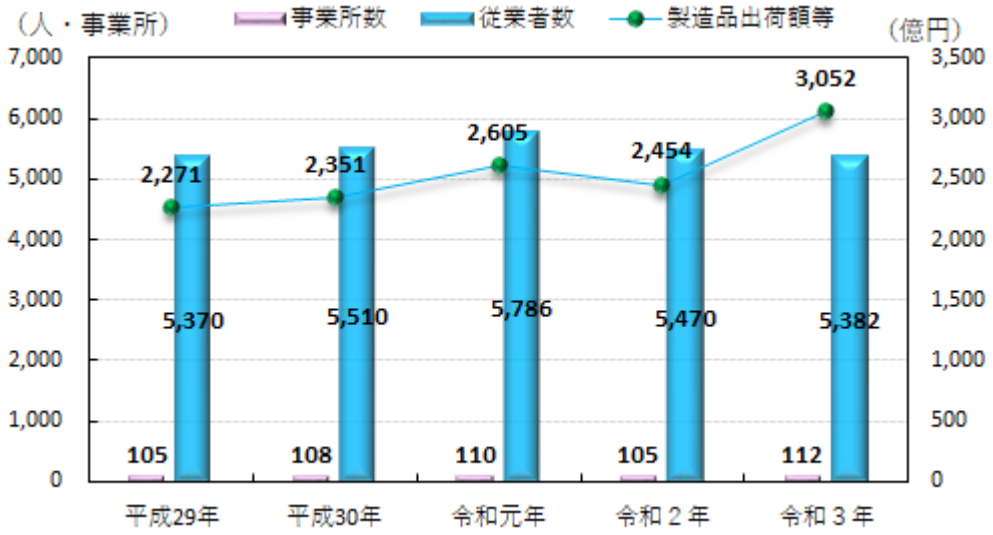

出典：「工業統計調査による工業の推移について（４人以上の事業所）」
（令和５年 10 月閲覧、邑楽町商工振興課ホームページ）

◆邑楽町の卸売・小売業従業者数、商店数、年間商品販売額の推移

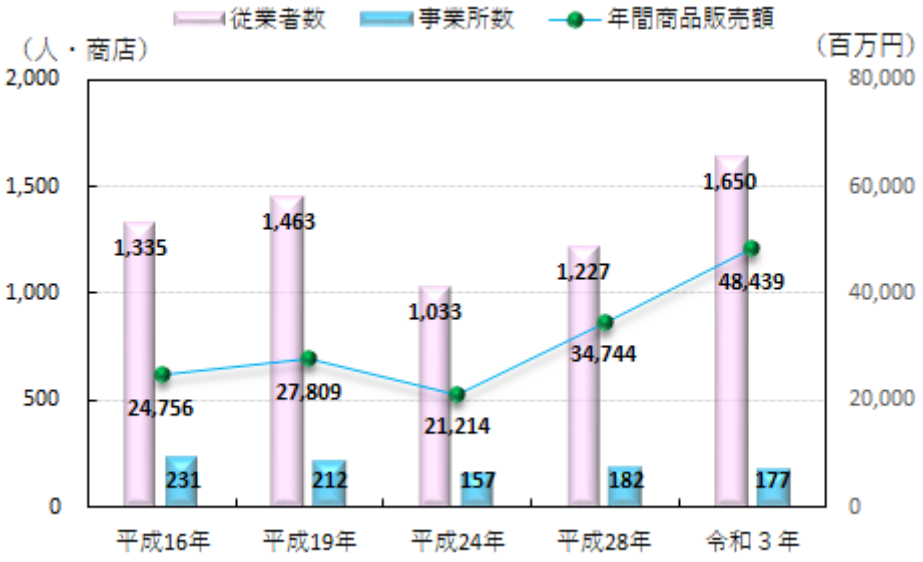

出典：「商業統計調査」及び「経済センサス」（令和５年 10 月閲覧、経済産業省ホームページ）

邑楽町は都心から北に約 70 kmの距離にあり、隣接市町を経由し東武鉄道や東北自動車道、および首都圏中央連絡自動車道（圏央道）などの交通網で首都圏とつながっています。そのため首都圏へのアクセスも良く、通勤や通学も可能な位置であり、物流にも適した場所に位置しています。

本町内の道路網は、東西方向に国道 122 号・国道 354 号、南北方向に主要地方道足利邑楽行田線・一般県道赤岩足利線が通っています。また、公共交通は、東武鉄道小泉線（本中野駅、篠塚駅）のほか、２系統の広域公共バス路線（邑楽～太田線、館林･邑楽･千代田線）の運行が 2022（令和４）年９月 30 日をもって廃止され、2022（令和４）年 10 月３日より、新たに町内を左右両周りで走る町内循環バスの運行を開始しています。発着場所や運行ルートが邑楽町内に限定されたことにより、利用者数は減少しています。また、町民が買い物をする際に利用する交通手段は９割以上が自家用車となっており、鉄道やバスを利用する人は極めて少ない状況です。

	駅名及びバス停名	路線名	運行本数（平日）	１日平均乗降人員（人）
鉄道	本中野駅	東武鉄道小泉線	上り（館林方面）　：32 本 下り（西小泉方面　：33 本	1,042
	篠塚駅		上り（館林方面）　：32 本 下り（西小泉方面　：33 本	216
バス	福祉センター～	町内循環線（右回り）	便数：13	17
	おうらバスターミナル～	町内循環線（左回り）	便数：12	

※運行本数は令和元年 10 月現在、１日平均乗降人員は平成 30 年度データ

２－７　生活環境

① 現状

邑楽町における公害苦情処理件数は、最も公害の苦情が多かった 2014（平成 26）年度の 28 件から減少傾向となっています。2016（平成 28）年度及び 2018（平成 30）年度に増加しましたが、その後は増減を繰り返しつつも、2023（令和５）年度は３件となっています。2023（令和５）年度の内訳では、雑草・枝に関する苦情が多く、騒音は２件、水質は１件、大気汚染に関するものは０件となっています。

◆邑楽町の公害苦情件数内訳（令和５年度）

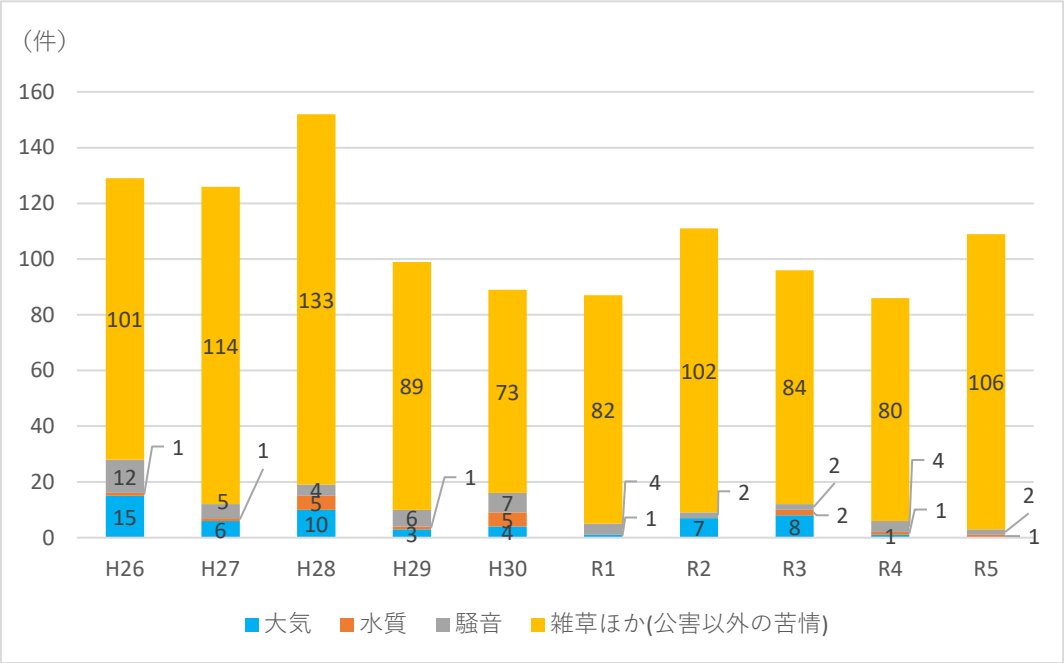

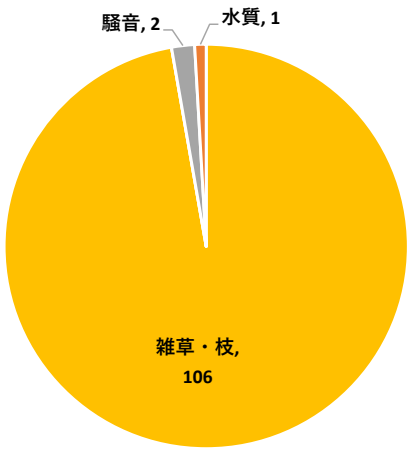

出典：　邑楽町建設環境課

邑楽町内では、大気汚染監視測定局の設置はありません。隣接する測定地点としては、太田市の太田局及び館林市の館林局では群馬県が設置主体となり、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質※、光化学オキシダント※等の大気汚染物質濃度の常時監視を行っています。上記測定局では光化学オキシダントは環境基準非達成が継続していますが、その他の項目は環境基準を継続的に達成しています。

邑楽町内には、河川及び湖沼における水質の調査地点はありません。

※浮遊粒子状物質：大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が 10 マイクロメートル（1μm=0.001mm）以下のもののこと。

※光化学オキシダント：窒素酸化物や炭化水素の光化学反応において生じる、オゾンやパーオキシアシルナイトレートなどの酸化性物質の総称

騒音については、それぞれ騒音規制法に基づく規制区域を設定し、工場・事業場等の事業活動や特定建設作業、道路交通に伴って発生する騒音の防止に努めています。自動車交通騒音については、2017（平成 29）年度に町内２路線、2018（平成 30）年度に町内２路線の計４路線で測定を行っており、2018（平成 30）年度の評価において近接する空間では国道 354 号の１路線で一部の住居で環境基準非達成となっています。

◆邑楽町内における騒音の測定結果

平成 29 年度評価対象路線

路線名	車線数	道路種別	始点	終点	延長(Km)
赤岩足利線	2 車線	県道	邑楽町大字中野	邑楽町大字秋妻	2.5 キロメートル
中野福居線	2 車線	県道	邑楽町大字中野	邑楽町大字中野	0.5 キロメートル

平成 29 年度評価分結果一覧

路線名		評価対象住居等総戸数 a(b+c+d+e)	昼間・夜間とも基準値以下 b	昼間のみ基準値以下 c	夜間のみ基準値以下 d	昼間・夜間とも基準値超過 e
赤岩足利線	戸	93 戸	93 戸	0	0	0
	%		100.0%	0.0	0.0	0.0
中野福居線	戸	4 戸	4 戸	0	0	0
	%		100.0%	0.0	0.0	0.0

平成 30 年度評価対象路線

路線名	車線数	道路種別	始点	終点	延長(Km)
国道 354 号	4 車線	一般国道	邑楽町大字篠塚	邑楽町大字赤堀	6.0(キロメートル)
綿貫篠塚線	2 車線	一般県道	邑楽町大字篠塚	邑楽町大字篠塚	0.7(キロメートル)

平成 30 年度評価分結果一覧

路線名		評価対象住居等総戸数 a(b+c+d+e)	昼間・夜間とも基準値以下 b	昼間のみ基準値以下 c	夜間のみ基準値以下 d	昼間・夜間とも基準値超過 e
国道 354 号	戸	108 戸	88 戸	18 戸	0	2 戸
	%		81.5%	16.7%	0	1.9%
綿貫篠塚線	戸	9 戸	9 戸	0	0	0
	%		100%	0	0	0
合計	戸	117 戸	97 戸	18 戸	0	2 戸
	%		82.9%	15.4%	0	1.7%

注）幹線道路を担う道路に近接する空間の環境基準値（昼間：70 デシベル以下、夜間：65 デシベル以下）
出典：「道路交通騒音評価結果について」（群馬県ホームページ）

邑楽町は悪臭防止法に基づく規制地域を有する町で、規制方法は臭気指数 15 及び 21 となっています。

◆悪臭防止法の規制状況及び基準値表（邑楽町）

規制地域の概要	全域
第一種低層住居専用地域	15
第二種低層住居専用地域	
第一種中高層住居専用地域	15
第二種中高層住居専用地域	15
第一種住居地域	15
第二種住居地域	15
準住居地域	

規制地域の概要	全域
近隣商業地域	15
商業地域	
準工業地域	15
工業地域	
工業専用地域	21
市街化調整区域	21

注１：邑楽町に該当の用途地域が存在しない地域は、表中に臭気指数の記載がありません。
注２：敷地境界(１号基準)の臭気指数基準値
具体的な基準値は自治体により異なり、都道府県知事及び市長（特別区の長を含む）が「ある範囲内」で定めることとなっている。「ある範囲内」とは、6 段階臭気強度の「2.5～3.5」の範囲内であり、その強度を臭気指数に換算すると、臭気指数 10～21 の範囲内ということになる。つまり自治体ごとで、臭気指数 10～21 の範囲内で規制値が定められている。

【６段階臭気強度表示法】

臭気強度	判定の目安
0	無臭
1	やっと感知できるにおい（検知閾値）
2	何のにおいであるかわかる弱いにおい（認知閾値）
3	楽に感知できるにおい
4	強いにおい
5	無臭

【臭気指数への換算】

臭気強度	2.5	3	3.5
	▼	▼	▼
臭気指数(全業種)	10～15	12～18	14～21

また、2020（令和２）年度においては本町内での悪臭物質濃度の測定はなされていません。土壌汚染対策法に基づき土壌の特定有害物質による汚染区域に指定されている区域があります。

◆土壌汚染対策法に基づく指定区域（令和６年１月 12 日（※注１）現在）

整理番号	調査契機	指定年月日	区分	指定番号	指定区域の所在地	指定基準に適合しない特定有害物質	超過基準
整-2018-6	第 4 条	平成 30 年 11 月 13 日	形	形-32 号	邑楽郡邑楽町大字赤堀字大谷原 3685 番 13 の一部	ふっ素及びその化合物	溶出
整-2021-2	第 4 条	令和 3 年 9 月 28 日	形	形-42 号	邑楽郡邑楽町大字中野字谷中田 133 番の一部、134 番の一部、135 番の一部	溶出：鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物含有：鉛及びその化合物	溶出含有

注１：区域指定状況に変更が生じた最新の年月日を示す。
注２：区分の欄の「形」は、形質変更時要届出区域の意味です。
注３：超過基準の欄の溶出は、土壌を水に溶かした際に、溶け出してくる有害物質の量が基準値を超過したものの意味です。また、含有は、土壌に含まれている有害物質の量が基準値を超過したものの意味です。

出典：「土壌汚染対策法に基づく区域指定状況」（令和６年１月閲覧、群馬県ホームページ）

◆指定が解除された区域（令和６年 11 月 15 日（※注１）現在）

指定番号	調査契機	解除年月日	指定年月日	所在地
形-43 号	第 3 条	令和 4 年 1 月 14 日	令和 4 年 1 月 14 日	邑楽郡邑楽町大字赤堀地内
形-42 号	第 4 条	令和 6 年 7 月 26 日	令和 3 年 9 月 28 日	邑楽郡邑楽町大字中野地内

注１：区域指定状況に変更が生じた最新の年月日を示す。

出典：「土壌汚染対策法に基づく区域指定状況」（令和６年 11 月閲覧、群馬県ホームページ）

② 課題

・邑楽町には、大気汚染監視測定局、騒音及び振動における常時測定地点、河川及び湖沼における健康項目の及び生活環境項目の常時測定地点がなく、邑楽町域における生活環境現状の把握が難しくなっています。

・近年問題となっている光化学オキシダントによる二次汚染物質及び PM2.5 に代表される微粒子状物質等の大気汚染について、事業者への啓発及び町民への情報提供を行い、適切な対応をしていくことが求められます。

・工場等からの早朝、深夜の作業による騒音等への対応が求められます。また、所有者の管理不全による草木の繁茂や野焼きによる煙害等、多くの苦情が寄せられています。

２－８　自然環境

① 現状

邑楽館林圏域には行人沼、多々良沼、城沼、茂林寺沼などの湖沼、湿原や水田が多く、県内でも特色ある低湿地性の自然環境を有しており、これら湖沼や周辺の湿原の豊かな自然環境を保全するために、さまざまな地域指定がされています。邑楽町に一部位置するハクチョウの集団飛来地としても有名な多々良沼周辺が県指定鳥獣保護区として指定されています。

〇植生

本町内の河川における植生については、水際などには、ヨシ群落やマコモ群落、カサスゲ群落などが生育し、動物の生息・繁殖の基盤を形成しています。

新堀川沿いには、水田が広がり、河川のほぼ全域に、ヨシ群落やオギ群落が見られるほか、新堀川ではオオフサモなどの外来種が侵入しています。

邑楽台地の沼である多々良沼は、多々良川の一部であり、東毛地域最大の湖沼です。多々良沼から逆川沿いの南側の台地は、古砂丘が形成され、植栽を起源とするアカマツ林と共に独特な景観を示しています。

〇魚類

圏域内ではこれまでにコイ、ギンブナ、モツゴ、タモロコ、ナマズなど 46 種の魚類が確認されています。特徴的な種としては、鶴生田川のカネヒラは、魚類調査（2017（平成 29）年度河川水辺の国勢調査）において県内で初めて確認されており、再生産していると考えられます。圏域内には、特定外来生物であるコウライギギやチャネルキャットフィッシュなどの在来種への影響が懸念される種も確認されています。また、国内移入種を除いた重要種６としては、ニホンウナギ、ミナミメダカ等 10 種が確認されています。

〇鳥類

邑楽館林圏域内ではこれまでに 144 種の鳥類が確認されており、このうち 39 種が重要種に該当します。圏域に広く分布する湖沼ではカモ類をはじめ多数の水鳥が見られ、多々良沼ではハクチョウ類が毎年飛来し、越冬しています。その他、市街地等ではキジバト、スズメ、ムクドリ、カラス等が増加しており、猛禽類のオオタカやツミの繁殖も確認されています。

〇両生類、爬虫類、哺乳類

邑楽館林圏域の両生類は、重要種のトウキョウダルマガエル、ニホンアカガエル、ツチガエルを含む７種が確認されており、いずれもカエル類です。爬虫類については、重要種のクサガメ、ニホンスッポン、ニホンヤモリを含む 11 種が確認されています。哺乳類については、重要種のニホンイタチを含む 11 種が確認されており、いずれもネズミ類、タヌキ、キツネ等の小型～中型種です。

〇昆虫類（トンボ類）

邑楽館林圏域内では水辺の代表的昆虫であるトンボ類が 52 種確認されています。圏域には、多くの湖沼が存在し、トンボ類の重要な生息地となっています。その中では、ベニイトトンボなどのほか、特定県内希少野生動物種に指定されているオオモノサシトンボなどの重要種が含まれます。

〇動植物

館林市の動植物については、2008（平成 20）年に「館林市史特別編第３巻館林の自然と生きもの」（館林市）が発行されています。

ここでは、主に上記の図書に基づき、陸域・水域の動物の生息基盤を形成する植物群落、水中の自然を代表する魚類、水域と陸域の間の湿地環境を代表するトンボ類、陸域の環境を代表する鳥類についてとりまとめました。

〇植物群落

館林土木事務所が 2007（平成 19）年度に実施した調査では、多々良沼及び周辺で、22 の植物群落が確認されました。

水田を含む湿性草地の群落が５種類、ヤナギ・ハンノキの湿性樹林が３種類区分されたほか、アカマツ植林を含む陸域の樹林も７種類区分され、広い面積に応じた多様な植物群落が形成されています。

◆表　多々良沼の植物群落

区分		No.	群落名称
森林群落	水辺	1	ナギ高木林
		2	ハンノキ林
		3	ヤナギ低木林
	陸域	4	シラカシ林
		5	アカマツ林
		6	コナラ林
		7	エノキ林
		8	カジノキ林
		9	竹林
		10	アズマネザサ群落
湿性草地	水辺	11	ヨシ群落
		12	マコモ群落
		13	ヒメガマ群落
		14	オギ群落
		15	水田雑草群落（休耕地含む）
乾性草地	陸域	16	クズ－カナムグラ群落
		17	セイタカアワダチソウ群落
		18	畑地雑草群落（休耕地含む）
		19	草刈跡地
その他	陸域	20	人工植栽地
		21	人工裸地・構造物
			干潟

出典：「多々良沼・城沼　自然再生協議会」全体構想における「現況と課題」から引用。

多々良沼は、その水生植物が古くから全国的に注目されてきた沼で、1928（昭和３）年には、牧野富太郎博士指導の東京植物同好会が訪れて、沈水植物のムジナモや多数の湿地性植物が記録されています。1994（平成６）年の調査では、ガバ沼周辺のヨシ群落、現在のボランティアセンターの南西のヨシ群落内で、沈水植物のイヌタヌキモのほか、タタラカンガレイなどの湿地性植物が確認されています。また、赤土手の西の赤土手沼で、浮葉植物ヒメシロアサザなどが確認されています。2007（平成 19）年の調査で確認された沈水植物、浮葉植物は、キクモ（沈水植物）、オニビシ・ミズハコベ（浮葉植物）でした。また、より多様な沈水・浮葉植物が、赤土手沼で確認されています。

〇魚類

多々良沼では調査時外も含め 30 種と多くの魚類が確認されています。これは、流入河川である休泊堀幹川や藤川等でウグイ・オイカワ・アブラハヤが確認されており、流出河川である多々良川や矢場川でもアユ等が確認されるなど、渡良瀬川等の河川との交流があることによると考えられます。

ただし、捕獲個体数の 77%を水質の悪化に耐えるモツゴが占めており、沼内で再生産（繁殖）できる魚類の多様性はあまり高くありません。

◆表　多々良沼の魚類

種名など		多々良沼 2004-2006	ガバ沼 2006	中野沼 1998&1999&2005
ウナギ		●	●	●
ワカサギ		●		
アユ	流水性	●		
サケ		○		
オイカワ	流水性	●		
ハス	移入	●		
ウグイ	流水性	●		
アブラハヤ		○		
ワタカ	移入	●		●
タモロコ	移入	●	●	●
ホンモロコ	移入	●		
モツゴ		●	●	●
ビワヒガイ	移入	●		
カマツカ	流水性	●		
ツチフキ	移入	●		●
スゴモロコ	移入	●		
ニゴイ		●		
コイ		●	●	●
キンブナ				○
ゲンゴロウブナ	移入	●	●	●
ギンブナ		●	●	●
タイリクバラタナゴ	外来	●	●	●
ドジョウ		●	●	●
チャネルキャットフィッシュ	外来	○		
ナマズ		●	●	●
メダカ		○		
カムルチー	外来	●	●	●
オオクチバス	外来	●	●	●
ブルーギル	外来	●	●	●
トウヨシノボリ		●	●	●
ウキゴリ		●		
調査時（●）種数		26	13	15
調査時外（○）種数		4	0	1
合計種数		30	13	16

出典：「多々良沼・城沼　自然再生協議会」全体構想における「現況と課題」から引用。

○鳥類

2002（平成 14）～2007（平成 19）年の間に 35 回の調査が行われ、31 科 113 種の鳥類が確認されています。ハクチョウの越冬地で知られる多々良沼は、冬季には他に多数のカモ類、カイツブリ類、サギ類といった水鳥が沼に見られ、邑楽町の多々良沼公園・おうらの森ではトラツグミ・シロハラ・アカハラ等の森林性の冬鳥が見られます。

春・秋の渡りの時期には、水位の低下によって現れた干潟にシギ・チドリ類が飛来します。近年飛来個体数が減少する傾向にありますが、理由は不明となっています。

夏季には、沼ではカイツブリやカルガモが、樹林ではオオルリ・キビタキ等が繁殖しています。１年を通じて見られるキジも、この時期に耕作放棄地等の草地で繁殖していると考えられます。また、陸域の生態系の頂点に位置するワシタカ類として、トビ・オオタカ・ノスリ・ハヤブサの４種が確認されています。

○トンボ類

多々良沼では 2002（平成 14）～2006（平成 18）年の間に 19 種のトンボ類が確認されています。これは、古城沼の 25 種よりは少ないものの、城沼の 12 種より多い結果となっています。沼の周囲に羽化後の未熟成虫が利用する林があること、ヨシ・マコモなどの抽水植物が生育する群落が残されていることが、種数を増やす要因となっていると考えられます。

◆表　多々良沼のトンボ類

科名	種名	多々良沼	城沼	古城沼
アオイトトンボ科	オオアオイトトンボ			●
	オツネントンボ	○		
モノサシトンボ科	オオモノサシトンボ	○	●	●
イトトンボ科	キイトトンボ			●
ベニイトトンボ	ベニイトトンボ			○
	アジアイトトンボ	●	●	●
	クロイトトンボ	●	●	●
	オオイトトンボ		○	○
	セスジイトトンボ	●	○	●
ヤンマ科	アオヤンマ	●	○	●
	ネアカヨシヤンマ	○		
	カトリヤンマ	●		
	マダラヤンマ			●
	マルタンヤンマ			●
	ギンヤンマ	●	●	●
	クロスジギンヤンマ	●		
	オオギンヤンマ	○		
サナエトンボ科	ナゴヤサナエ	○		
	コサナエ	○		
	オナガサナエ			●
	コオニヤンマ			●
	ウチワヤンマ	●	●	●
オニヤンマ科	オニヤンマ	○		
エゾトンボ科	オオヤマトンボ	●	●	●
トンボ科	ハラビロトンボ	○		
	シオカラトンボ	●	●	●
	コフキトンボ	●	●	●
	ショウジョウトンボ	●		●
	ナツアカネ	●		●
	アキアカネ	●	●	●
	マイコアカネ	●		●
	リスアカネ	○		●
	ノシメトンボ	●	●	●
	コシアキトンボ	●	●	●
	チョウトンボ	●	○	●
	ウスバキトンボ	●	●	●
2002-2006年調査の確認種数		19	12	25
その他過去に確認された種数		9	4	2

出典：「多々良沼・城沼　自然再生協議会」全体構想における「現況と課題」から引用。

「巨樹・巨木林データベース」（環境省生物多様性センター）によると、邑楽町内の西邑楽高校等３カ所においてポプラ、エドヒガンやカヤの３種で。幹回り 300 ㎝から 560 ㎝、樹高 18mから 24mの巨木の指定がなされています。

◆邑楽町における巨樹巨木一覧

名称（施設名）	樹種名	単木の場合の幹周	樹高
西邑楽高校	ポプラ	303	24
―	エドヒガン注2	440	18
―	カヤ	560	21

注１：巨樹・巨木林調査における巨木とは、地上から約 130㎝ の位置での幹周(囲)が 300㎝ 以上の樹木。なお、地上から約 130㎝ の位置において幹が複数に分かれている場合には個々の幹の幹周の合計が 300㎝ 以上であり、そのうちの主幹の幹周が 200㎝ 以上のものとしています。なお、調査対象基準に該当する樹木について環境省が実施した調査では「巨木」、または「巨樹」と呼んでいるが、環境省作成の本報告書ではこれを、「巨木」という言い方で基本的に統一している。
注２：エドヒガンの幹周は、株立ち樹木の総幹周です。

出典：「巨樹・巨木林データベース」（令和５年 11 月閲覧、環境省生物多様性センターホームページ

邑楽町には都市公園が 17 箇所存在しています。本町における住民 1 人当たりの都市公園面積は、12.6 ㎡/人となっており、標準値である 10 ㎡/人以上（都市公園法施行令第 1 条の 2）を満足しています。

◆邑楽町における都市公園の名称と面積

名称		面積（㎡）
街区公園	①駅前公園	3,202
	②下谷公園	1,722
	③清水公園	2,146
	④石打公園	1,307
	⑤あけの公園	5,695
	⑥小割公園	1,892
	⑦里前公園	4,200
	⑧鞍掛中央公園	6,808
	⑨ふるさと公園	4,464
	⑩本宿公園	2,900

名称		面積（㎡）
近隣公園	⑪緑ヶ岡公園	9,966
	⑫ひろや公園	17,731
	⑬松本公園	19,780
地区公園	⑭おうら中央公園	74,474
	⑮中野沼公園	58,647
	⑯おうら中央多目的広場	33,478
総合公園	⑰多々良沼公園（町整備分）	77,033
合　　計		325,445
邑楽町の人口		25,787
住民一人当たりの都市公園面積：12.6		

出典：「都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日」（令和５年11月閲覧、邑楽町ホームページ）

② 課題

・本町は、美しい田園地帯に平地林が点在するほか、東部に白鳥の飛来する多々良沼があるなど、豊かな自然環境に恵まれた町ですが、近年の都市化により、農地や平地林の保全などが課題となっています。本町の水と緑の豊かな自然環境と美しい自然景観を後世に継承するため、都市化との整合を図っていく必要があります。
・都市化の進展によって失われつつある自然環境を次世代に引き継いでいくことが必要です。特に平地林については、急速に減少しており、その対策が重要な課題となっています。
・邑楽・館林圏域河川整備計画に位置づけられている新堀川及び逆川の改修については、農地の湛水被害を改善するべく、早期の事業完了を県に働きかけていく必要があります。
・魅力的な自然景観を後世に継承し、自然と市街地の景観が調和した美しいまちづくりが必要です。

２－９　自然との触れ合い

① 現状

邑楽町には、田園と平地林、集落、遠景の山並み等が織りなす穏やかな景観が広がっています。

おうら中央公園等の都市公園は、環境とのふれあいの場となっています。

また、多々良沼や中野沼、孫兵衛川、多々良川、藤川、矢場川、逆川、新堀川等の豊かな水辺環境・景観、さらに、永明寺や長柄神社、大信寺、恩林寺、明言寺（石打こぶ観音）、松本古墳群等の歴史資源の景観も本町の特性のひとつであり、観光資源としての魅力を有しています。

なお、孫兵衛川沿いのまとまったアカマツ林は保安林に指定（大黒保安林）されているほか、多々良沼の館林市域分は風致地区に指定されています。

町内には平地林が多く点在し、町の東端には毎年白鳥が飛来する多々良沼があります。また、町のほぼ中心には役場や町立図書館をはじめとする公共施設が配置され、自然豊かな田園地帯と、住宅地等の市街地が、程よいバランスで調和した景観を形成しています。

本町が有する文化財は、天然記念物が 10、重要文化財が 16、史跡が２、重要有形文化財が１であり、重要無形文化財が２となっています。

◆邑楽町における文化財指定数（令和３年３月 27 日改訂）

No	区　　分		名称など
1	天然記念物	国指定	永明寺のキンモクセイ
2		県指定	神光寺の大カヤ
3			高島小学校のトウグミ
4		町指定	長柄神社の桜「エドヒガン」
5			中野小学校のマツ
6			五位堂のシラカシ
7			恩林寺のイチョウ
8			恩林寺のケヤキ
9			アリマシノ
10			中野沼と水生動植物群
―	重要文化財	国指定	―
―		県指定	―
11		町指定	石打光明寺付近出土板碑
12			バテレン遺跡出土品
13			行人塚出土遺物（錫杖・古銭）
14			中世灰釉陶器瓶
15			弥生式土器
16			中世陶器の壺と古銭
17			縄文時代の石皿
18			松本 23 号古墳出土銀象嵌大刀
19			享保二十一年銘行人百年忌石碑
20			慶徳寺山門
21			十三坊塚北口の庚申塔
22			志士の碑
23			長柄神社本殿附安永八年棟札
24			脇差鶉古城打
25			大雲文龍「水色幽玄」の書跡
26			神谷家文書
―	史跡	国指定	―
―		県指定	―
27		町指定	松本古墳群 3,9,10,11,12,13,20 号古墳
28			鶉古城
―	重要有形民俗文化財	国指定	―
―		県指定	―
29		町指定	中野絣一式
―	重要無形民俗文化財	国指定	―
―		県指定	―
30		町指定	長柄神社の里神楽
31			天王元宿祇園祭り

出典：「邑楽町の文化財」（令和６年１月閲覧、邑楽町ホームページ）

② 課題

・本町は豊かな自然環境に恵まれており、穏やかな田園景観や水辺、平地林、歴史資源と相まった景観は、まちの貴重な財産です。

・一方、離農や後継者不在による農地の転用や耕作放棄、空き家の増加や屋敷林の荒廃等、維持管理が困難となり景観や防犯上の問題となっている現状もみられます。

２－１０　地球環境・廃棄物

① 現状

温室効果ガスの排出量

部門別の CO_2 排出量をみると、2018（平成 30）年で CO_2 排出量が最も多い部門は製造業(127 千 tCO2/年)となっており、次いで旅客自動車、家庭、貨物自動車の CO_2 排出量が多くなっています。製造業の CO_2 排出量は 2010（平成 22）年と比較して増加しています。

◆邑楽町の部門別 CO_2 排出量

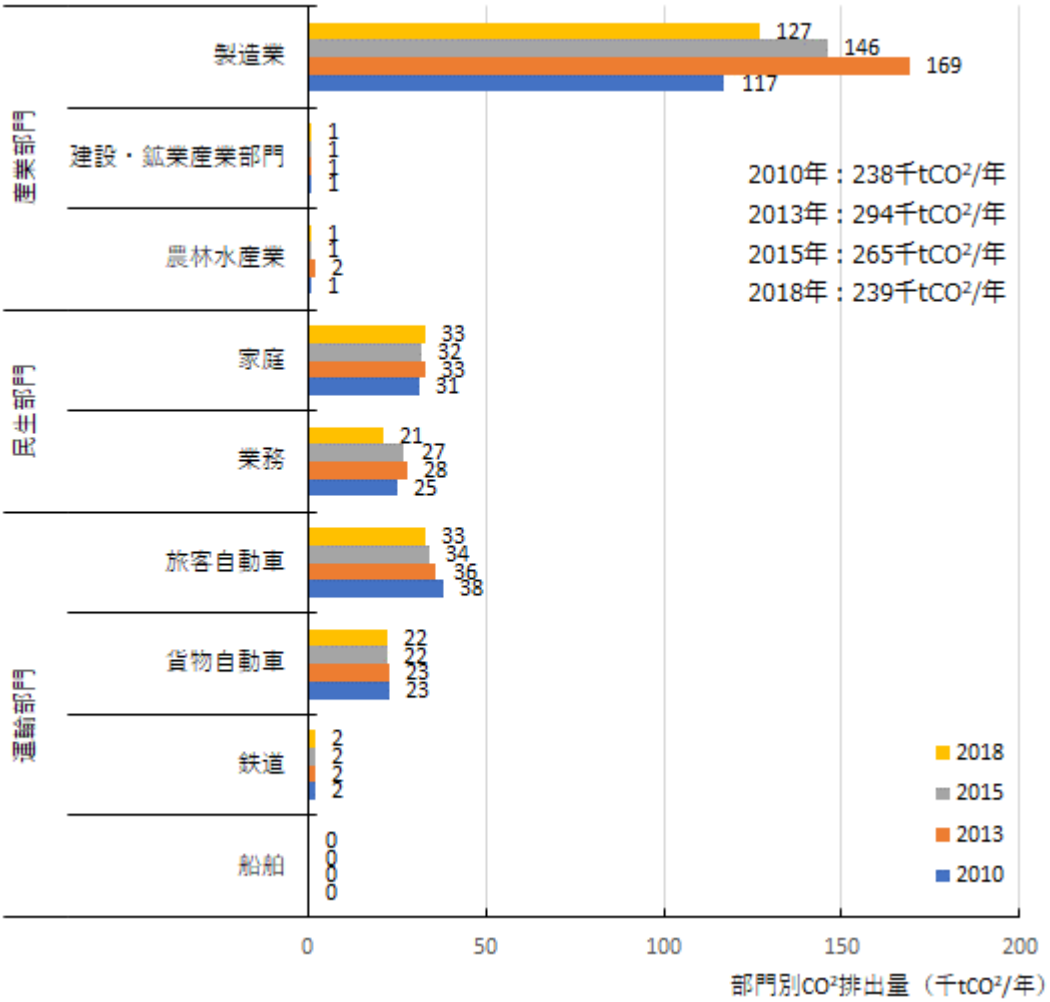

出典：「地域経済循環分析（2018 年版）_邑楽町」（2023 年 10 月、環境省）

エネルギー消費量

邑楽町の 2018（平成 30）年の産業別エネルギー消費量の構成比は、機械製造業のエネルギー消費量の割合が最も多く、次いで鉄鋼･非鉄･金属製品製造業、その他の製造業の割合が高くなっています。2010（平成 22）年と 2018（平成 30）年を比較すると、機械製造業のエネルギー消費量の割合は減少し、パルプ・紙・紙加工品製造業、鉄鋼・非鉄・金属製品製造業、建設業及び医療・福祉の産業は増加しています。

◆邑楽町の産業別エネルギー消費量構成比

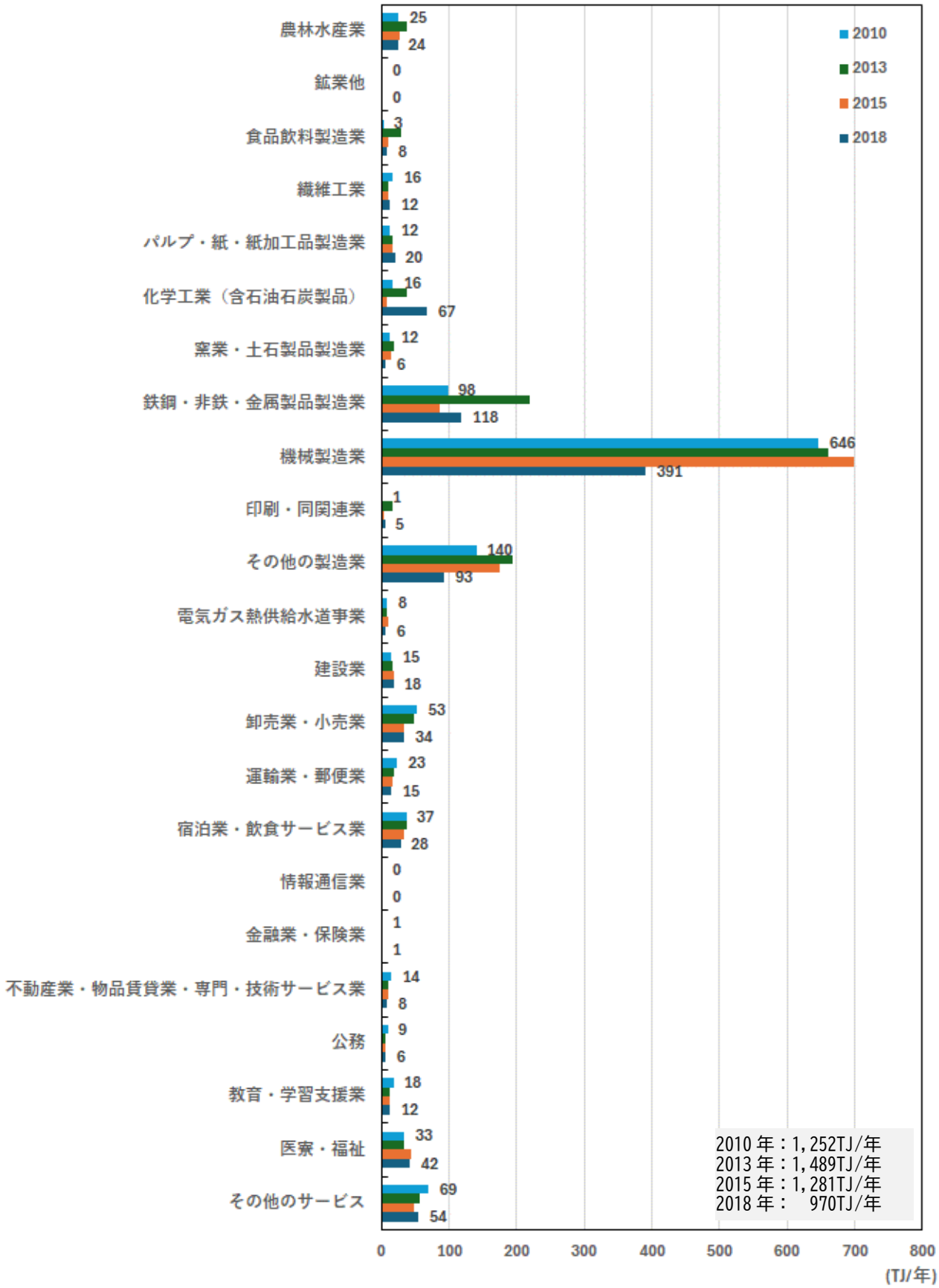

出典：「地域経済循環分析（2018 年版）_邑楽町」（2023 年 10 月、環境省）を基に作成

再生可能エネルギーの導入

邑楽町の再生可能エネルギー設備導入件数の推移は太陽光発電設備の件数が 2019（令和元）年度以降増加しています。一方、その他の設備は導入実績が無い状態となっています。

また、太陽光発電設備以外の風力発電やバイオマス発電も近年多くの自治体で導入が進んでおり、今後、様々な風力、水力、地熱及びバイオマス資源を活用した発電設備の導入が期待されます。

◆邑楽町における再生可能エネルギー設備導入件数（新規認定分）

（単位：件）

年度	太陽光発電設備								風力発電設備	水力発電設備	地熱発電設備	バイオマス発電設備	合計
	10kW 未満		10kW 以上										
		うち自家発電設備併設		うち 50kW 未満	うち 50kW 以上 500kW 未満	うち 500kW 以上 1,000kW 未満	うち 1,000kW 以上 2,000kW 未満	うち 2,000kW 以上					
2019	535	26	374	342	22	10	0	0	0	0	0	0	909
2020	587	27	415	379	25	11	0	0	0	0	0	0	1,002
2021	636	28	439	400	27	12	0	0	0	0	0	0	1,075
2022	695	28	456	415	28	12	1	0	0	0	0	0	1,151
2023	768	28	465	419	32	12	2	0	0	0	0	0	1,233

出典：「再生可能エネルギー電子申請」―エリア別の認定及び導入量―
（令和５年 10 月閲覧、経済産業省資源エネルギー庁ホームページ）

自動車の保有台数・利用交通手段

近年の邑楽町における自動車保有台数は、13,800 台前後でほぼ横ばいで推移しています。

本町における 15 歳以上の通勤・通学者の利用交通手段をみると、自家用車が 94.5%と最も多く、次いで自転車 2.2%の順となっています。公共交通である鉄道・電車は 0.6%、乗合バスは 0.1%にとどまっています。

◆自動車保有台数の推移

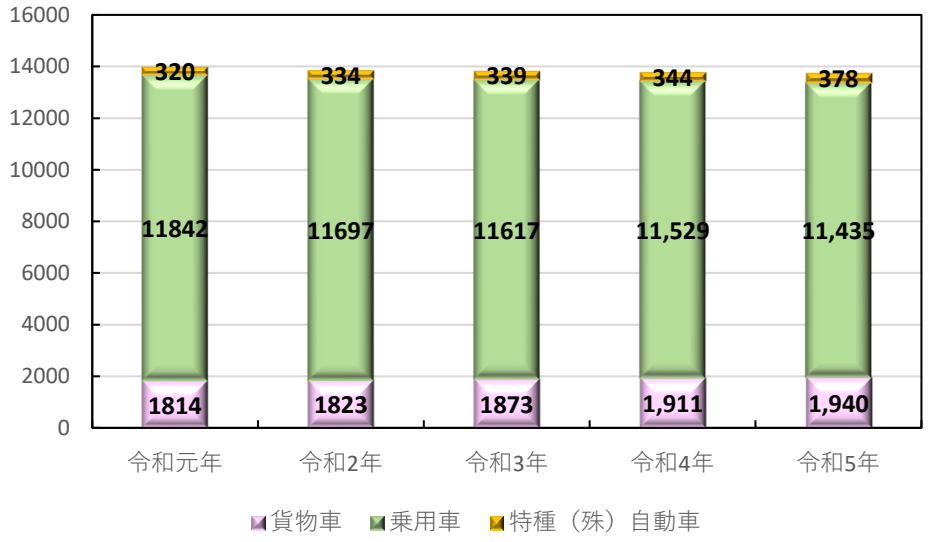

出典：「市町村別自動車保有台数」（令和５年 10 月閲覧、関東運輸局ホームページ）

◆通勤・通学者の利用交通手段

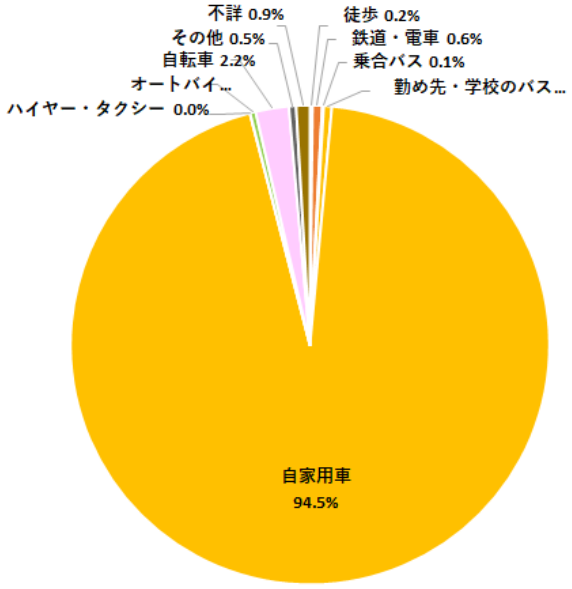

出典：「令和２年国勢調査（従業地・通学地による人口・就業状態等集計）」
（令和５年 10 月閲覧、総務省統計局ホームページ）

廃棄物

邑楽町の可燃系のごみは、本町と太田市、千代田町及び大泉町の１市３町から排出される可燃ごみを焼却するために、１市３町で設立された「太田市外三町広域清掃組合」が運営するクリーンプラザで焼却処理を行っています。

過去５年間のごみの１日１人あたりの排出量をみると、2020（令和２）年度は他の年と比較して、値が増加したものの、2021（令和３）年度は過去４年間で最も少ない数字となっています。

ごみ処理量の経年変化をみると、2017（平成 29）年度は 10,000t 超でしたが、翌年以降は増減を繰り返しつつ 2021（令和３）年度に 9,000t を割り込みました。また、ごみのリサイクル率は年々増加しています。

◆邑楽町におけるごみ排出量及びゴミ処理量の推移

年度	計画収集量（ｔ）	直接搬入量（ｔ）	集団回収量（ｔ）	ごみ排出量総計（ｔ）	１人１日当たり排出量（g/人日）	ごみ処理量総計（ｔ）	ごみのリサイクル率（%）
平成 29 年	8,426	1,113	36	9,575	978	10,660	7.5
平成 30 年	8,495	961	32	9,488	972	9,456	12.7
令和 元年	8,004	1,514	29	9,546	987	9,517	13.3
令和 ２年	8,101	1,874	27	10,002	1,041	9,975	15.6
令和 ３年	7,762	891	30	8,683	913	8,653	19.7

出典：「群馬県の廃棄物」（令和５年 10 月閲覧、群馬県ホームページ）

② 課題

地球温暖化

・環境問題への関心を高めるためには、幼少期からの環境に関する学習機会の提供が必要です。また、生涯を通じて継続的に学び続けられるよう適切な支援も求められています。
・温室効果ガスの排出量を抑制し、脱炭素社会を実現するためには、省エネルギー対策、リサイクルの推進によるごみの減量化等、エネルギーの利用効率の向上が課題となっています。
・情報があふれている中で、正しい知識や最新の知見を適切に町民に提供する必要があります。
・温暖化防止対策の効果を上げるためには、町民一人一人の行動変容が求められていますが、まだ町全体の取組とはなっていません。

廃棄物

・町民の環境意識の向上を図るとともに、廃棄物の適切な処理を啓発する必要があります。
・ポイ捨て及び不法投棄の防止のため、監視体制の強化及び発生抑制対策を更に推進する必要があります。
・工場等からの早朝、深夜の作業による騒音等への対応が求められます。また、所有者の管理不全による草木の繁茂や野焼きによる煙害等多くの苦情が寄せられています。
・近年問題となっている光化学オキシダントによる二次汚染物質及び PM2.5 に代表される微粒子状物質等の大気汚染について、事業者への啓発及び町民への情報提供を行い、適切な対応をしていくことが求められます。

３　環境意識調査

３－１　調査の実施概要

環境意識調査の実施概要は、以下のとおりです。

① 調査目的

邑楽町環境基本条例に基づく環境基本計画の策定に先立ち、町民・事業者の環境に関する意識を把握するため、アンケートを通じて調査を実施しました。

② 調査内容

調査の内容は、下記の表に示すとおりです。

◆調査内容

項目	町民	事業者
調査対象	町内に在住する 満 18 歳以上の町民（1,000 人）	市内の事業所（200 事業所）
実施方法	郵送配布・郵送回収による郵送調査法及び Web 調査	
調査期間	2023（令和５）年 12 月 14 日　～2023（令和５）年 12 月 28 日	
回 収 率	48.5% （485 通／1,000 通）	45.5% （91 通／200 通）

３－２　環境意識調査の結果

（町民編）

２．現在の環境について住んでいる環境・現状に対する満足度と重要度

設問２－１　あなたの住んでいる地域を中心とした環境や現状への満足度についてお伺いします。
項目ごとに最もあてはまるものに１つ〇をつけてください。

◈満足度（「やや高い」と「高い」の合計）が最も高かったのは、「山林や畑・水田などの緑の豊かさ」が 54.7%と最も多く、次いで「空気のきれいさ」の 49.1%となっています。
◈不満度（「低い」と「やや低い」の合計）の比率が高かったのは、「鉄道やバスなどの公共交通の便利さ」が 70.3%で、次いで「歩道の安全性・快適性」が 45.8%となっています。

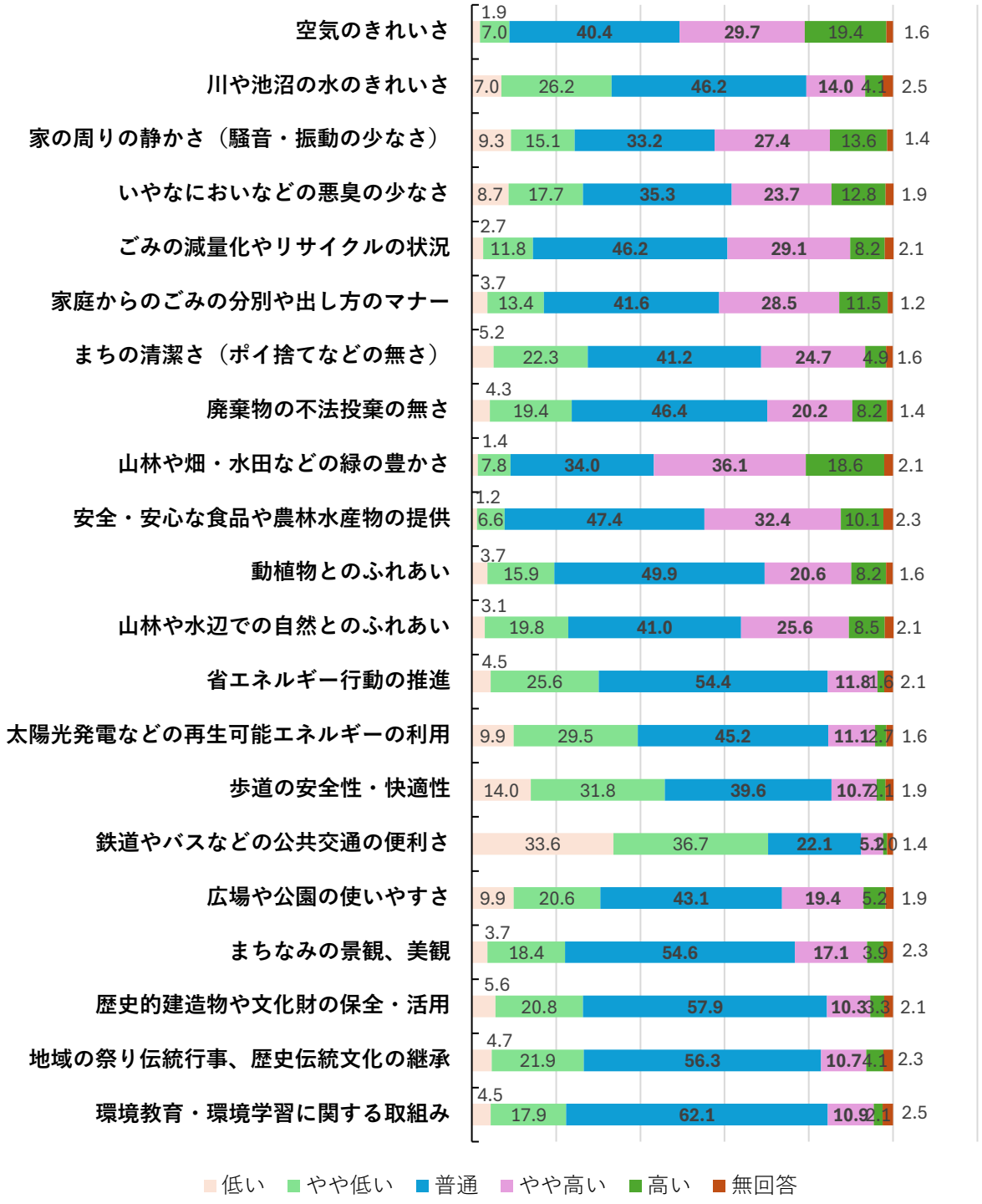

設問２－２　あなたの住んでいる地域を中心とした環境の重要度についてお伺いします。項目ごとに最もあてはまるものに１つ〇をつけてください。

◈重要度（「やや高い」と「高い」の合計）が最も高かったのは、「空気のきれいさ」が 57.1%と最も多く、次いで「いやなにおいなどの悪臭の少なさ」の 54.9%となっています。
◈非重要度（「低い」と「やや低い」の合計）の比率が高かったのは、「鉄道やバスなどの公共交通の便利さ」が 30.1%で、次いで「太陽光発電などの再生可能エネルギーの利用」が 24.7%とな

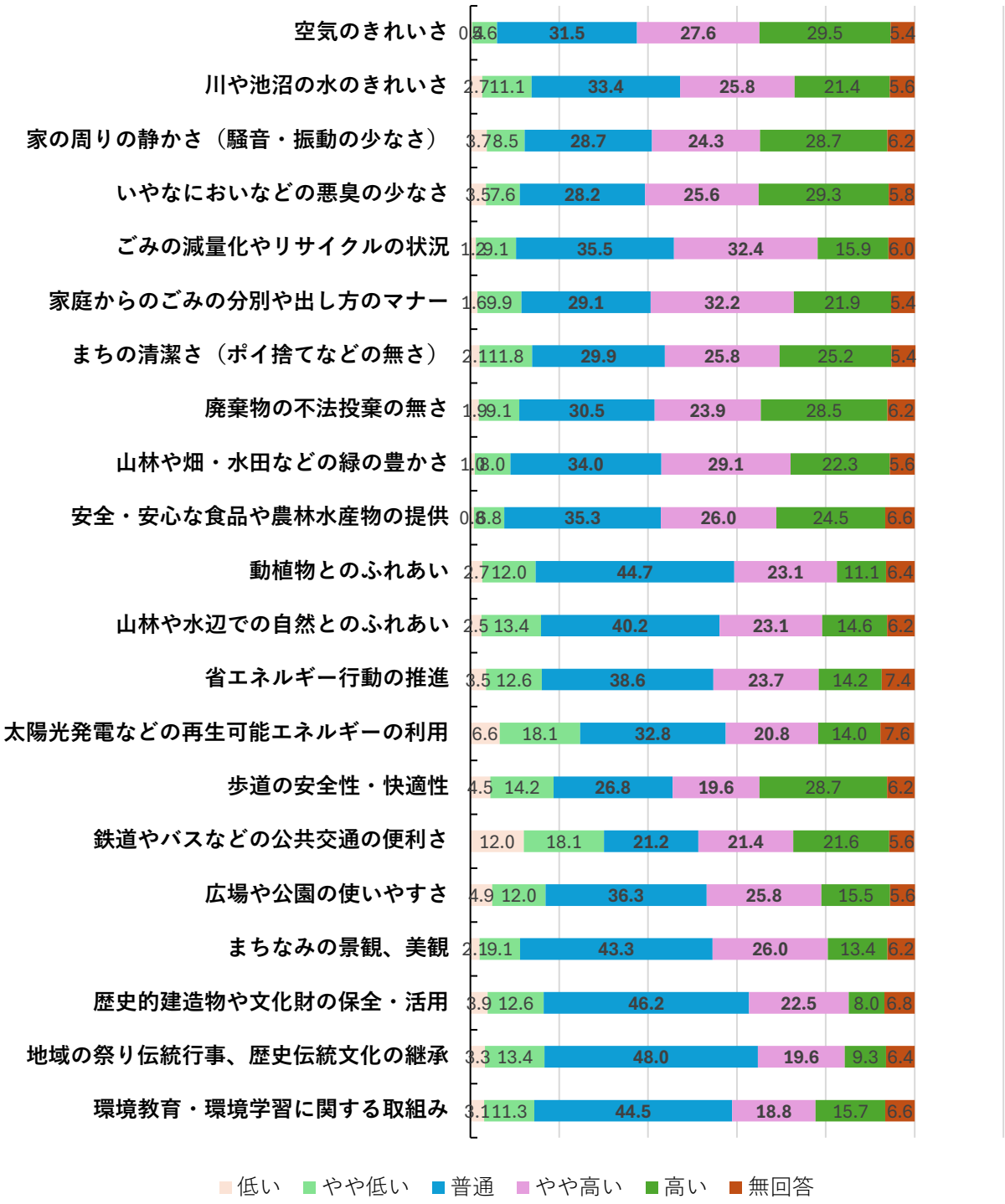

３．環境保全に向けた行動について

設問３－１　あなたやあなたの家では、日ごろ、次のような行動に取組んでいますか？取組んでいる内容に〇をつけて下さい。

◈環境保全に向けた活動で最も多かったのは、「空き缶やたばこの吸い殻などのごみのポイ捨てをしない」が 93.2%で、次いで「ごみをきちんと分別して出し、リサイクルにも協力する」が 92.6%となっています。

◈環境保全に向けた活動で最も少なかったのは、「外出や通勤する時は、なるべく自動車より公共交通機関を利用する」が 6.6%で、次いで「少々高額でも、なるべくリサイクル商品を購入する」が 11.5%となっています。

◆環境保全に向けた行動について

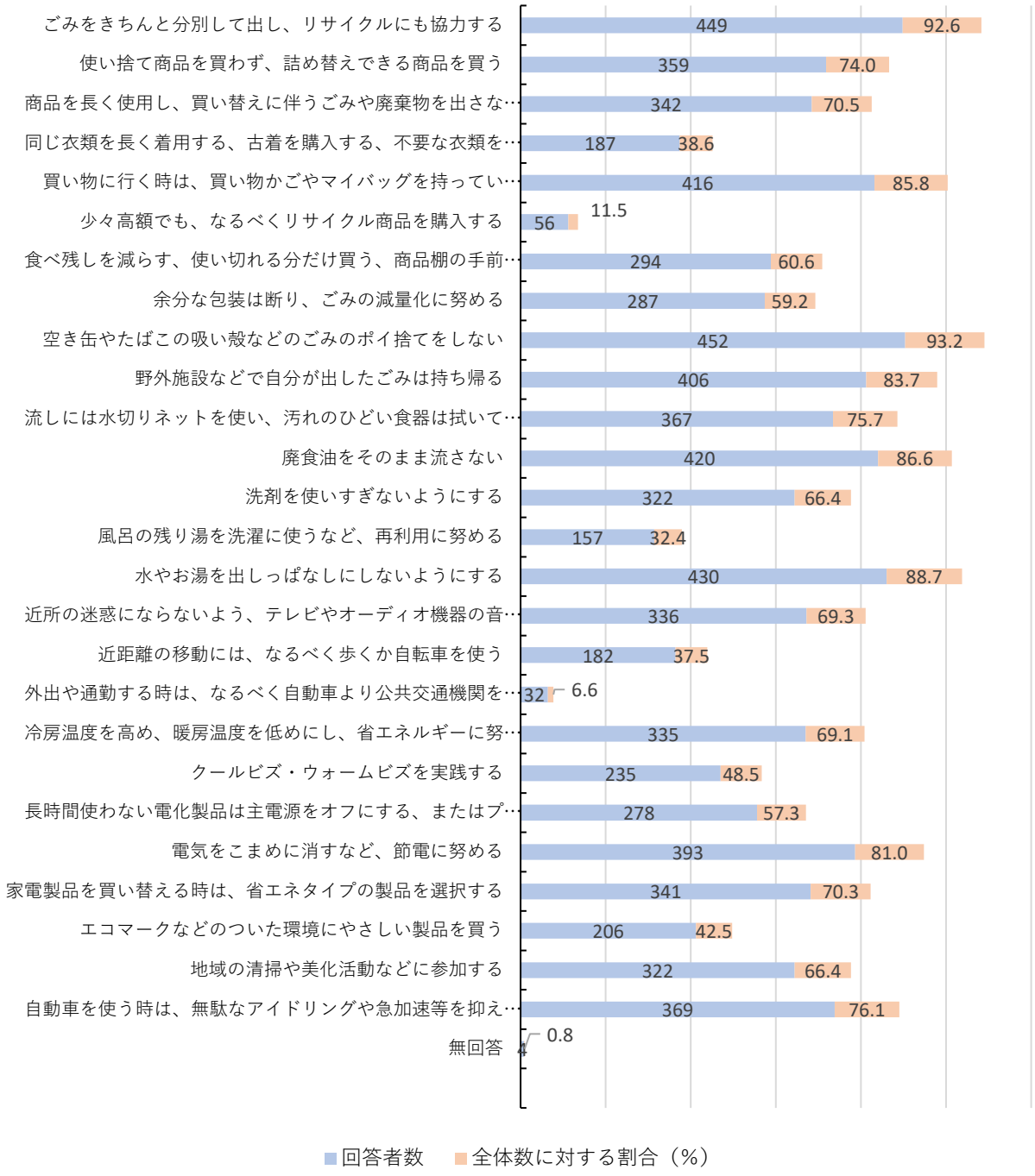

設問３－２　あなたは、環境保全に向けた取組みについて、どのようにお考えですか？最も適する考えを１つ選択してください。

◈環境保全に向けた取り組みでの考えで最も多かったのは、「日常生活が不便にならずコストが掛からない範囲で取組みたい。」が 60.2%と多く、次いで「日常生活が多少不便であったり、多少コストが掛かっても、取組みたい。」となっています。
◈環境保全に向けた取り組みでの少数の考えで、「自分には関係ないから取り組む気は全くない。」及び「ライフスタイルは出来るだけ変えたくないので取組みたくない。」と考えている人がいます。

◆環境保全に向けた取り組み

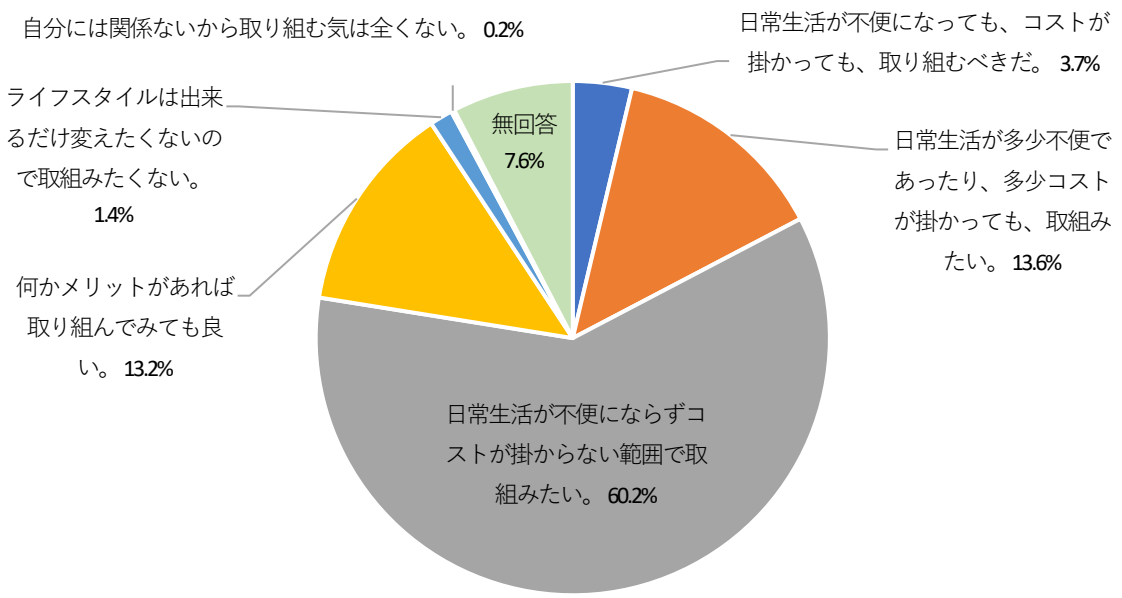

設問３－５　あなたは、町民・事業者・行政等が協働して環境を守り、育てていくためにどのようなことが重要だと思いますか？あてはまるもの全てに〇をつけてください。

◈町民・事業者・行政等が協働して環境を守り、育てていくため重要とする考えで最も多かったのは、「子どもたちへの各種体験学習や環境教育の推進」が 67.8%と多く、次いで「町民・事業者が利用しやすい環境情報の収集と提供」の 52.4%となっています。
◈町民・事業者・行政等が協働して環境を守り、育てていくため重要とする考えで最も少なかったのは、「町民・事業者が参加しやすい環境学習機会の提供」が 34.6%となっています。

◆環境を守り、育てていくため重要なこと

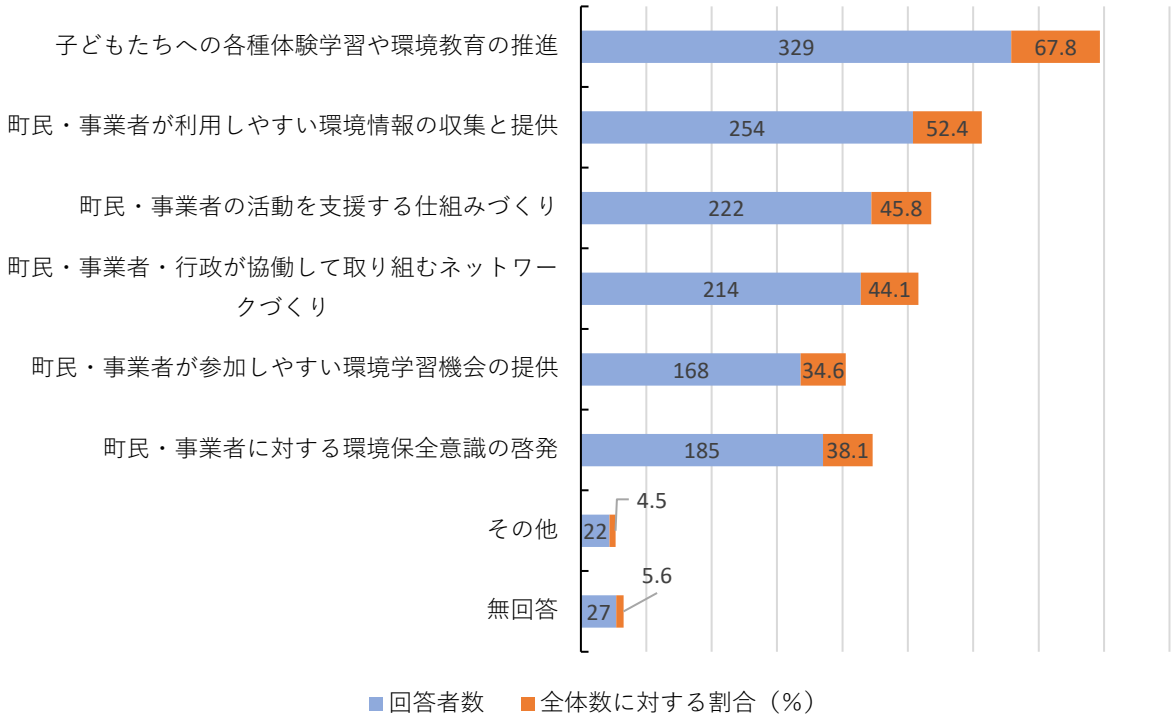

４．地球温暖化への関心について

設問４－１　「地球温暖化」とは、人の活動に伴って発生する二酸化炭素（CO2）などの温室効果ガスが大気中で増加することにより、地表、大気及び海水の温度が上昇する現象を言います。あなたは、地球温暖化対策についてどのように考えていますか。あてはまるものに１つだけ○をつけてください。

◈地球温暖化対策での考え方で、最も多かったのは、「少し関心がある」が 47.8%となっています。

◆地球温暖化関心度

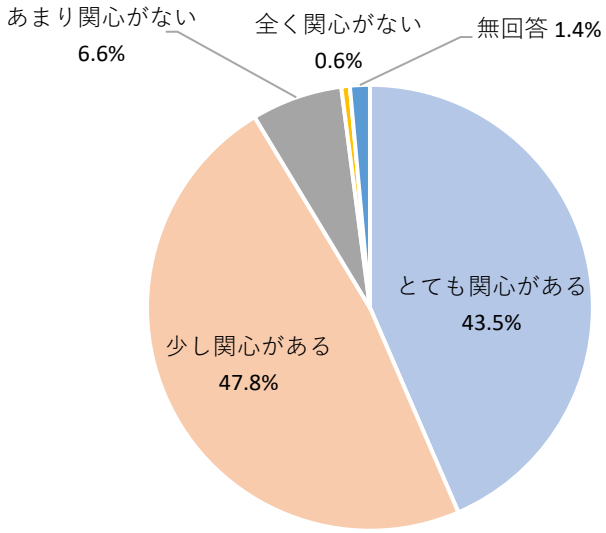

設問４－２　あなたは「パリ協定」について知っていますか？あてはまるものに１つ○をつけてください。

※パリ協定：2016 年に発効した気候変動問題に関する国際的な枠組みです。
2020 年以降の温室効果ガス削減に関する世界的な取り決めが示され、世界共通の「２度目標（努力目標 1.5 度以内）」が掲げられています。

◈「パリ協定」については、「名前は知っている」が 49.9%、「名前も内容も知っている」は 35.3%となっています。また、「知らない（はじめて聞いた）」が 13.2%となっています。

◆「パリ協定」についての認知度

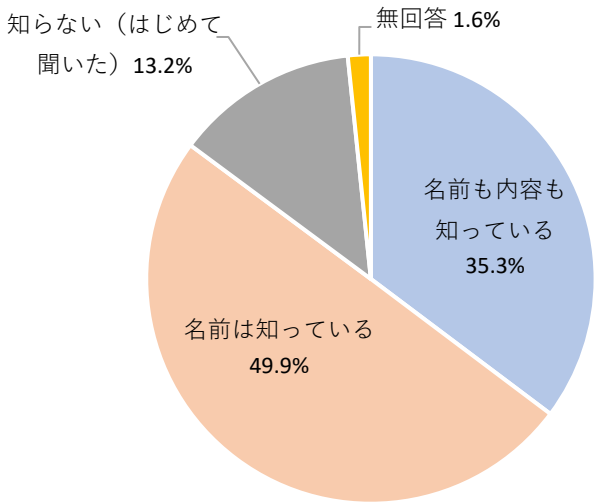

設問４－３　あなたは「SDGｓ」について知っていますか。あてはまるものに１つ○をつけてください。

※SDGs：2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17 のゴール・169 のターゲットから構成されています。

◈「SDGｓ」については、「名前は知っている」が 45.2%、「名前も内容も知っている」は 34.4%となっています。また、「知らない（はじめて聞いた）」が 18.8%となっています。

◆「SDGｓ」についての認知度

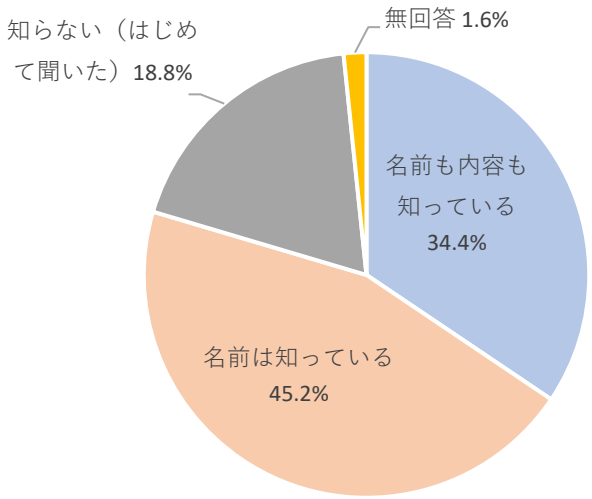

設問４－４　人類がこれまでに排出した温室効果ガスの量はかなり大きいため、今すぐ対策を取ったとしても、気候変動の影響は今後数世紀続くと言われています。そのため、高温に耐える農作物の品種改良を進めるなど、気候変動の影響による被害を回避・軽減する「適応策」が重要となっています。あなたは、この「適応策」についてご存じでしたか。あてはまるものに１つ○をつけてください。

◈「適応策」については、「知らない（はじめて聞いた）」が 44.1%、「名前は知っている」は 37.3%となっています。また、「名前も内容も知っている」は 15.7%となっています。

◆「適応策」についての認知度

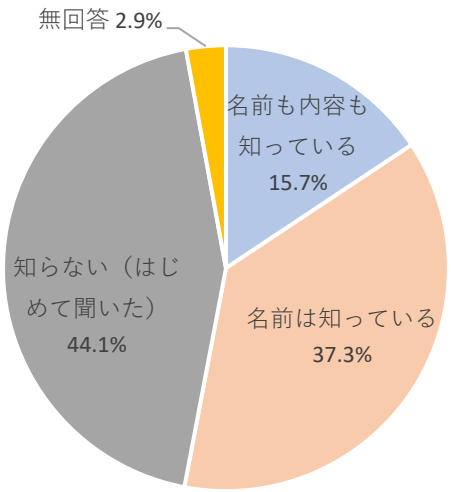

設問４－５　あなたが日常生活を送る中で、地球温暖化に関して既に現れていると思う影響がありますか。あてはまるもの全てに〇をつけてください。

◈地球温暖化に関して既に現れていると思う影響で多かったのは、「台風や梅雨前線等による集中豪雨・洪水（自然災害）」が 88.7%で、次いで「熱中症や感染症の増加（健康）」が 72.4%となっています。

◆既に現れている地球温暖化による影響

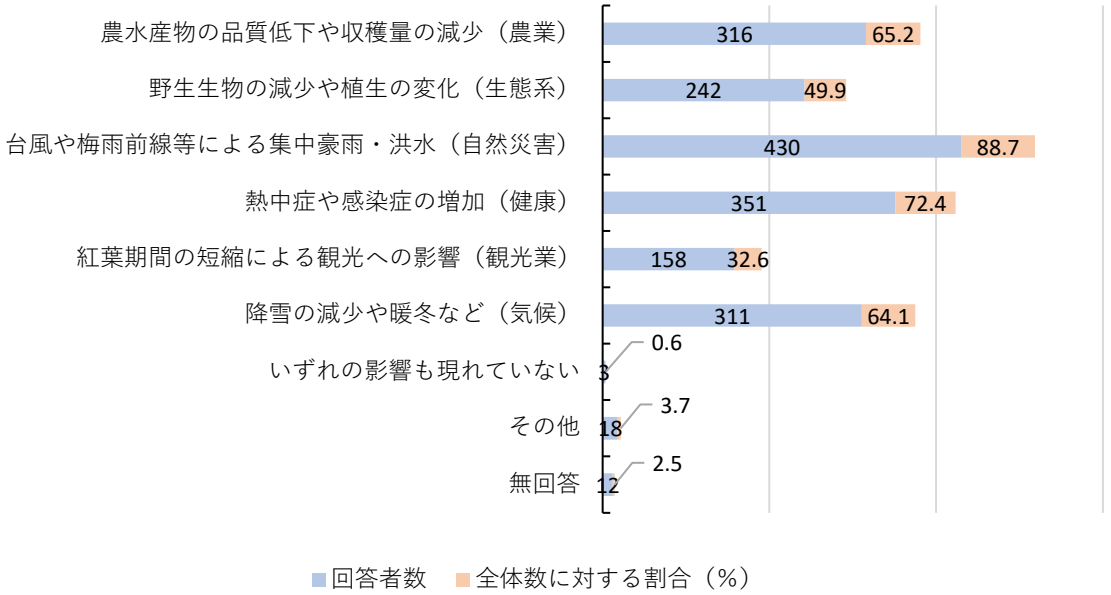

問５－５　再生可能エネルギーの導入・活用状況についてお聞きします。

◈再生可能エネルギーの導入・活用で最も多かったのは、「太陽光発電設備」が 13.8%と最も多く、次いで、「太陽熱温水器」が 4.3%となっています。
◈今後ご自宅へ再生可能エネルギーを「導入したいと思わない」が 34.0%となっています。
◈「導入したいが自宅では難しい」及び「導入したいと思わない」と回答された理由では、「初期費用を回収できるかどうかわからない」がもっと多く 50.2%となっています。

◆再生可能エネルギーの導入・活用状況

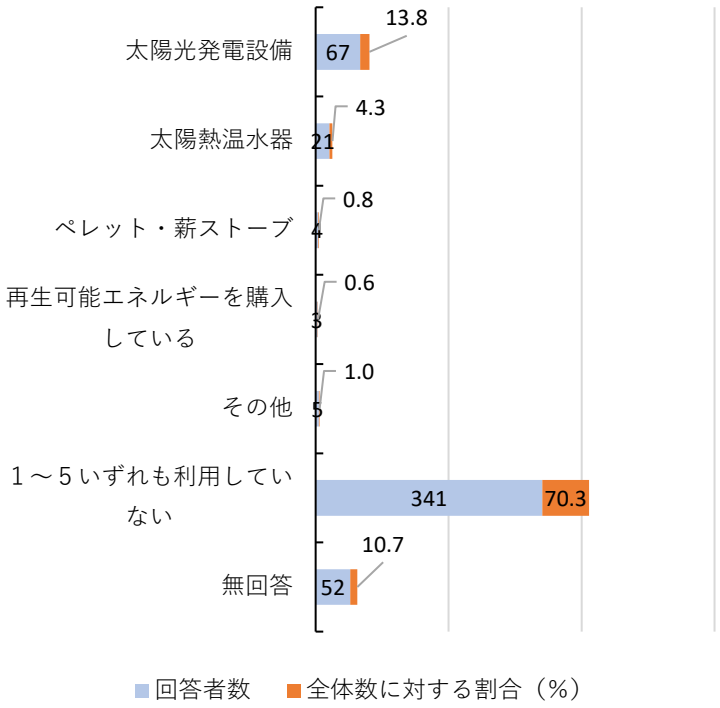

◆今後、再生可能エネルギーの導入・活用について

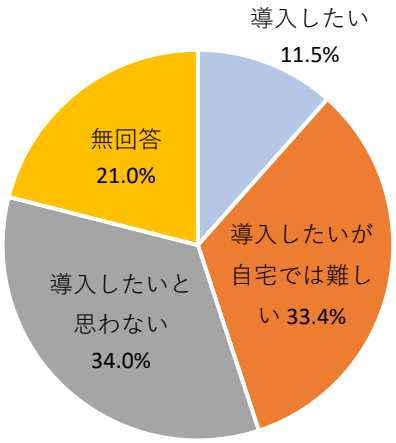

◆「導入したいが自宅では難しい」及び「導入したいと思わない」と回答した理由

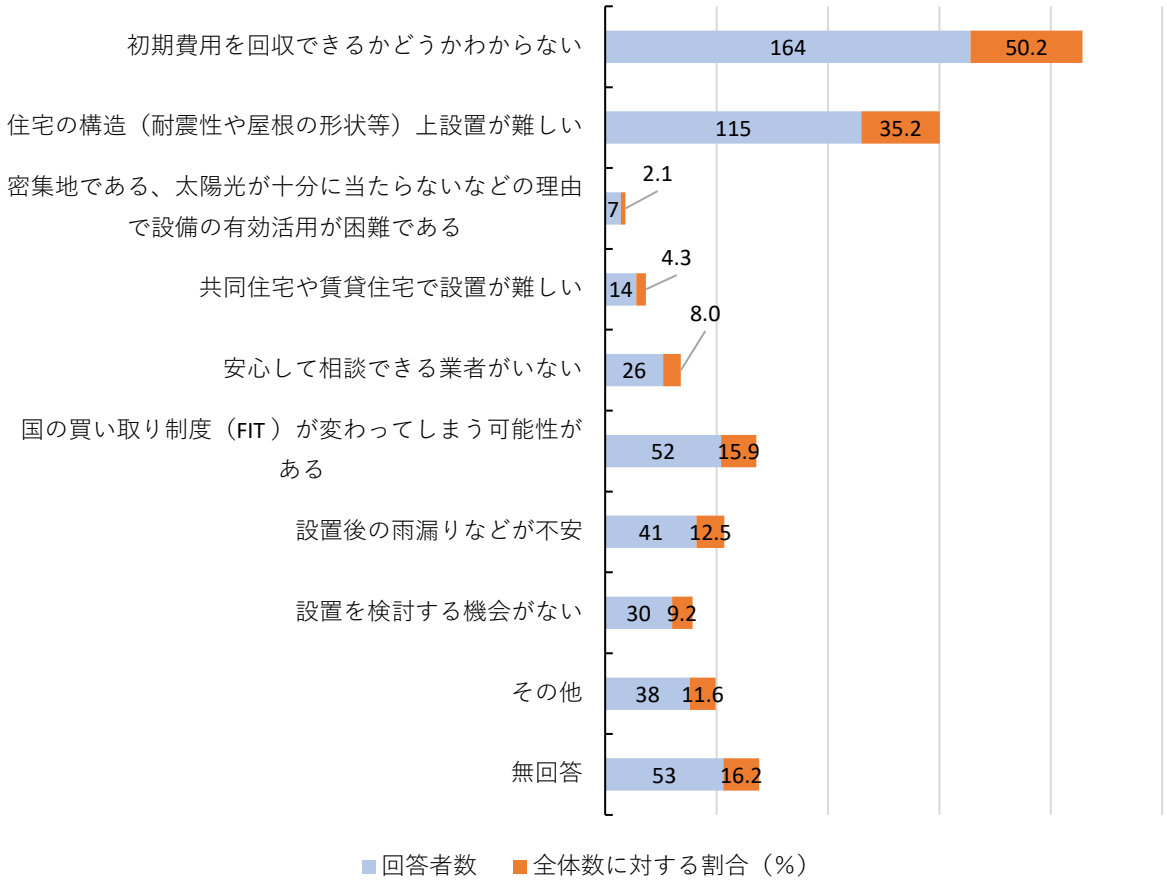

６．これからの地球温暖化対策の行動について

問６－１　あなたは、地球温暖化対策、脱炭素社会の実現に向けて、町としてどのようなことに取り組んだらよいと考えますか。あてはまるものに３つまで〇をつけてください。

◈本町が取り組む地球温暖化対策については、「太陽光発電、風力発電、太陽熱利用など、再生可能エネルギーの利用促進」が 30.3%と最も多く、「プラスチックのリサイクルや使用削減など、資源の有効利用の促進」が 25.4%となっています。

◆本町が取り組む地球温暖化対策

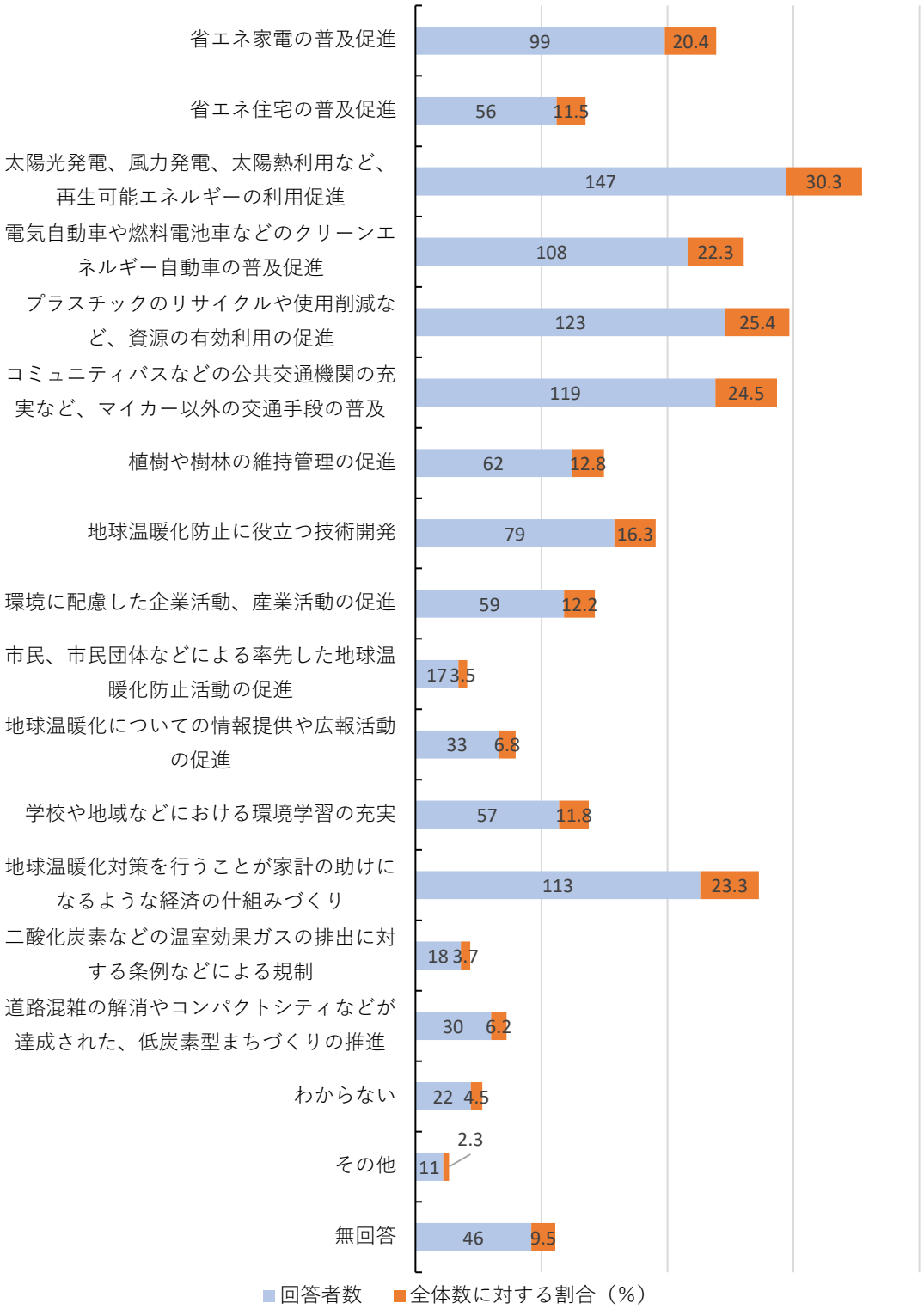

問６－２　あなたは「適応策」に関して、本町でどのような課題への取組みが必要だと思いますか。当てはまるものに３つまで〇をつけてください）

◈本町で必要とされる適応策については、「台風や梅雨前線等による集中豪雨・洪水など（自然災害）」が 62.3%と最も多く、次いで、「熱中症の増加や、感染症の増加など（健康）」が 58.6%となっています。

◆本町で必要とされる取り組み

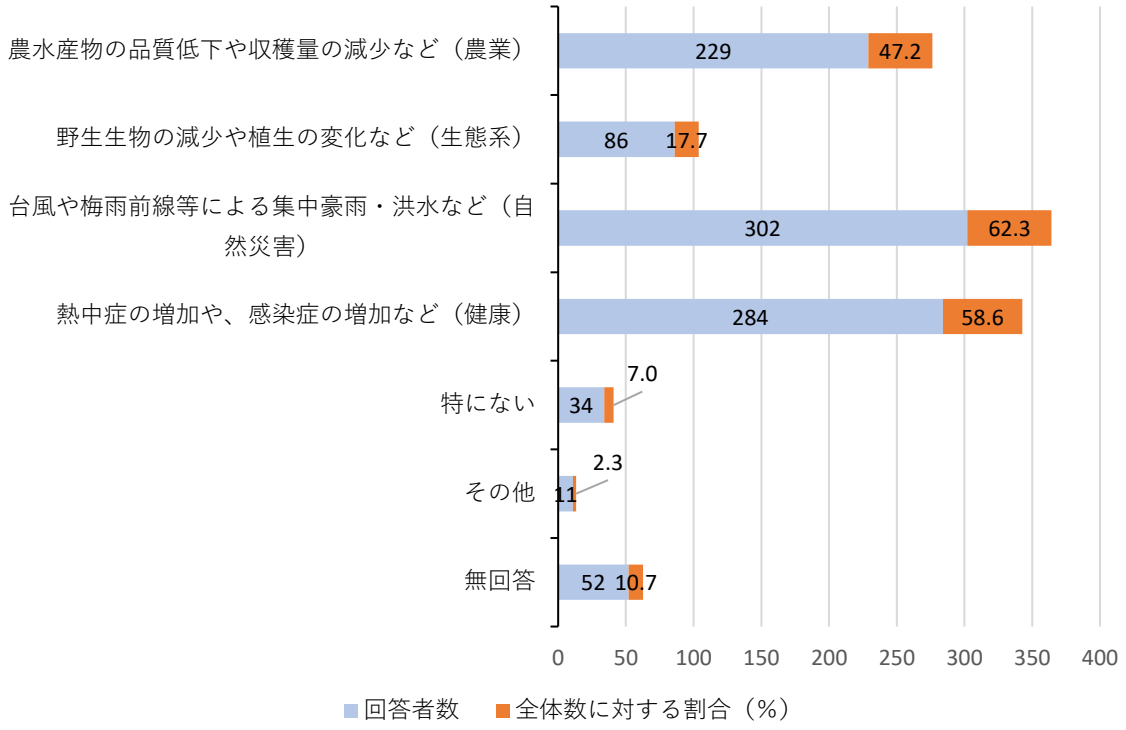

問６－３　地域全体で「脱炭素社会」づくりを進めるため脱炭素先行地域づくりを進めたいと考えています。町民の活動への参加や、環境税などの形で家計への負担が求められる可能性があります。あなたは脱炭素社会に関する取組みへの参加についてどのように考えますか。あてはまるものに１つだけ○をつけてください。

◈脱炭素社会に関する取組みへの参加については、「わからない」が 37.1%と最も多いものの、「負担が限定的であれば、脱炭素先行地域づくりの活動に参加してみたい」が 33.8%となっています。

◆脱炭素社会に関する取組みへの参加について

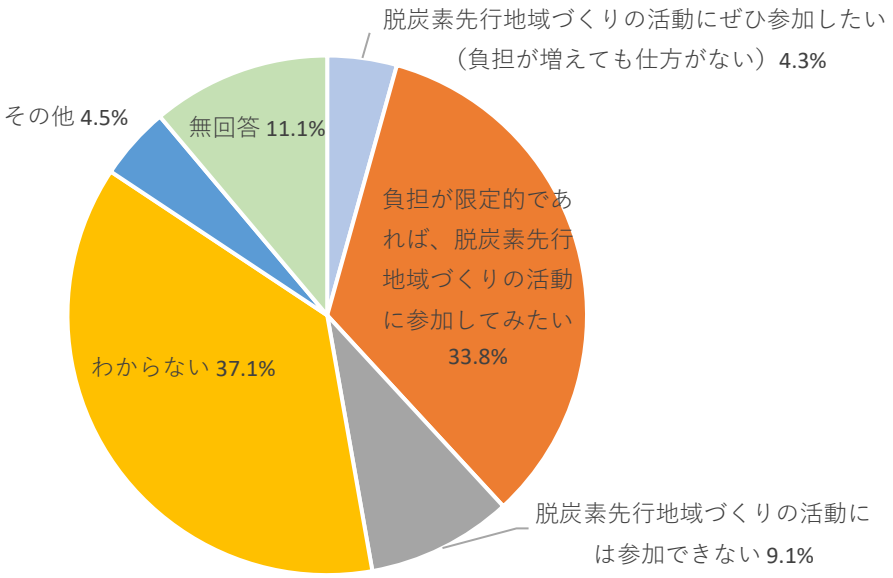

問６－４　町域における再生可能エネルギーの利用についてお聞きします。あなたのお考えに近いものに、それぞれ１つだけ○をつけてください。

（１）太陽光発電の設置が困難な町民も含め、多くの町民に出資してもらって、町内に町民協働発電所を設置する取組みに協力する（出資する）ことについて
（２）環境に配慮したエネルギーの普及と、地域内で発電された電力を地域内で消費することで、地域の経済循環を高めることを目指した地域新電力会社が販売する電力を購入することについて
（３）お住まいの地域の近くで、地域で算出される木材などのバイオマスを利用した発電などの事業が実施された時に、バイオマスで発電された電力を購入することについて

◈地域新電力会社が販売する電力を購入することに対して、「やや協力したい」が最も多く 49.1%となっています。
◈多くの町民に出資してもらって、町内に町民協働発電所を設置する取組みに協力する（出資する）ことに対して、「全く協力しない」が 11.8%と最も多くなっています。

◆町域における再生可能エネルギーの利用について

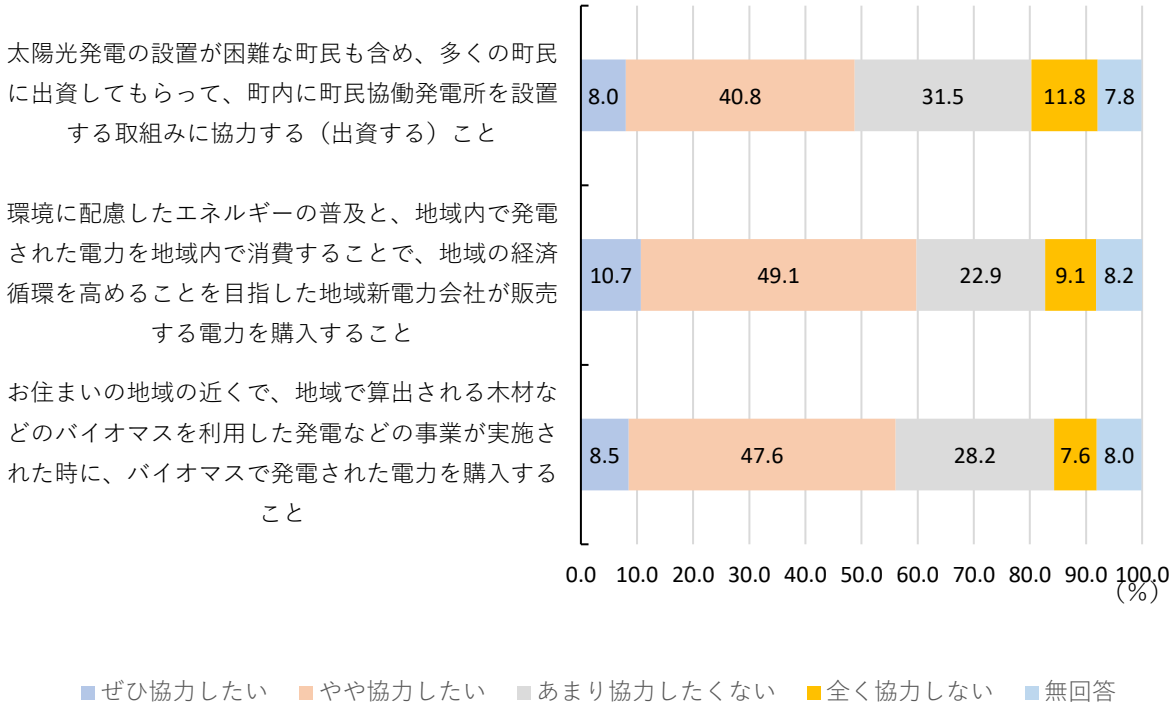

（事業者編）

２．現在の環境について住んでいる環境・現状に対する満足度と重要度

問２－１　邑楽町の環境や現状への満足度についてお伺いします。項目ごとに最もあてはまるものに１つだけ○をつけてください。

◈満足度（「やや高い」と「高い」の合計）が最も高かったのは、「山林や畑・水田などの緑の豊かさ」が 58.3%と最も多く、次いで「空気のきれいさ」の 48.4%となっています。
◈不満度（「低い」と「やや低い」の合計）の比率が高かったのは、「鉄道やバスなどの公共交通の便利さ」が 71.5%で、次いで「歩道の安全性・快適性」が 52.8%となっています。

◆環境や現状への満足度

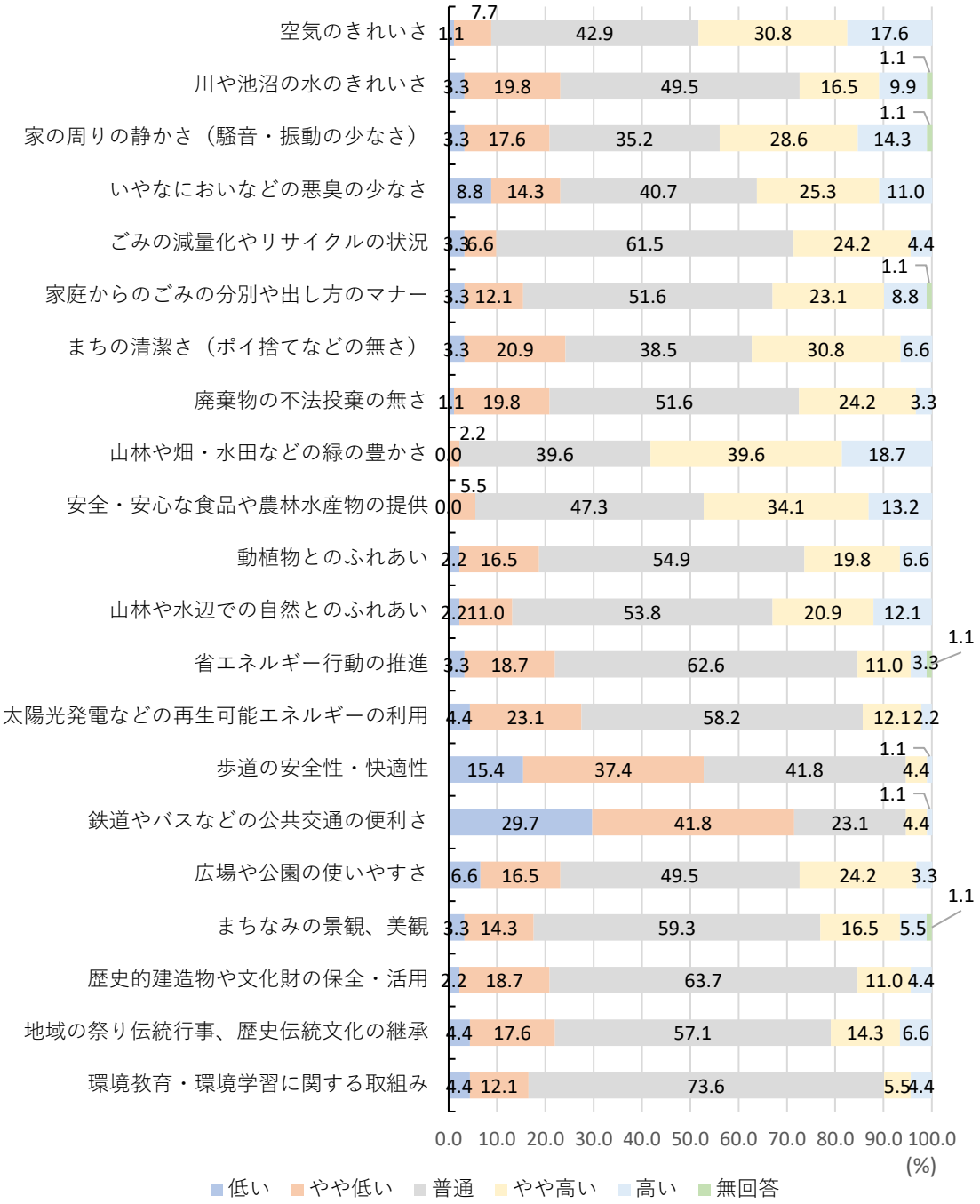

問２－２　邑楽町の環境や取組みへの重要度について教えてください。項目ごとに最もあてはまるものに１つだけ〇をつけてください。

◈重要度（「やや高い」と「高い」の合計）が最も高かったのは、「歩道の安全性・快適性」が 53.9%と最も多く、次いで「廃棄物の不法投棄の無さ」及び「まちの清潔さ（ポイ捨てなどの無さ）」の 51.7%となっています。

◈非重要度（「低い」と「やや低い」の合計）の比率が高かったのは、「鉄道やバスなどの公共交通の便利さ」が 17.6%で、次いで「太陽光発電などの再生可能エネルギーの利用」が 15.4%となっています。

◆環境に関する満足度

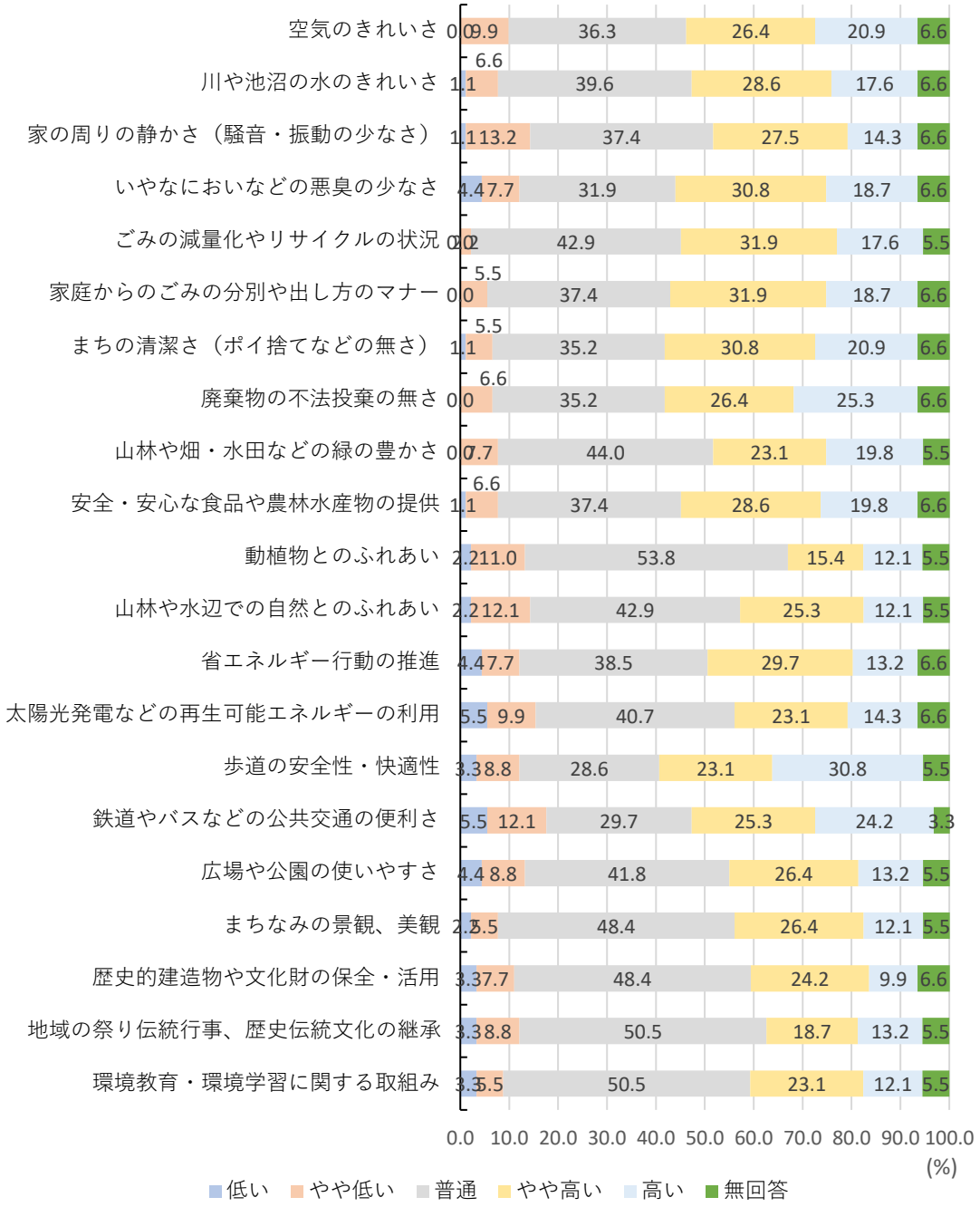

４．貴事業所の節電や再エネ行動について

問４－１と４－２　節電や省エネ行動として望まれる次の各行動について、お伺いします。項目ごとに最もあてはまる番号を１つだけ〇をつけてください。また、問４－１で「いいえ」と回答した項目が１つ以上あった方にお伺いします。取組めていない理由について、最もあてはまる番号に１つだけ〇をつけてください。

◈節電や省エネ行動として望まれる行動については、「事業所内の会議室やトイレなどの照明は、こまめに消灯している」が最も多く 73.6%、次いで「空調を使用する時は、窓や扉を閉めたり、ブラインドを活用するなど効率利用に努めている」の 68.1%となっています。

◈節電や省エネ行動に取り組めていない理由として最も多かったものは、「業務活動上困難である」が 29.9%で、次いで、「どのような取組みをすればいいのか分からないとなっています。

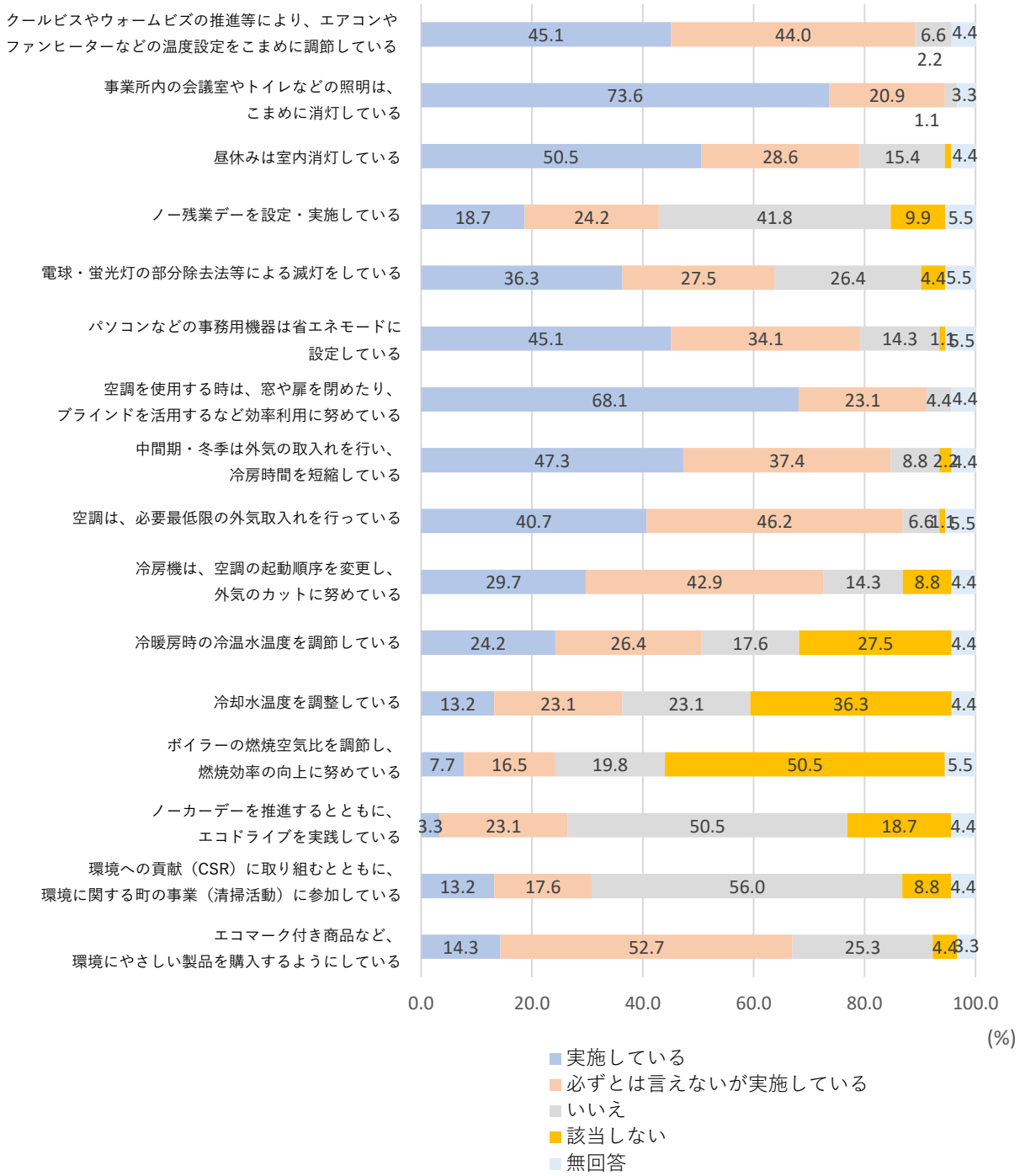

◆省エネ行動に取り組めていない理由

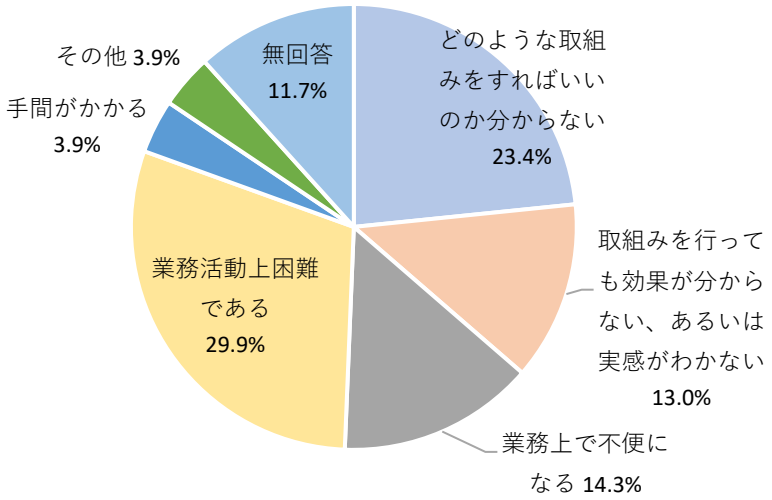

問４－３　貴事業所が再エネ行動や温室効果ガス削減の取組みを行う理由をお伺いします。あてはまる番号全てに〇をつけてください。

◈省エネ行動・温室効果ガス削減を行う理由として最も多かったものは、「コスト削減」が63.7%で、次いで、「環境への貢献（CSR)」が46.2%となっています。

◆省エネ行動・温室効果ガス削減を行う理由

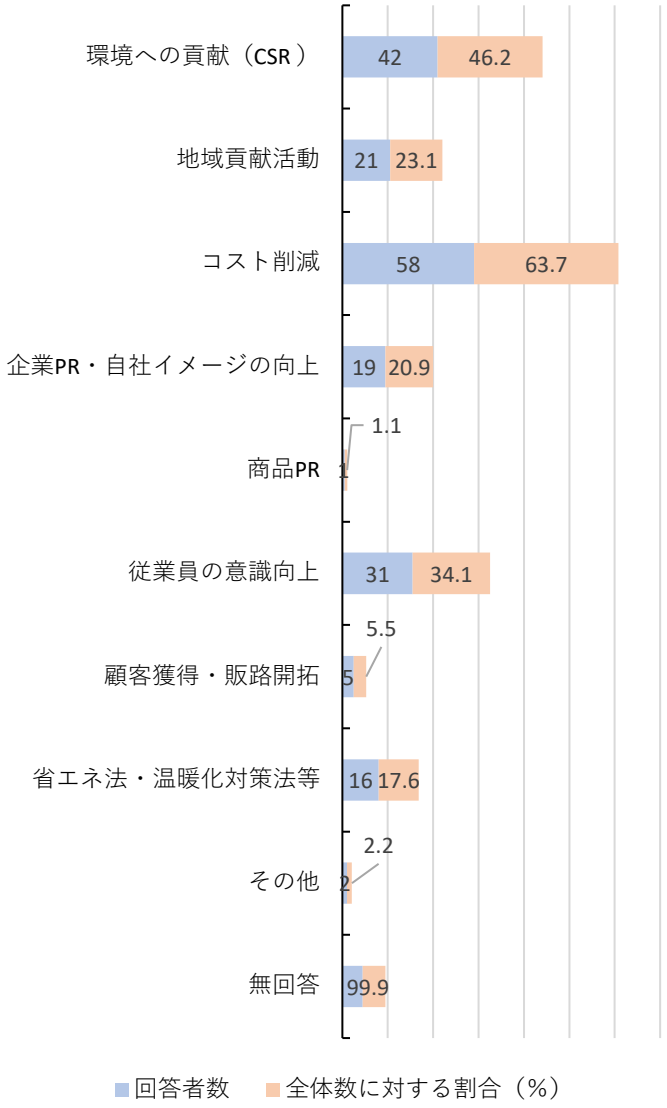

問４－５　貴事業者の活動の中で、地球温暖化に関して既に現れていると思う影響がありますか。あてはまるもの全てに〇をつけてください。また、そのほかに、具体的な影響が出ていると思うことがあれば、お書きください。

◈地球温暖化による影響について最も多かったのは、「熱中症や感染症の増加（健康）」が 68.1%%となっており、次いで「台風や梅雨前線等による集中豪雨・洪水（自然災害）」の 60.4%となっています。

◆地球温暖化による影響について

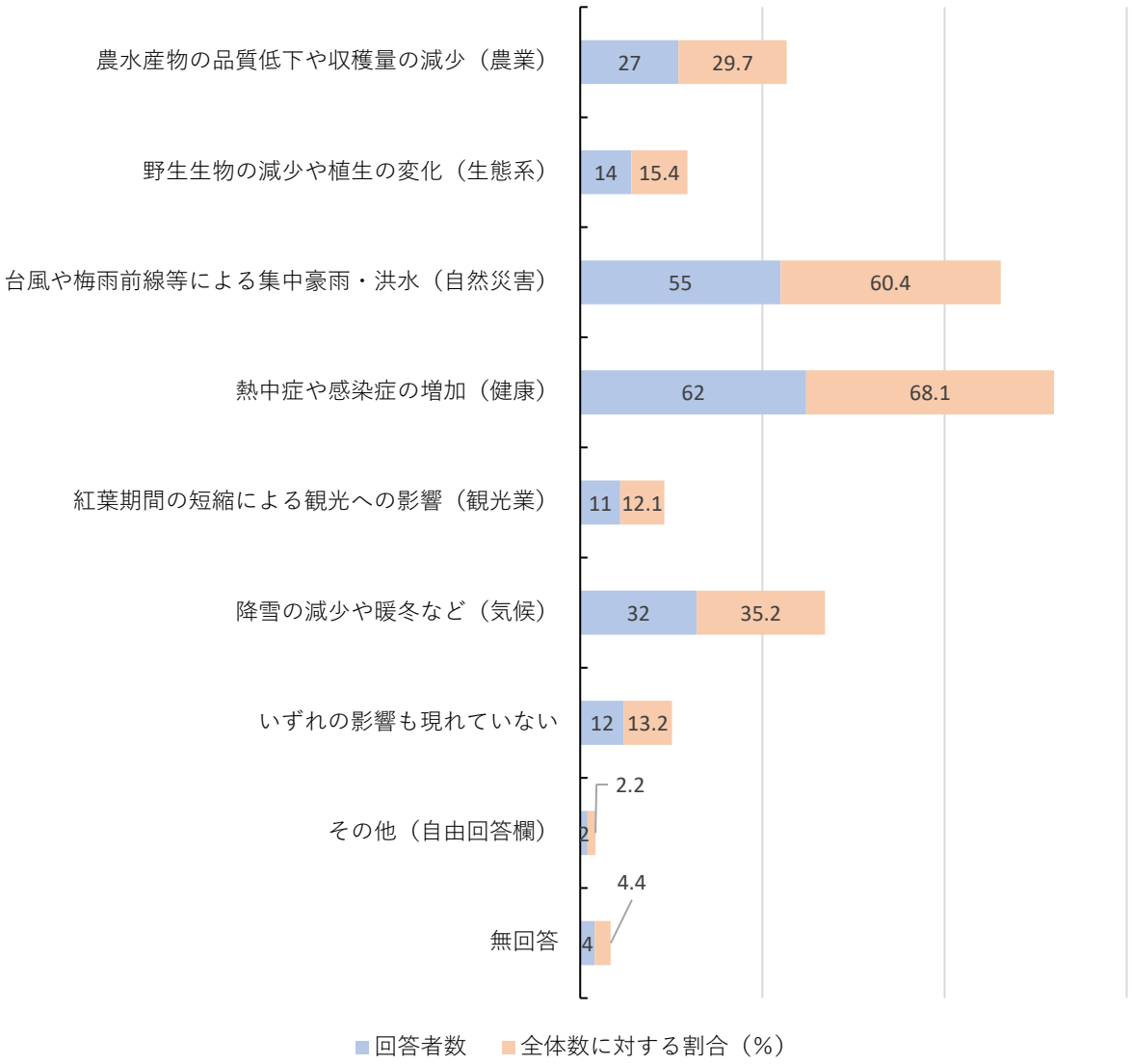

問４－６　貴事業者は「適応策」に関して、本町でどのような課題への取組みが必要だと思いますか。当てはまるものに３つまで〇をつけてください。

◈本町で必要とされている適応策で最も多かったのは、「台風や梅雨前線等による集中豪雨・洪水など（自然災害）」が 70.3%%となっており、次いで「熱中症の増加や、感染症の増加など（健康）」の 60.4%となっています。

◆本町に必要な適応策

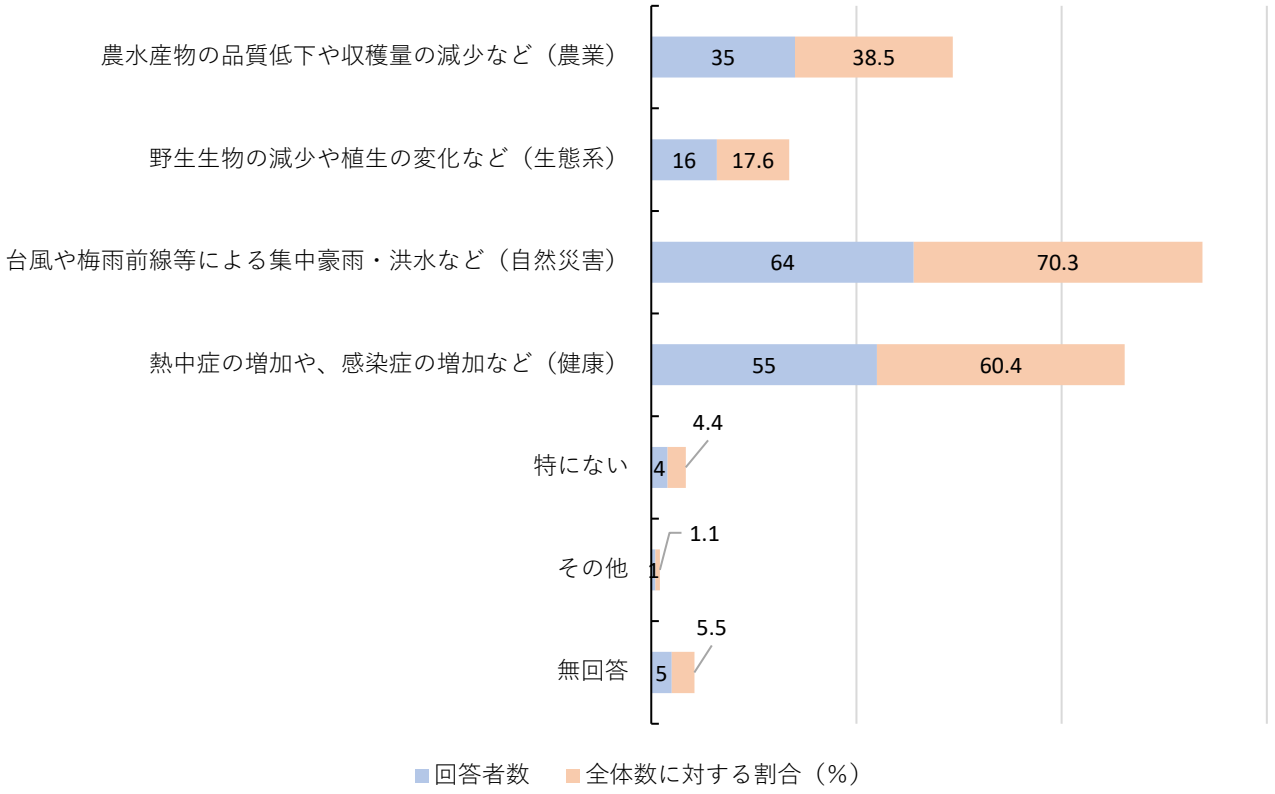

問５－４と５－５　貴事業所における再生可能エネルギーの導入状況及び活用状況についてお尋ねします。それぞれ当てはまるものに１つだけ〇をつけてください。なお、今後については数年後を想定してください。

◈再生可能エネルギーの導入状況及び活用状況ともに、「取り組む予定はない」が多くを占めています。

◈再生可能エネルギーの導入について取りくんでいるで最も多かったのは、「太陽光発電装置の導入」の 19.8%で、活用状況で取り組んでいるで最も多かったのは、「事業所で使用するエネルギ

◆再生可能エネルギーの導入状況及び活用状況について

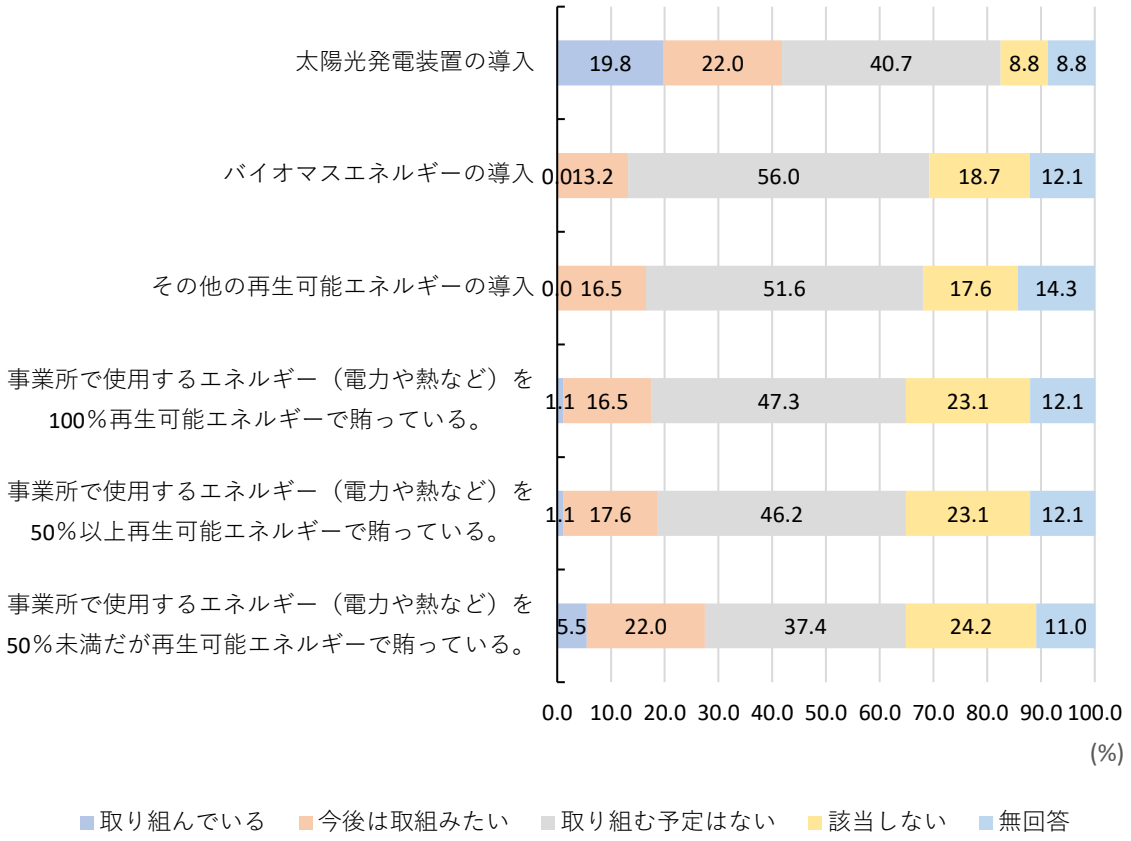

問５－６　貴事業所では、地球温暖化や環境等に関する以下の制度や取組みについてご存じですか。それぞれあてはまるものに１つだけ○をつけてください。

※Ｊ－クレジット制度：省エネルギー機器の導入や森林経営などの取組による、CO2 等の温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度。

※RE100：企業が自らの企業活動で使用する電力を 100%再生可能エネルギー由来の電力で賄うことを目指す国際的な取組み

※SBT：企業が自らの企業活動でカーボンニュートラルを目指す国際的な取組み

◈J-クレジット制度については、「知らない」が 48.4%が多くを占め、制度への参加は「わからない」が 52.7%で、「参加したいと思わない」が 24.2%となっています。

◈RE100 の取組みについては、「知らない」が 48.4%、取り組みへの参加は「わからない」が 53.8%、「今後、参加したい」が 5.5%となっています。

◈SBT の取組みについては、「知らない」が 38.5%で、取り組みへの参加は「わからない」が 54.9%となっています。

◆Ｊ－クレジット制度について

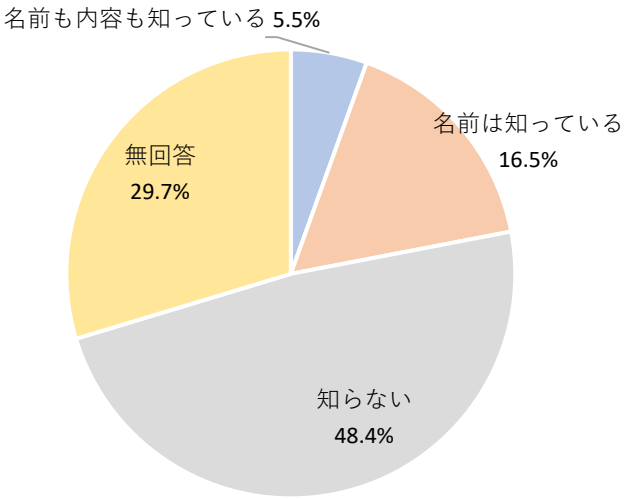

◆Ｊ－クレジット制度への参加

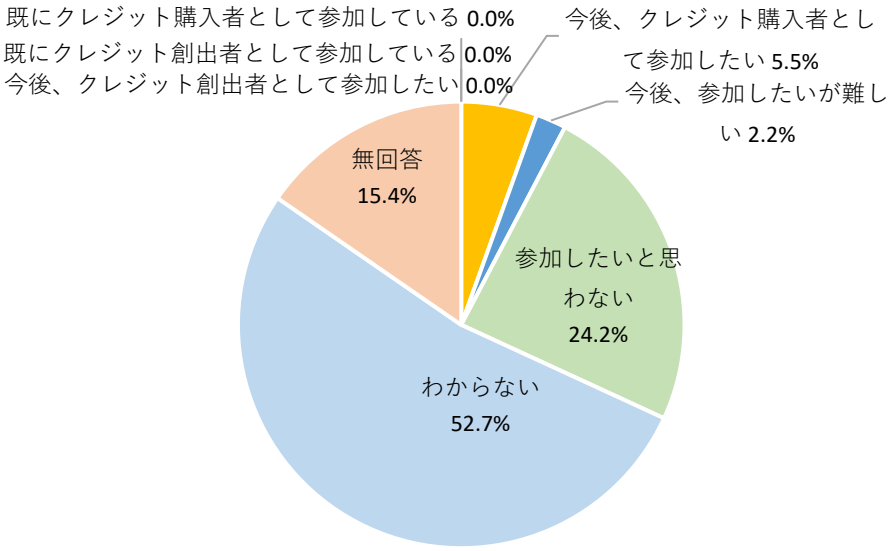

◆RE100 について

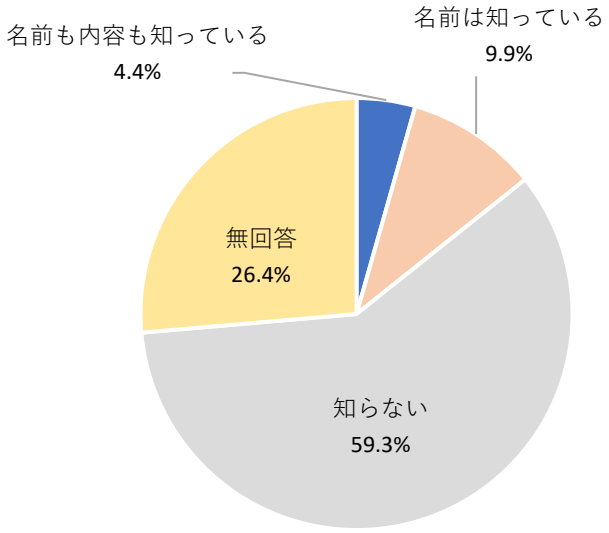

◆RE100 への参加

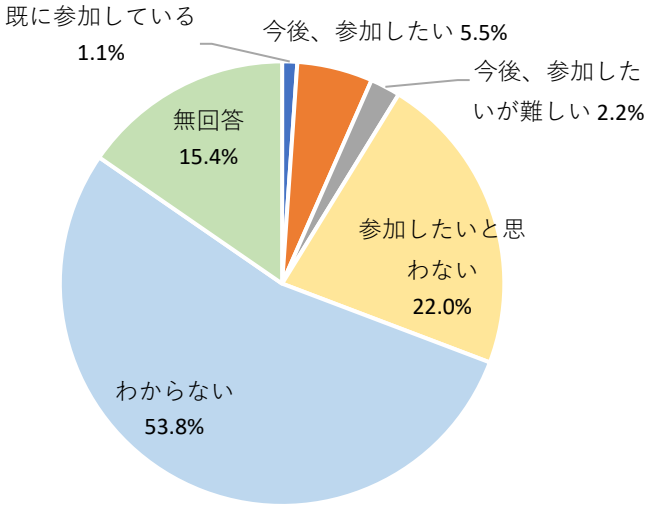

◆SBT について

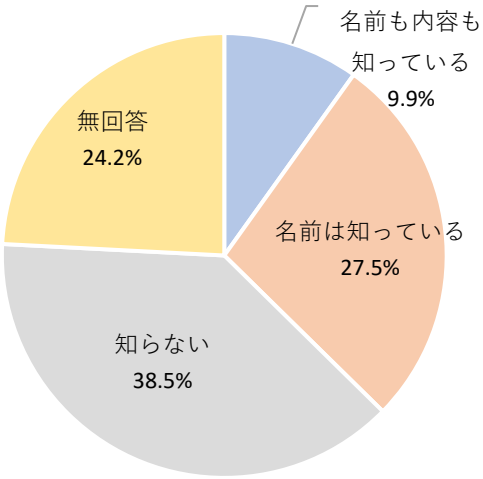

◆SBT への参加

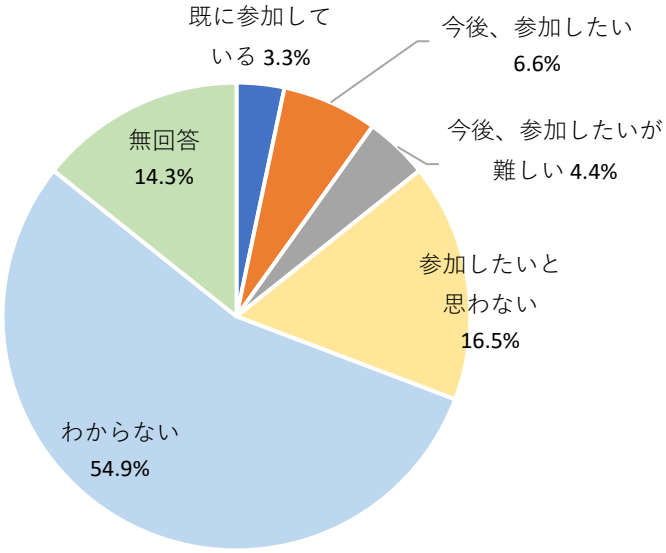

問５－７　SDGs※や関連した取組の実施状況についてお尋ねします。それぞれあてはまるものに１つだけ〇をつけてください。

※2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17 のゴール 169 のターゲットから構成されています。

◈SDGs について最も多かったのは、「名前も内容も知っている」の 48.4%で、次いで、「名前は知っている」が 29.7%となっています。

◈SDGs の実施状況について最も多かったのは、「実施する予定はない」の 31.9%で、次いで、「既に実施している」が 28.6%となっています。

◆SDGs について

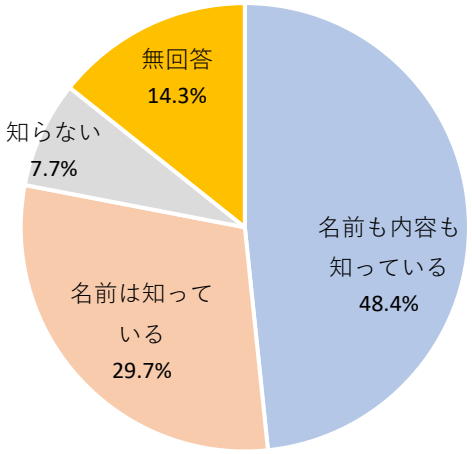

◆SDGs の実施

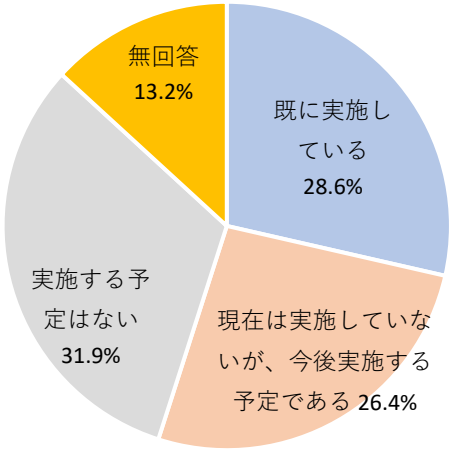

６．これからの地球温暖化対策の取組みの実施について

問６－１　貴事業所で地球温暖化対策の取組を今後推進する上で、町への要望等についてお伺いします。当てはまるもの全てに〇をつけてください。

◈町への要望で最も多かったのは、「設備投資への助成」の 60.4%で、次いで、「補助金活用等の手続きの簡素化」が 59.3%となっています。

◆町への要望

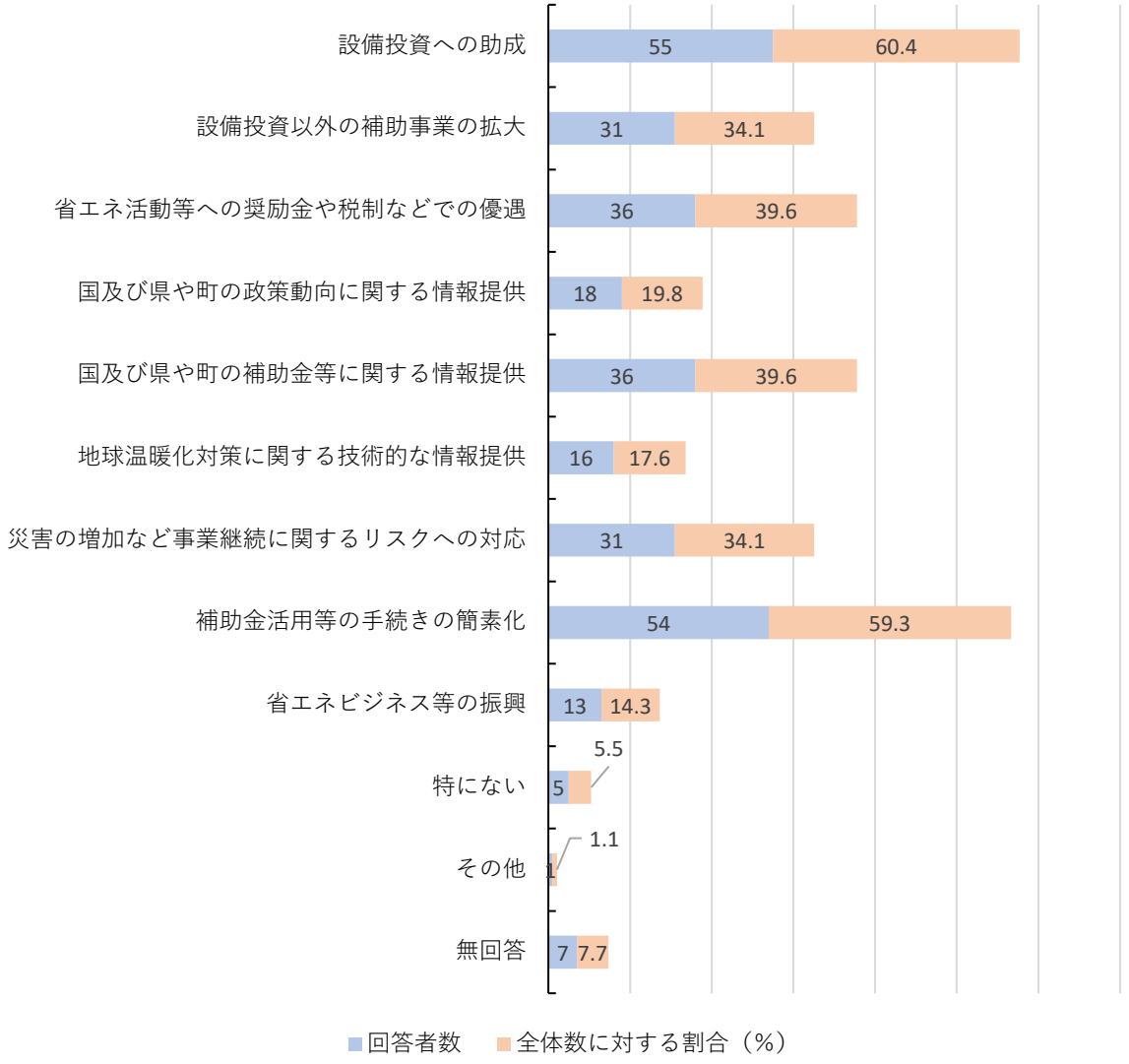

問６－２　貴事業所では、これまでに省エネルギー機器や再生可能エネルギーの活用等に関して、国や県、町の設備投資等に関する補助金を活用しましたか。当てはまるものに１つだけ○をつけてください。

問６－３　貴事業所で補助金を活用しなかった理由についてお伺いします。当てはまるもの全てに○をつけてください。

◈設備投資等に関する補助金の活用で最も多かったのは、「省エネルギー機器や再生可能エネルギーに関する設備投資は行っていない」の 53.8%で、「設備投資への助成」は 30.8%となっています。

◈設備投資等に関する補助金を活用しなかった理由として、「設備の導入・更新時期と募集時期のタイミングがあわなかった。」、「申請が煩雑だった」及び「補助金のことを知らなかった」がすべて 16.7%となっています。

◆補助金の活用

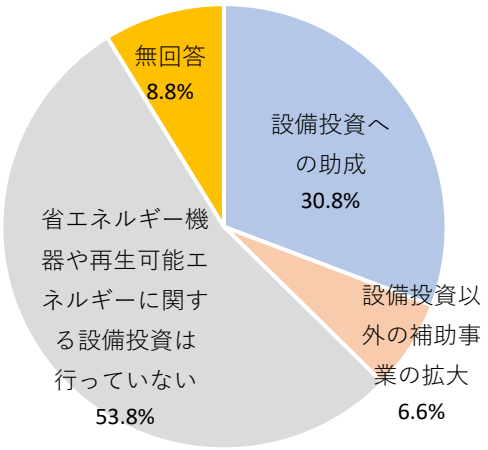

◆補助金を活用しなかった理由

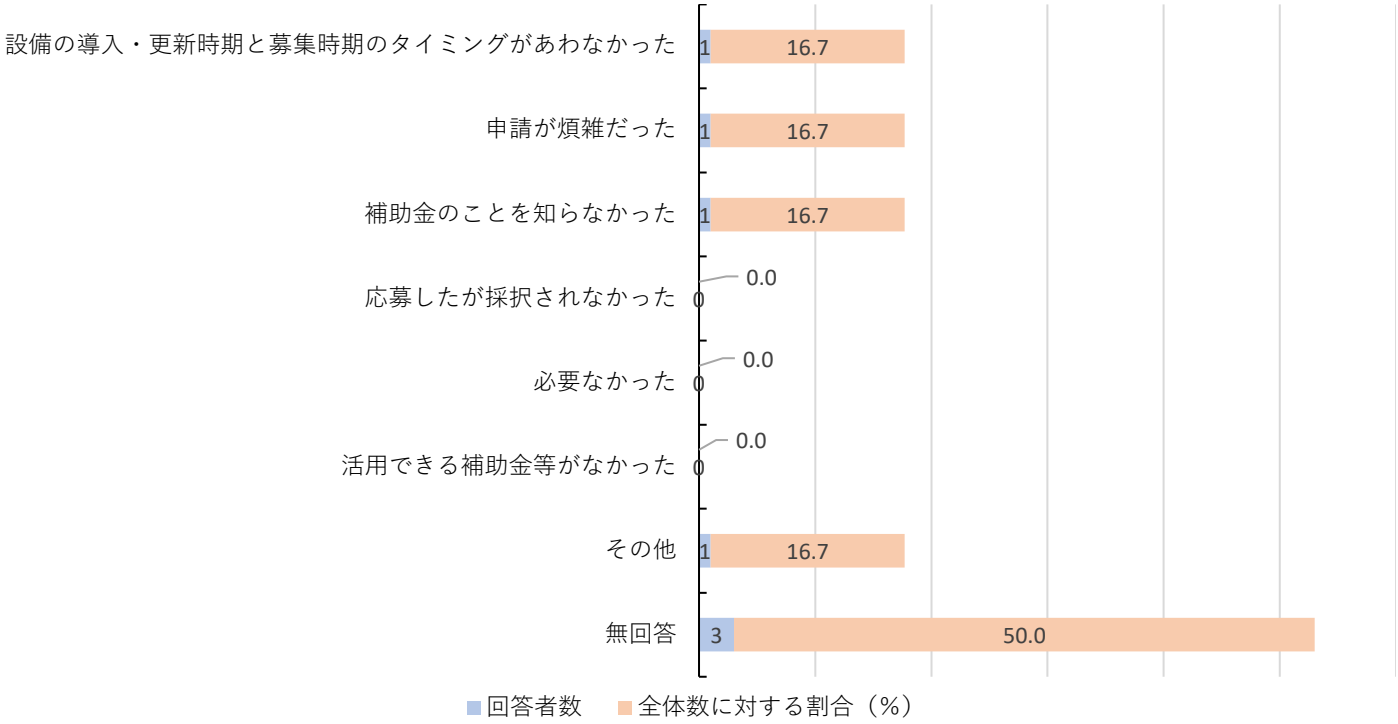

問６－６　貴事業所で省エネ設備機器や再生可能エネルギーの導入など地球温暖化対策を目的とした設備投資や、その他の地球温暖化対策を行っていくための条件をお伺いします。当てはまるものに全てに〇をつけてください。

◈設備投資や、その他の地球温暖化対策を行っていくための条件で最も多かったのは、「設置費用負担の軽減（価格低下など）」の 52.7%で、次いで、「資金の確保」が 42.9%となっています。

◆設備投資や、その他の地球温暖化対策を行っていくための条件

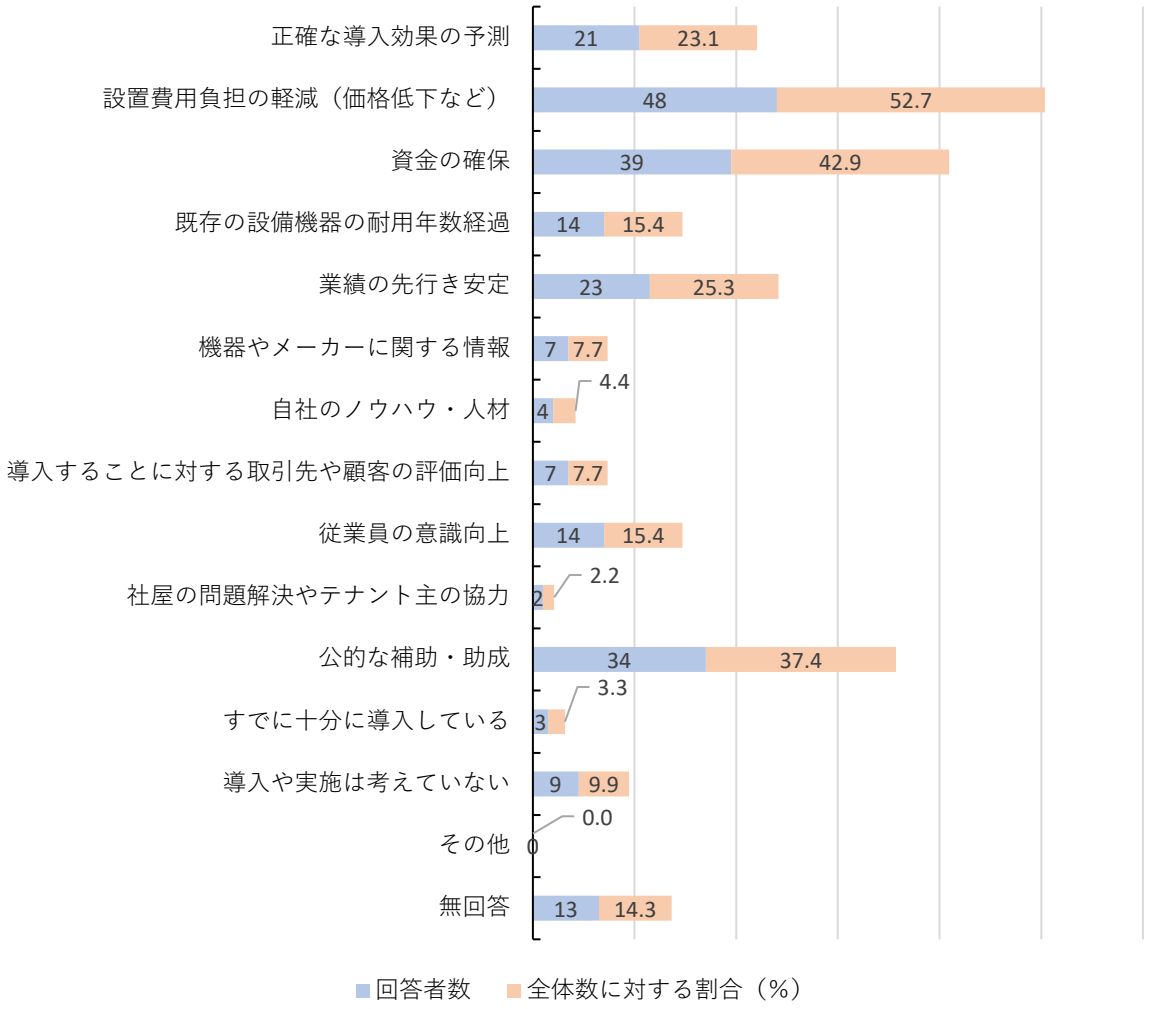

第３章　邑楽町の環境目標

１　将来環境像
２　環境目標
３　計画の施策体系

１　将来環境像

環境の基盤となる大気、水、土壌、地質、動植物、景観等の自然環境は、長い時間をかけて形成されてきたものです。また、現在、生じている様々な環境問題は、人類が与えてきた影響の蓄積の結果でもあり、その変化を把握するためには長期的な視点が必要となります。

そのため、環境基本計画では、短期的には緊急性の高い問題に迅速に対応しつつ、一方では、長期的かつ戦略的なビジョンを持って推進していくことが重要となります。

本計画では、計画の推進にあたり長期的な将来目標となる、将来環境像を以下のとおり、設定します。

【邑楽町の将来環境像】

自然と共生し　持続的に発展する　環境にやさしいまち

【計画の基本理念】

私たちのまち邑楽町は、群馬県の東南部、利根、渡良瀬両河川にはさまれた東毛地域の中央部に位置し、平均標高は 25 メートルの平坦地にあります。利根川流域の田園と平地林、集落、遠景の山並み等が織りなす穏やかな景観が広がる本町では、先人が築いた歴史と文化などの貴重な財産を生かし、安心と安らぎのある良好な環境のもと、まちを発展させてきました。

一方、社会経済の発展とともに、豊かさや利便性をさらに追求し、自然環境の破壊、資源やエネルギーの大量消費により、地域の環境のみならず、地球全体の環境をも大きく脅かす事態となっています。

私たちは、今日の環境問題の多くが私たちの日常生活や事業活動に起因し、環境に与える影響が重大であることを改めて理解した上で、環境への負荷を低減し、持続可能な社会を構築していく必要があります。

これらの認識のもと、行政、事業者、町民全ての者が、互いに協力し連携を保ちながら**「自然と共生し　持続的に発展する　環境にやさしいまち」**の実現に向けて歩んでいきます。

２　環境目標

２－１　環境目標１　カーボンニュートラルを推進します

地球温暖化とそれに起因すると考えられる自然災害の激甚化は進んでおり、気候変動緩和策と適応策の実施が、世界的に必要となっています。わが国でも、2021（令和 3）年 10 月に地球温暖化対策計画の改定が閣議決定され、2050（令和 32）年カーボンニュートラルの実現、2030（令和 12）年度においては温室効果ガスを 2013（平成 25）年度比 46%削減することをめざし、さらに 50%の高みに向け挑戦を続けていくことが示されています。

邑楽町では、温室効果ガスの排出量は減少傾向にありますが、ゼロカーボンシティに向けて、さらに再生可能エネルギーの導入や、省エネルギー行動の普及を進めていく必要があります。

邑楽町が有する自然や田園景観を活かしつつも、脱炭素まちづくりとして、新しい交通体系の整備や技術の導入、エネルギー融通、レジリエントなまちづくりなどを戦略的に進め、新しいまちの骨格をつくっていくことが必要です。

２－２　環境目標２　循環経済（サーキュラーエコノミー）を目指します

製造業の多い邑楽町では、エネルギー使用量の削減ともに、廃棄物を再度、原材料として利用するなどの取組も重要だと考えます。特に食品ロスとプラスチックごみは、国及び群馬県が 2050（令和 32）年までに排出ゼロを宣言しており、原材料の調達、製造から消費、廃棄まで、一体となって取り組む必要があります。

その他にも、現行で進めている公共下水道事業の推進強化、公共下水道事業計画区域外での排水処理の推進、ごみの減量と資源化の推進、ごみ処理の適正化、し尿等の適正処理の推進等も、進める必要があり、これらの施策と親和性の高いサーキュラーエコノミーの仕組みを検討することが望ましいと考えます。

本町では、ごみ排出量は減少傾向にありますが、食品ロス削減と、プラスチックごみの削減に向けて、さらにごみの減量と資源化を推進する必要があります。

２－３　環境目標３　ネイチャーポジティブを推進します

国連生物多様性枠組条約第 15 回締約国会議（BD-COP15）で定めた「2030 年昆明・モントリオール生物多様性枠組」では、新たに 2030（令和 12）年までに 23 のターゲットが設定され、2050（令和 32）年の長期ビジョン「自然との共生」と４つのゴールに向けて、30by30 や自然を活用した解決策（NbS※）等を進めることになっています。

また、気候変動緩和・適応と生物多様性保全は両立させ、かつ SDGs 達成にも繋がる、多くの社会課題解決に資することが求められています。

本町でも、農業や漁業、遊水池の機能等をはじめとする、様々な生態系サービスの恩恵を受けています。持続可能な農業、漁業を進めるとともに、国が進める 30by30 に貢献する自然共生サイト認定地を少しでも増やしていくことが必要だと考えます。同時に、外来生物や害獣被害の対策

も必要となります。また、自然関連情報開示タスクフォース（TNFD※）に連動した企業活動の情報開示の流れに遅れないように、町内の事業者等の取組を促す必要があります。

これらの取組を推進する、ネイチャーポジティブ自治体の宣言を行い、計画的に生物多様性の保全に取り組む必要があります。

※NbS：Nature-based Solutions の略。「社会課題に効果的かつ順応的に対処し、人間の幸福および生物多様性による恩恵を同時にもたらす、自然の、そして、人為的に改変された生態系の保護、持続可能な管理、回復のため行動」と定義されている。
※自然関連情報開示タスクフォース（TNFD）：企業や金融機関が、自然資本や生物多様性に関するリスクや機会を適切に評価・開示するためのフレームワークを確立することを目的として設立された国際的な組織のこと。

２－４　環境目標４　安全・安心・快適な生活環境を目指します

大気質、水質、土壌、地質などの環境要素のほか、騒音、振動、悪臭などの生活環境は、私たちの身の回りを構成する重要な環境要素であり、かつては公害問題を引き起こす原因ともなってきました。

本町においては、これらの生活環境は、騒音など一部の環境要素については引き続き改善が必要なものの、多くの環境は改善されてきています。むしろ、おいしい空気や水、肥沃な土壌、快適な音環境や香り等、私たちの暮らしを豊かにし、健康にする基盤となっています。

行政、町民、事業者が、それぞれ環境基準等の順守を第一に行動しつつ、さらに快適な生活環境となるよう努力することで、住み続けたくなる快適な生活環境を守り続けていきたいと考えます。

地域環境や自然環境への総体的な影響を緩和し、また不確実性の高い将来変化に適応する安定的な生活を維持するためには、グリーンインフラ※等の機能を活用したまちの構造やライフスタイルを見直すことも重要だと考えます。

※グリーンインフラ：自然の機能や仕組みを活用したインフラ整備や社会のあり方

２－５　環境目標５　環境行動の理解と実践を目指します

行政、町民、事業者が協力し、「じぶんごと」として環境への負荷を低減させることが、結果的に本町の豊かな恵みと、安全・安心・快適な生活環境を維持し、「自然と共生し　持続的に発展する　環境にやさしいまち」の達成につながります。

本町が有する豊かな自然環境や、再生可能エネルギーや ICT などの最新技術を活用し、行政、町民、事業者が一体となった環境教育の実施が、計画の目標達成に向けた着実な一歩となります。やがて、環境教育や環境行動が、普段の生活の中にあたりまえに実施される生活となることが必要です。

３　計画の施策体系

本計画では、目指す環境目標像の実現に向け、５つの環境目標それぞれに施策の方向性を設定し、具体的な施策を体系化します。また、本計画におけるリーディングプロジェクトを定めていきます。

将来環境像	環境目標	施策の方向性
自然と共生し　持続的に発展する 環境にやさしいまち　おうら	環境目標１ カーボンニュートラルを推進します	①気候変動の緩和と適応の推進 ②脱炭素まちづくりの推進
	環境目標２ 循環経済を目指します	①循環経済の推進
	環境目標３ ネイチャーポジティブを推進します	①豊かな緑と安らぎの水辺の保全・創造 ②生物多様性の保全と持続可能な利用
	環境目標４ 安全・安心・快適な生活環境を目指します	①安全・安心な環境づくりの推進 ②持続可能な魅力ある環境資源の活用 ③魅力ある町並み景観の保全と活用
	環境目標５ 環境行動の理解と実践を目指します	①環境学習メニューの充実

具体的施策

- ・省エネルギー行動の推進
- ・再生可能エネルギーの導入推進
- ・気候変動適応策の検討

- ・建築物の省エネルギー性能の向上
- ・環境に配慮した交通体系の構築
- ・次世代自動車の普及促進

- ・４Ｒ活動の推進
- ・グリーン購入の推進
- ・ごみの不法投棄防止、適正処理の推進

- ・農地、平地林、河川、湖沼などの保全
- ・河川や湖沼の水質維持･浄化

- ・外来生物防除、害獣駆除の推進
- ・多様な生態系の継続的な観察と保全

- ・大気質、水質、騒音・振動等の監視
- ・新たな環境汚染物質に関する情報収集

- ・持続可能な観光の推進

- ・文化財の保全と活用
- ・公園緑地や景観資源の保全と活用

- ・学校、地域等における環境学習の推進
- ・活動支援制度の充実

リーディングプロジェクト

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定・推進

【目的】
・地球温暖化の緩和策と適応策について、行政、町民、事業者が協働で取り組み、わが国全体で2050（令和32）年に温室効果ガス排出実質ゼロの達成に貢献する。
【内容】
・省エネルギー行動、脱炭素まちづくりの推進
・再生可能エネルギーの積極導入

循環経済（サーキュラーエコノミー）を目指します

【目的】
・廃棄物を減らすとともに、地域資源を有効に活用し、循環させるサーキュラーエコノミーを官民連携で推進し、地域企業のリスク軽減と機会拡大を目指す。
【内容】
・企画募集と補助金等の獲得
・モデル事業の実施、宣伝
・効果検証と水平展開の検討　等

ネイチャーポジティブを推進します

【目的】
生物多様性に関する情報を適切に提供することよって、町民（団体）や事業者の理解を深める。
【内容】
・多様な生態系の継続的な観察と保全
・食育やＮｂＳを含む生態系サービス啓発事業

第４章　施策の展開

環境目標１

環境目標２

環境目標３

環境目標４

環境目標５

環境目標１　カーボンニュートラルを推進します

本町では、本計画と同時に地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定しています。同計画では、町、町民（団体）、事業者の省エネルギー行動を促すと同時に、再生可能エネルギーの導入を進めていきます。また、気候変動への適応策についても検討し、影響を低減する施策を検討します。

気候変動適応策においては、グリーンインフラの導入を検討し、レジリエントなまちづくり等を進めていきます。

地球環境や自然環境への総体的な影響を緩和するために、ZEB※やZEH※といった省エネルギー建築の導入や啓発、環境に配慮した交通体系の構築や、次世代自動車の普及促進といった脱炭素まちづくりを進めていきます。

これらの結果、町民の環境意識調査における地球環境に関する項目の満足度が高まることを目指します。

成果指標	基準値（2023年）	目標（2030年）	備考
住宅用太陽光発電システム設置費補助事業の申請件数	737件	947件	
住宅用蓄電池設置費補助事業の申請件数	0件	150件	

施策の方向性　①気候変動の緩和と適応の推進

≪施策の考え方≫省エネルギー行動の推進

温室効果ガスの排出量を削減するため、省エネルギーに貢献する取組について普及啓発を図り、町民（団体）・事業者の省エネルギー行動を推進します。

町	町民（団体）	事業者
●公共施設における節電や省エネルギーを徹底します。 ●省エネルギーの取り組みについて、情報を発信します。	●電気やガスの月々の使用量を把握し、省エネルギー行動についてできることを始めます。 ●緑のカーテンや、断熱性の高い窓ガラスの付け替え、省エネルギー性能の高い家電への買い替え等を検討します。	●エネルギーマネジメントシステム※を導入する等、事業所等における節電や省エネルギーを徹底します。 ●環境マネジメントシステム※の導入や省エネルギー性能の高い設備への切り替え等について検討します。

※ZEB：快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。
※ZEH：快適な室内環境を実現しながら、住宅で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した住宅のこと。
※エネルギーマネジメントシステム：エネルギー消費量を可視化し、効率的な制御を行う仕組みのこと。
※環境マネジメントシステム：組織や事業者が経営において、環境保全に関する方針や目標を設定して取り組むこと。

町による施策

- 施設の長寿命化を実施し、設備更新により環境負荷を低減します。【財政課】
- 複写機と印刷機の統合を実施または検討し、使用電力量の低減を図ります。【財政課】
- 複写機において、排熱の少ない低電力タイプ機種の導入または検討し、電力量だけではなく排熱による室温上昇を低減します。【財政課】
- 夏期・冬期において、ブラインドを効果的に活用することで、室内に入る日射量を調整することで室温管理し、エアコン使用量の低減を図ります。【財政課】
- 網戸を活用し、中間期のエアコン不使用期間の確保に努めます。【財政課】
- 電気ポットなどの家電備品について、不要時はコンセントを抜く等し、待機電力カットに努めます。【財政課】
- 役場庁舎においては、毎週金曜日をノー残業日とし、節電に努めます。【総務課】
- 公用車において、エコドライブを心がけることで省エネルギー化を図ります。【財政課】
- GIGA スクールにより、ペーパーレス化を実現します。【学校教育課】
- 小中学校の保護者向けに連絡サイトを活用し、ペーパーレス化を実現します。【学校教育課】
- 生涯学習施設では、緑のカーテンを設置し、夏場のエアコン使用について抑制します。【生涯学習施設】

≪**施策の考え方**≫再生可能エネルギーの導入推進

再生可能エネルギーの導入を進め、電力使用における温室効果ガス排出量を削減します。

町	町民（団体）	事業者
●公共施設に太陽光発電設備の普及を推進します。 ●再生可能エネルギーの導入を検討します。 ●住宅等に再生可能エネルギーを導入した町民への、補助金の交付を検討します。	●自宅への再生可能エネルギーの導入を検討します。 ●再生可能エネルギーの導入にあたっては地域環境や防災への配慮をします。	●事業所等への再生可能エネルギーの導入を検討します。 ●再生可能エネルギー由来の電力購入を検討します。 ●再生可能エネルギーの導入にあたっては地域環境や防災への配慮をします。

町による施策

- 住宅用太陽光発電システム設置に係る補助金を継続的に交付します。あわせて、蓄電池設置に係る補助金についても検討します。【建設環境課】
- 小中学校を中心に、再生可能エネルギー由来の電力の購入を継続します。【財政課】

≪施策の考え方≫気候変動適応策の検討

気候変動により増加している様々な影響について、町域の特性に応じた「適応策」を講じていきます。

町	町民（団体）	事業者
●農林への影響について、事業者を支援します。 ●気候変動を起因とする自然環境の実態について把握するとともに、外来生物や病害虫などへの対策を検討します。 ●熱中症対策ガイドラインなどによる対策を推進するとともに、感染症の発生リスクについて情報を収集し、対策を実施します。 ●産業・経済活動への影響の把握に努め、関係団体と協働で地域特性を踏まえた適応策を検討します。	●気候変動による影響やリスクについて正しい情報を収集し、自分のこととして把握します。 ●災害情報を収集できる環境を整えます。 ●情報収集や水分補給により、熱中症対策を実施します。	●気候変動が事業活動に与える影響を把握し、企業としての「適応策」を検討します。 ●自然災害発生時に建物の倒壊・破損や倒木等が起こらないように点検等を行います。 ●事業活動中の熱中症対策を実施します。

町による施策

- 降ひょうや大雪による被災農業事業者への補助をします。【農業振興課】
- 被災事業者には、商工会と連携し､企業被害額の調査を実施します。【商工振興課】
- ホームページ、SNS、回覧チラシ等で病害虫について情報提供を行います。【農業振興課】
- 熱中症特別警戒情報が発表されたら、クーリングシェルター※の開放や、住民及び関係者への周知を実施します。【健康づくり課】【建設環境課】
- 熱中症予防啓発チラシを作成し、各種事業で配布します。【健康づくり課】
- ホームページ、SNS、おうらてくてくアプリで熱中症予防啓発をします。【健康づくり課】
- 各種会議などにおける「水分補給タイム」を導入します。【健康づくり課】
- 既存クーリングシェルターの情報発信や新たなクーリングシェルターの創出を検討します。【建設環境課】【健康づくり課】
- 感染症について、県や医師会など関係機関との連絡調整を行います。【健康づくり課】
- 県や周辺市町、関係機関と協議を行い、情報を事業者（農家）へ提供します。【農業振興課】

※クーリングシェルター：誰もが利用できる暑さをしのげる施設として、市町村が指定した施設のこと

施策の方向性　②脱炭素まちづくりの推進

≪施策の考え方≫建築物の省エネルギー性能の向上

公共施設、家庭、事業所の建築物の省エネルギー性能を高めるため、建て替えや新築時には ZEB や ZEH を目指し、BELS※認証を取得するよう、働きかけていきます。

※BELS：第三者機関が建物の省エネルギー性能を評価して、分かりやすく表示する制度のこと。

町	町民（団体）	事業者
●公共施設は、省エネ効果の高い設備機器等への切り替えを検討します。 ●公共施設の建替え時には ZEB、BELS 認証等の取得を目指します。	●住宅等の修繕時には、断熱性能等が高まるよう検討します。 ●集合住宅等で住宅を取得する際には、省エネルギー性能認証に着目して購入します。	●事業所等の省エネルギー診断を行い、省エネルギー運転や設備等の更新時に高効率機器に切り替える等します。 ●事業所を建て替える時等には、BELS 認証を取得することを検討します。

町による施策

- 施設の長寿命化により、既存施設を有効活用します。設備更新により環境負荷を低減します。【財政課】
- 施設の改修や修繕時には、建物用途や利用形態によって、屋上断熱工法を採用したり、既存断熱を残すなど状況に応じた省エネルギー効果の向上に努め、環境負荷の低減を目指します。【財政課】
- 施設の LED 化を計画的に進めます。【財政課】
- 体育館等の大空間においては、照明や空調機器等、少ない台数、電力量で効果が得られる機器・仕様を検討または導入し、省エネルギー化に努めます。【財政課】
- 国や県が実施している住宅リフォーム等の補助金をホームページ等で積極的に周知します。【商工振興課】

≪施策の考え方≫環境に配慮した交通体系の構築

公共交通機関に関する情報の提供等、利用しやすい環境づくりを推進します。また、公共路線バス「邑楽町内循環線」の利用促進や、オンデマンド型交通を検討します。

町	町民（団体）	事業者
●公共交通機関の連携を高める協議を進めていきます。 ●立地適正化計画に基づくコンパクトシティの形成を目指した交通体系の推進を図ります。	●通勤通学には公共交通機関や自転車を積極的に利用していきます。 ●レジャー時等には公共交通機関やカーシェアリングを活用します。	●通勤には公共交通機関や自転車を積極的に利用していきます。 ●共同配送等、効率的な物流配送システムの活用を進めます。

町による施策

- 時代の変化に合わせた交通体系の見直しを適宜行い、利便性・利用率の向上を図ります。【企画課】
- 町職員の通勤手段に公共交通機関や自転車の利用を推奨します。【総務課】
- みんなの講座を実施し、公共交通の推進について周知します。【企画課】

≪施策の考え方≫次世代自動車の普及促進

電気自動車や燃料電池車などの次世代自動車について、情報発信をします。

町	町民（団体）	事業者
●公用車における電気自動車、燃料電池車等の導入を検討します。 ●ソーラーカーポートや充電スタンドの設置を検討します。 ●次世代自動車に係る補助金制度などについて町民・事業者に情報提供します。	●マイカー買い替え時に、次世代自動車等含め、低燃費車を検討します。	●社用車買い替え時に、次世代自動車等含め、低燃費車を検討します。 ●原材料や製品等の配送等を委託する際に、次世代自動車等含め、低燃費車を利用するよう検討します。

町による施策

- 国や県が実施している補助金制度を、ホームページ等で積極的に周知します。【建設環境課】
- 公用車の買い換え時には、次世代自動車を購入するよう検討します。【全課】

環境目標２　循環経済（サーキュラーエコノミー）を目指します

地球上の限られた資源を有効に利用すべく、循環型社会の形成を推進していきます。４R（Refuse（リフューズ）、Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル））活動を拡げ、廃棄物の量を減らし、海洋プラスチック問題等の解決に貢献するとともに、環境に優しい製品を積極購入するグリーン購入の推進、不法投棄の防止等を進めていきます。

成果指標	基準値（2022 年）	目標（2030 年）	備考
ごみの排出量	8,644 t	8,640 t	
ごみのリサイクル率	17.46%	27%以上	第三次群馬県循環型社会づくり推進計画より
環境意識調査における地球環境に関する町民満足度（基準年をアンケート実施年の 2023 年とする）	74.8%	100%	設問「空気・川や池沼の水のきれいさ」で「やや高い」「高い」の合計

施策の方向性　①循環経済の推進

≪施策の考え方≫４Ｒ活動の推進

４Ｒ活動を進め、食品廃棄物やプラスチック廃棄物の量を減らし、循環型社会形成を推進します。

町	町民（団体）	事業者
●公共施設において４Ｒ活動を徹底します。 ●４Ｒ活動の推進により、資源の有効利用に取り組みます。	●４Ｒ活動について理解し、普段の生活でできることから始めます。 ●４Ｒ活動について、情報交換を行い、新しいアイデア等を町や事業者に提案します。	●４Ｒ活動の流れを理解し、事業活動において留意します。 ●４Ｒの普及をビジネスチャンスと捉え、新しい製品開発等に活かします。

町による施策

- リサイクルの更なる推進のため、マニュアル作成等の情報発信に努めます。【建設環境課】
- ごみの分別やリサイクルについて、積極的にみんなの講座等を実施します。【建設環境課】
- 生活環境委員会の協力を得て、ごみやリサイクルについて学習する場を提供します。【建設環境課】
- 生ごみ処理機器購入費補助を継続します。【建設環境課】
- コンポスターの普及を促進します。【建設環境課】
- 団体向けに、資源ごみ回収奨励金を交付します。【建設環境課】
- マイバッグやマイボトル運動について情報収集及び発信をします。【建設環境課】
- 不要なものは受け取らない等、リフューズについてホームページ等で周知します。【建設環境課】
- 学校給食においては、定期的に残量チェックを行い、食品残渣の削減に努めます。また、食品ロスに取り組み、教材に絡めて指導します。【学校教育課】

≪**施策の考え方**≫グリーン購入の推進

グリーン購入について、町民（団体）・事業者に普及啓発をはかり、環境負荷の小さい製品の積極的な利用と、事業者への製品開発を促します。

町	町民（団体）	事業者
●公共施設におけるグリーン購入について徹底します。	●町や事業者のグリーン購入の考え方や、取り組みについて理解し、製品の購入等を通じて協力、支援します。	●事業活動について環境配慮型の製品作りに努めます。 ●グリーン購入ガイドライン等を策定し、取引先へ環境負荷の小さい製品の納入の協力を求めます。

町による施策

- 積極的にグリーン製品を購入します。【財政課】【子ども支援課】【学校教育課】【生涯学習課】

≪**施策の考え方**≫ごみの不法投棄防止、適正処理の推進

ごみの不法投棄を防止し、産業廃棄物等の適正処理を推進するとともに、適切な情報発信や意識啓発に取り組むことで廃棄物の適正処理を推進します。

町	町民（団体）	事業者
●ごみの不法投棄防止に関する広報に努め、町民（団体）・事業者の協力を求めます。 ●産業廃棄物等に関する適正処理について、事業者等に情報を発信します。	●廃棄物に関連する講座や学習活動に積極的に参加します。 ●ごみを適正に分別し排出します。	●廃棄物に関する研修会や勉強会の開催による普及啓発に努めます。 ●一般廃棄物・産業廃棄物の排出抑制を進めるとともに、適正に処理します。 ●ごみを適正に分別し排出します。

町による施策

- 関係機関と連携し、不法投棄された廃棄物の状況を正確に把握します。【建設環境課】
- 定期的にパトロールを実施し、不法投棄の監視を継続します。【建設環境課】

環境目標３　ネイチャーポジティブ※を推進します

生物多様性に関する情報を広く適切に提供することによって、町民（団体）や事業者の理解を深めるとともに、環境保全活動団体や町及び関係機関と連携します。同時に、生物多様性に関連する事象についてモニタリング調査を実施して、定期的に本町の現状を把握していきます。

また、30by30 の達成に向け、自然共生サイト認定等様々な取組を検討します。公有地だけではなく、町民（団体）・事業者の協働で、自然資本ファンド等を活用しながら里地の管理を進めていく方法を検討していきます。

開発事業等においては、環境アセスメント制度等を通じて、生物多様性への適切な配慮が実施されるよう指導していきます。

これらの結果、町民（団体）の環境意識調査における自然環境に関する項目の満足度が高まることを目指します。

成果指標	基準値 （2023 年）	目標 （2030 年）	備考
環境意識調査における自然環境に関する町民満足度	59.4%	100%	設問「動植物・山林や水辺での自然とのふれあい」で「やや高い」「高い」の合計

※ネイチャーポジティブ：自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。

施策の方向性　①豊かな緑と安らぎの水辺の保全・創造

≪施策の考え方≫農地、平地林、河川、湖沼などの保全

町の自然景観を構成する農地、里地、平地林、河川や湖沼等を維持管理し、保全します。今後も豊かな自然環境と共生した暮らしを実現するため、農地、里地、平地林、河川や湖沼等の恩恵を将来にわたり守り育てていきます。

また、農作業などを通じて適度な管理がされてきたことで、広大な水面と芝生が広がる多々良沼公園、大黒保安林を始めとした町内に多く残る平地林、孫兵衛川や多々良川を始めとする河川等、田園地帯の中に「水と緑」が織り成す美しい自然環境が存在維持されています。生物多様性の価値が低下している里地環境の管理に、町・町民（団体）・事業者それぞれの立場で積極的に関わり、農林と共生してきた動植物や生態系の保全をはかり、地域の自然資本の質を向上させていきます。

さらに、気候変動適応策の一つとして、グリーンインフラの効果が注目されています。生物多様性保全や景観形成、人が集まる場となる緑地等を活用し、持続可能な社会へと近づけます。

町	町民（団体）	事業者
●平地林や河川等の貴重な自然環境の保全については、有効な保全方法を検討します。 ●森林の病虫害の防止に取り組みます。 ●生態系として貴重な多々良沼等の重要性を周知し、保全に取り組みます。 ●農業のグリーン化の推進等、「群馬県みどりの食料システム基本計画」に基づき環境に配慮した農業を推進します。 ●「邑楽町鳥獣被害防止計画」に基づき、有害鳥獣による農作物被害の防止対策に取り組みます。 ●伐採木竹等の有効利用を促進します。 ●CO２吸収源となる平地林の保全を推進します。 ●平地林、公園等を活用してグリーンインフラの導入を検討していきます。 ●グリーンインフラの効果について町民（団体）・事業者に情報を発信していきます。	●生物の生息･生育環境の保護･保全に配慮します。 ●平地林等の所有者は、適正な維持管理に努めます。 ●平地林、河川、湖沼等の自然環境の保全に協力します。 ●水路や河川にごみが流入しないようにごみのポイ捨て禁止を徹底し、ごみ拾いなどの美化活動に参加します。 ●農村地域の環境保全活動に積極的に参加します。 ●町民農園等を利用して、農地の大切さを実感し、農業への理解を深めます。 ●集落ぐるみで鳥獣被害対策に取り組みます。 ●河川や用水路、湖沼の美観の維持に協力します。 ●伐採木竹等の有効利用に協力します。 ●CO２吸収源となる平地林の保全に協力します。 ●庭にレインガーデン※等を整備します。 ※レインガーデン：雨水を一時的に貯留し、地下へ浸透させる特別な植栽スペースのこと	●開発を実施する際は、周辺環境を考慮し生態系の保全に配慮します。 ●事業活動の中で水辺環境保全の推進に協力します。 ●従業員に対して、里地や湖沼等の重要性の周知を図り、保全活動への積極的な参加を促します。 ●非財務情報として開示する自然資本を保全する活動等に積極的に参加します。 ●農業者は農業のグリーン化を積極的に推進します。 ●農業者は今ある農地を適正に維持するように努めます。 ●伐採木竹等の有効利用に協力します。 ●CO_2吸収源となる平地林の保全に協力します。 ●事業所内にレインガーデンやバイオスウェル※などのグリーンインフラの導入を検討していきます。 ※バイオスウェル：雨水をろ過浸透させる低湿地のことであり、環境汚染や水源汚染を防ぐために設置されるランドスケープ装置のこと

町による施策

- 松くい虫の被害対策として、樹幹注入や伐倒駆除を毎年実施します。【農業振興課】
- 関係機関と連携し、J-クレジット※制度等を活用した環境調和型農業の促進及び情報提供をします。【農業振興課】
- 有害鳥獣による農作物被害の防止対策について、檻を設置するなど、捕獲に努めます。【農業振興課】
- 伐採木竹を業務委託によりチップ化し、リサイクルを促進します。【建設環境課】
- 平地林の保全について、ホームページに公開し、必要性を周知します。【農業振興課】
- 既存の平地林をグリーンインフラとして活用し、自然環境学習の場として提供できるよう保全します。【農業振興課】

J-クレジット制度

Ｊ－クレジット制度とは、省エネルギー設備の導入や森林経営などの取組による、CO_2 等の温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度であり、農林水産業者の皆様も活用できます。なお、本制度は、環境省・経済産業省・農林水産省により運営しております。

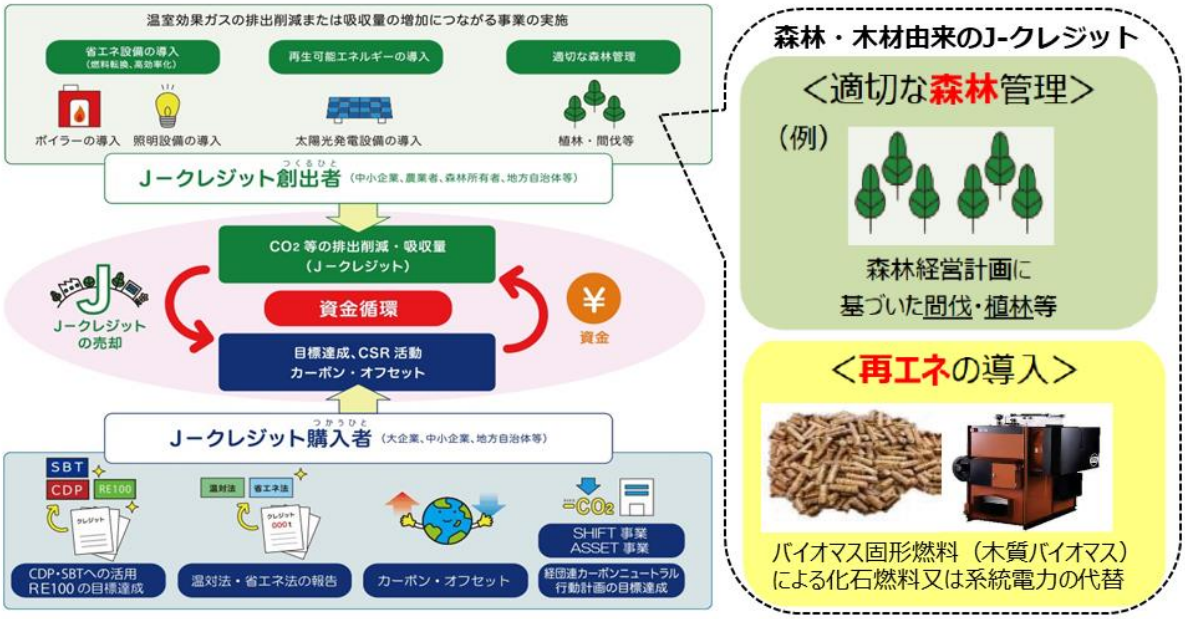

≪**施策の考え方**≫河川や湖沼の水質維持･浄化

生活排水処理対策を推進することで、河川や湖沼の水質浄化に取り組み、水質の定期的な調査を引き続き行うことによって、良好な状態を維持します。

町	町民（団体）	事業者
●生活排水等の処理に関して町民･事業者の意識啓発を進めます。 ●公共下水道事業については東毛流域下水道(西邑楽処理区)関連邑楽町公共下水道事業計画に基づき､河川等の水質を保全します。 ●河川や湖沼における水質検査を実施します。	●公共下水道等への接続や合併処理浄化槽の設置により河川等の水質浄化に努めます。 ●屋外での洗浄作業等､河川や湖沼への汚濁水流出が無いよう注意します。	●公共下水道等への接続や合併処理浄化槽の設置により河川等の水質浄化に努めます。 ●排水の自主的な水質検査を実施します。 ●事業所敷地内の雨水排水経路等は適正に管理し､汚濁水が流出しないよう定期的な点検を行います。

町による施策

- 単独処理浄化槽の削減のため、合併処理浄化槽設置に対する補助金を継続的に交付します。【建設環境課】
- 下水道接続を促進するため、接続工事に対して補助金を交付します。【都市計画課】
- 年２回（増水期、渇水期）河川や湖沼における水質検査を実施し、監視を継続します。【建設環境課】

施策の方向性　②生物多様性の保全と持続可能な利用

≪施策の考え方≫外来生物防除、害獣駆除の推進

在来生物を外来生物等の脅威から守るために、防除にあたる必要があります。農業における有害鳥獣被害等を最小限に抑えるため、有害鳥獣捕獲隊や施設管理者等の協力を得て、戦略的な被害防止や駆除を進めていきます。

町	町民（団体）	事業者
●鳥獣被害防止計画に基づき、農業や人に被害を及ぼしている外来生物の防除に取り組みます。 ●アライグマ及びハクビシン等の害獣駆除などの方策と実施体制について事業者等と連携して進めます。	●セアカゴケグモやクビアカツヤカミキリといった特定外来生物の早期発見に協力します。 ●外来生物の飼育放棄や野外放逐を行いません。 ●害獣駆除等に協力します。	●特定外来生物の販売等は行わないとともに、新たな特定外来生物を含めた意図せぬ持ち込みに十分留意します。 ●害獣駆除等に協力するとともに、生物資源を活用した地域産業の創出に協力します。

町による施策の展開

- 有害鳥獣による農作物被害の防止対策のため、捕獲檻の設置等に努めます。【農業振興課】
- クビアカツヤカミキリによる被害防止のため、被害木に樹幹注入等の防除を実施します。【建設環境課】
- クビアカツヤカミキリによる被害木に代わる樹木を、公園を中心に補植をします。【建設環境課】

≪**施策の考え方**≫多様な生態系の継続的な観察と保全

自然界には多様な生態系が存在し、そのおかげでさまざまな生物が生きることができます。同じ種の中でも遺伝的な多様性が保たれることは、生物が環境の変化に適応しながら生き延びるために欠かせない要素です。一方で、自然環境は常に変化しており、新たに守るべき生態系が生まれている可能性もあります。本町では、気候変動対策として注目されている「自然を基盤とした解決策（NbS)」を進め、生態系の状態を継続的に観察することで生物多様性を保全します。

町	町民（団体）	事業者
●生態系の状態を観察するための調査を実施し、生物多様性の状況を評価します。 ●中野沼・多々良沼などをはじめ、町内の多様な生態系を活かした体験学習を実施します。	●生態系の状況を観察する調査に積極的に参加し、生物多様性の重要性について理解を深めます。	●事業活動にあたっては、地域の生物多様性の保全に配慮します。 ●地域の生物多様性保全活動に協力します。

町による施策の展開

- 定期的に中野沼の水生動植物に関する調査及び評価を実施します。【生涯学習課】
- 生涯学習施設において、自然観察教室や、生物多様性に触れることのできる講座を企画します。【生涯学習課】
- 多々良沼城沼自然再生協議会において、自然再生の推進を目指します。【建設環境課】
- 多々良沼自然公園を愛する会の活動に協力し、多々良沼の自然再生を目指します。【建設環境課】

環境目標４　安全・安心・快適な生活環境を目指します

邑楽町では「邑楽町第六次総合計画後期基本計画（令和３年度（2021 年度）～令和 7 年度（2025 年度）」において「やさしさと活気の調和した夢あふれるまち“おうら”」としています。

その基本となるのは、大気汚染や水質汚濁、騒音・振動、土壌汚染、悪臭といった公害が少なく、きれいな空気や水、安らげる音環境、香りなど、安全・安心な環境に囲まれていることだと考えます。

本町では、過去に、大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭等の苦情がありますが、近年は民地からの草木の繁茂、野焼きやごみの不法投棄などの典型 7 公害以外の苦情が増えています。一方で、本町の環境に魅力を感じ、グリーン・ツーリズム※など地域外の人が訪れてくれる環境づくりを進めていきます。

成果指標	基準値（2023 年）	目標（2030 年）	備考
年間の公害に関する苦情件数	３件	０件	
環境意識調査における生活環境に関する町民満足度	79.2%	100%	設問「家の周りの静かさ・悪臭の少なさ」で「やや高い」「高い」の合計

※グリーンツーリズム：自然豊かな地方都市に滞在し、都市部では体験できないその地域の自然や文化を楽しむ旅行のこと。

施策の方向性　①安全・安心な環境づくりの推進

≪施策の考え方≫大気質、水質、騒音・振動等の監視

特定施設の設置や特定建設作業の実施にあたり届出の必要な環境項目について、監視を続けていくとともに、大気汚染や水質汚濁、騒音・振動、土壌汚染、悪臭等の項目については、県や周辺市町と協力します。

町	町民（団体）	事業者
●環境への影響が懸念される項目について、定期的な測定・監視を継続し、環境基準の遵守に努めます。 ●事業者等に対し、環境関係法令の遵守を促し、公害防止に向けた指導を徹底します。	●近隣で、環境影響等を感じる異常がある場合は、関係機関へ情報提供します。	●環境関係法令を遵守し、影響の回避、低減に努めます。

町による施策

- 公害防止協定に基づき、工場排水の水質検査を実施し、基準値を超えた場合は、指導を継続します。【建設環境課】
- 公害防止協定に基づき、各種測定値の結果を求めます。【建設環境課】

≪**施策の考え方**≫新たな環境汚染物質に関する情報収集

大気中の微小粒子状物質（PM2.5）濃度をはじめとして、新たな環境汚染物質について、継続して監視を行い、町民への適切な情報提供によって健康被害を抑制します。

町	町民（団体）	事業者
●県等と連携して大気中の微小粒子状物質（PM2.5）濃度を継続的に監視し、注意喚起情報等を発信します。	●町等が発信する情報を収集し、新たな環境リスクに対する意識を高めます。	●新たな環境リスクに関する情報を収集し、事業活動における影響が生じていないか意識を高めます。

町による施策

- 関係機関の情報をもとに、新たな環境リスクを把握し、町民に情報を提供します。【建設環境課】

施策の方向性　②持続可能な魅力ある環境資源の活用

≪施策の考え方≫持続可能な観光の推進

豊かな自然環境があり、公害が少ない、本町の魅力をアピールすることで、新たなワーク・ライフ・バランスを推進していきます。また、グリーン・ツーリズムをはじめとする、エコツーリズムの誘致を検討します。

町	町民（団体）	事業者
●本町の環境の良さを発信し、仕事と余暇の両立がしやすい条件・立地であることをアピールします。 ●環境の良さを町民（団体）に認識してもらうため、町内外に啓発活動を進めていきます。 ●県と協調して、従業員のワーク・ライフ・バランスの推進などに取り組む事業所を認証する「群馬県いきいきＧカンパニー」制度の PR、認証推進を支援します。	●SNS 等を通じて、町内外に本町の環境の良さを発信するとともに、環境に対する意識の向上に努めます。 ●白鳥の飛来する町としての資源を保全するために、環境整備や観光促進を図ります。	●従業員のワーク・ライフ・バランスの推進などに取り組む事業所を認証する「群馬県いきいきＧカンパニー」制度の認証を目指します。 ●観光業に限らず、地産地消の食糧供給から廃棄まで、事業活動のライフサイクルで持続可能な観光のモデルづくりに協力します。

町による施策

- ポスター作成し、施設に掲示しています。【商工振興課】
- 観光資源を保全する団体向けに補助金を交付します。【商工振興課】
- 群馬県いきいきＧカンパニーについて随時 PR をし、認証した事業者に対して特典を付与します。【商工振興課】
- 多々良沼公園等の自然豊かな都市公園を活用したグリーン・ツーリズムを研究します。【建設環境課】【商工振興課】

施策の方向性　③魅力ある町並み景観の保全と活用

≪施策の考え方≫文化財の保全と活用

本町の社寺や巨樹等の文化財は貴重な財産として、周辺の平地林等と一体となった個性ある文化的景観を維持・保全し、観光資源としての活用も検討していきます。また、先人たちの遺した数多くの貴重な文化財を後世に伝えるとともに、生まれ育った郷土の歴史及び文化財を知ることで郷土愛を育む町とする。

町	町民（団体）	事業者
●文化財については適切に保全活用を進めていきます。 ●本町の歴史や風情を感じさせる文化財は地区計画等を通じて保全します。 ●周辺の平地林等と一体となった個性ある文化的景観を観光資源として町内外に積極的にアピールをしていきます。	●文化財の保全に協力します。 ●文化財を活かした景観まちづくりに協力していきます。	●文化財の保全に協力します。 ●文化財を活かした景観まちづくりに協力していきます。

町による施策

- 指定文化財展を開催し、中野沼と水生動植物について理解を求め、保全を進めます。【生涯学習課】
- 文化財保存活用地域計画の策定に向けた準備を進めます。【生涯学習課】

≪**施策の考え方**≫公園緑地や景観資源の保全と活用

都市公園法や景観法に基づき、公園緑地や景観資源の保全と活用を体系的に進めていきます。

町	町民（団体）	事業者
●公園の利用促進を図るとともに、公園や街路樹、河川水辺空間等の地域住民等との協働による維持管理方策について検討していきます。 ●魅力的な自然景観を後世に継承し、自然と市街地の景観が調和した美しいまちづくりを検討していきます。	●公園緑地や景観資源の整備、維持管理に協力します。 ●町民（団体）が公園緑地や街路樹等の維持管理に参加します。	●公園緑地や景観資源の整備、維持管理に協力します。 ●従業員等と公園緑地や街路樹等の維持管理に参加します。

町による施策の展開

- 公園利用者が快適に過ごせるよう、適正な管理に努めます。【建設環境課】
- 邑楽町河川愛護クリーン運動の会と協力し、河川の清掃活動を実施します。【建設環境課】
- 既存の公園をグリーンインフラとして活用し、自然環境学習の場として提供できるよう管理します。【建設環境課】

環境目標５　環境行動の理解と実践を目指します

本計画の推進のためには、町、町民、事業者の一人一人が環境問題を「自分ごと」として捉え、さらには地域循環共生圏の構築等の視点から、新たな産業創出や雇用創出、観光資源の活用等を通じて、住み続けたいまちづくりに参加する必要があります。

本町では、環境学習会等を学校や町民向けに実施するとともに、さらに裾野を増やすためにリーダー育成事業を開催していきます。また、町民団体や環境学習会等が公園緑地などで実施され、住み続けたいまちづくりに貢献していると実感できる場をつくっていきます。

これらの結果、町民の環境意識調査における自然環境に関する項目の満足度が高まることを目指します。

成果指標	基準値 （2023 年）	目標 （2030 年）	備考
環境意識調査における環境教育や町民活動に関する町民満足度	30.8%	100%	設問「地域の祭り伝統行事、歴史伝統文化の継承」「環境教育、環境学習に関する取組」で「やや高い」「高い」の合計

施策の方向性　①環境学習メニューの充実

≪施策の考え方≫学校、地域等における環境学習の推進

学校や地域で、町民（団体）と連携しながら、本町主催の環境学習会などを推進していきます。

町	町民（団体）	事業者
●各校で選択した環境学習の推進を図り、環境に関心を持ってもらえるような授業を目指します。 ●町民の誰もが環境に関心を持って、積極的な取組が行えるように、出前講座の普及啓発など環境学習の推進を図ります。	●環境学習会等に自主的に参加し、本計画の推進を「自分ごと」として認識します。 ●団体は、町が主催する環境学習会等に協力し、地域に根付く活動を継続させていきます。	●町が主催する環境学習会等に従業員が参加し、本計画の推進を「自分ごと」として認識します。 ●事業者は、町が主催する環境学習会等に協力し、地域に根付く活動を支援していきます。

町による施策

- 総合的な学習の時間等において、児童生徒が自分たちで調査やまとめをすることで、環境について理解を深めます。【学校教育課】
- 小学校において、白鳥を愛する会の協力を得ながら、白鳥オリエンテーリングを実施し、生物多様性の保全について学ぶ機会を提供します。【学校教育課】【建設環境課】
- 町民向けに、みんなの講座を実施し、環境やごみについて学ぶ機会を提供します。【建設環境課】

≪**施策の考え方**≫活動支援制度の充実

環境活動を実施する町民（団体）や事業者を支援する制度を充実させていきます。

そして、環境基本計画の推進のためには、町民団体や事業者の参加が不可欠です。参加者の裾野を広げるために、リーダー育成事業を実施し、環境学習会等の数、町民団体やその参加者数を増やしていきます。

町	町民（団体）	事業者
●環境活動を推進する町民（団体）や事業者に対し、補助金や講師派遣、活動場所のマッチング等の面で支援を進めていきます。 ●ガバ沼や多々良沼などでの自然観察会等の開催や支援します。 ●町民（団体）等と協力し、環境学習会の開催や人材育成を推進していきます。	●町民（団体）は、町の支援を積極的に活用し、環境活動の裾野を広げていきます。 ●町民は、町が主催する人材育成の推進活動に参加し、新たな町民団体の立ち上げや、環境活動の裾野を広げていきます。 ●町民団体は、町が主催する人材育成の推進活動に協力します。	●事業者は、町の支援を積極的に活用し、従業員や事業所内での環境活動の裾野を広げていきます。 ●町が主催する人材育成の推進活動に従業員が参加し、事業所内での環境活動の裾野を広げていきます。 ●事業者は、町が主催する人材育成の推進に協力します。

町による施策

- 生涯学習施設において、自然観察教室を開催します。【生涯学習課】
- 地球温暖化防止活動推進員を中心に、学習会の開催を支援します。【建設環境課】

第5章
地球温暖化対策実行計画
（区域施策編）

１　地球温暖化のメカニズム

地球の気温は、太陽から届くエネルギーと地球から宇宙へ放出される熱量のバランスで決まります。もし地球の大気中に二酸化炭素、メタンなどの温室効果ガスや水蒸気がない場合、物理計算によれば地球の平均気温はおよそ-19℃になると予想されています。しかし、温室効果ガスの影響により、地球の平均気温は実際には約 14℃に保たれています。近年の産業活動の拡大に伴い、二酸化炭素やメタン、フロンなどの温室効果ガスが大量に排出され、大気中の濃度が上昇しており、その結果これらのガスによる熱の吸収が増え、地球温暖化が進み、様々な悪影響が引き起こされています。

二酸化炭素の排出量と世界の平均地上気温の上昇はおおむね比例関係にあるとされており、今後も人類が現在と同様の活動を続けた場合、地球の平均気温はさらに上昇すると見込まれています。

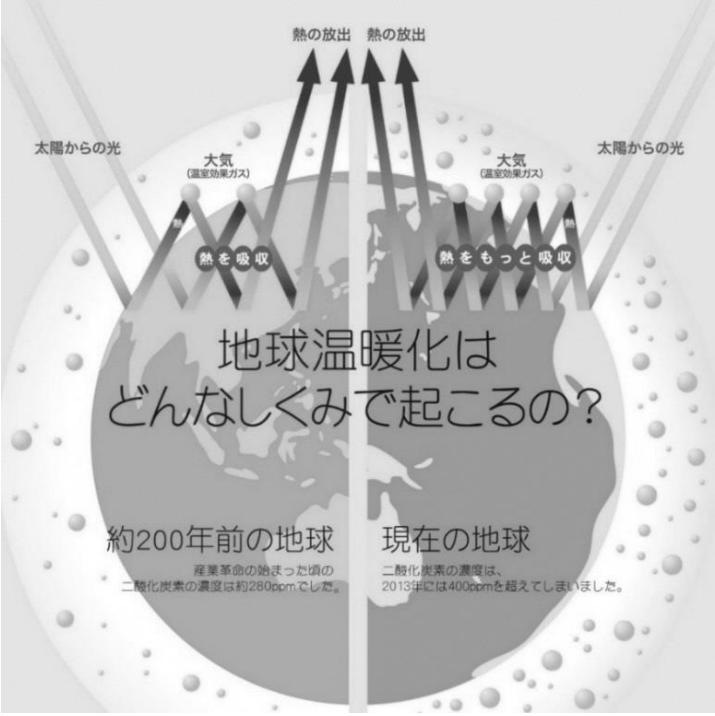

出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）では、邑楽町の現状や地域特性を踏まえ、本町全域から排出される二酸化炭素排出量の削減に向け、地域全体での地球温暖化対策に取り組むため、町、町民、事業者が一体となり、二酸化炭素排出量の抑制を総合的に推進します。

計画策定にあたっては「地球温暖化対策計画」（令和３年 10 月 22 日閣議決定）及び地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（令和６年４月環境省）に基づいています。

〇地球温暖化対策推進法で位置付けられている「地方公共団体実行計画」

【地方公共団体実行計画（区域施策編）の概要】

地方公共団体実行計画（区域施策編）は、都道府県、政令指定都市、中核市、特例市において策定義務があり、その他の地方公共団体での策定は努力義務となっており、地球温暖化対策計画に即して、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出量削減等を推進するための総合的な計画であって、計画期間に達成すべき目標を設定し、その目標を達成するために実施する措置の内容を定めるとともに、温室効果ガスの排出量削減等を行うための施策に関する事項として、再生可能エネルギーの導入、省エネルギーの促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、緑化推進、廃棄物等の発生抑制等循環型社会の形成等について定めるものです。

【基準年度及び目標年度】

本計画の基準年度を平成 25（2013）年度とし、目標年度をそれぞれ次のとおり定めます。

平成 25（2013）年度を基準年度とする根拠は、「地球温暖化対策計画（令和３年 10 月 22 日閣議決定）」及び「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル（令和４年３月環境省）」で示された基準年度であるため、本計画もそれに準ずるものとします。

中期目標年度及び長期目標年度についても、国や県の動向と歩調を合わせるため、それぞれ令和 12（2030）年度、令和 32（2050）年度に設定しています。

基準年度	平成 25（2013）年度
中期目標年度	令和 12（2030）年度
長期目標年度	令和 32（2050）年度

【対象とする温室効果ガス】

地球温暖化対策の推進に関する法律第２条第３項では、温室効果ガスとして以下の７つの物質を規定しています。

本計画では、邑楽町の温室効果ガス排出量の 99.9%以上を占める二酸化炭素を対象とします。

◆地球温暖化対策の推進に関する法律で定める温室効果ガス

温室効果ガス	地球温暖化係数（※）	性　質	用途、排出源
二酸化炭素（CO_2）	1	代表的な温室効果ガス	化石燃料の燃焼など
メタン（CH_4）	25	天然ガスの主成分で、常温で気体。よくもえる	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立てなど
一酸化二窒素（N_2O）	298	数ある窒素酸化物の中で最も安定した物質。他の窒素酸化物（例えば二酸化窒素）などのような害はない	燃料の燃焼、工業プロセスなど
ハイドロフルオロカーボン（HFCs）	数百から１万程度	塩素がなく、オゾン層を破壊しないフロン。強力な温室効果ガス	スプレー、エアコンや冷蔵庫などの冷媒、化学物質の製造プロセスなど
パーフルオロカーボン（PFCs）	数百から１万程度	炭素とフッ素だけからなるフロン。強力な温室効果ガス	半導体の製造プロセスなど
六フッ化硫黄（SF_6）	22,800	硫黄の六フッ化物。強力な温室効果ガス	電気の絶縁体など
三フッ化窒素（NF_3）	17,200	窒素とフッ素からなる無機化合物。強力な温室効果ガス	半導体の製造プロセスなど

資料：全国地球温暖化防止活動推進センター

※各温室効果ガスが地球温暖化をもたらす効果の程度を、二酸化炭素の当該効果に対する比で表したもの

【温室効果ガス排出量の現状】

令和３（2021）年度の全国の温室効果ガスの排出量は 945,018 千ｔ-CO_2（二酸化炭素（CO_2）換算。以下同じ。）で、前年度比約 2%の増加となっており、平成 25（2013）年度比では約 23%の減少となりました。

前年度比で増加している理由については、新型コロナウイルス感染症に起因する経済停滞からの回復により、エネルギー消費量が増加したこと等が主な要因と考えられます。

また、部門別でみると産業部門の製造業が全体の 41%となっており、当該産業が温室効果ガス排出量において最も大きな割合を占めていることが分かります。平成 20（2008 年）度からの推移をみても、製造業が約４割と最も大きく、次いで運輸部門が約２割と、この２部門が全体の約６割を占めているという状況が続いています。

◆全国の温室効果ガス排出量の推移

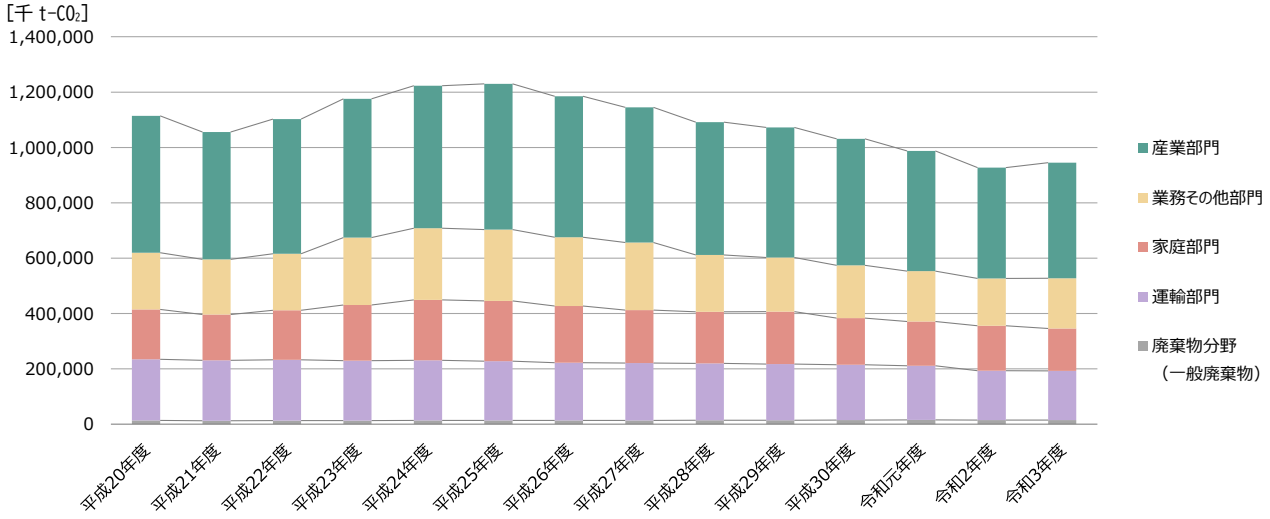

◆全国の温室効果ガス排出量（2021 年度）

3）部門･分野別CO_2排出量構成比 令和3年度（2021年度）

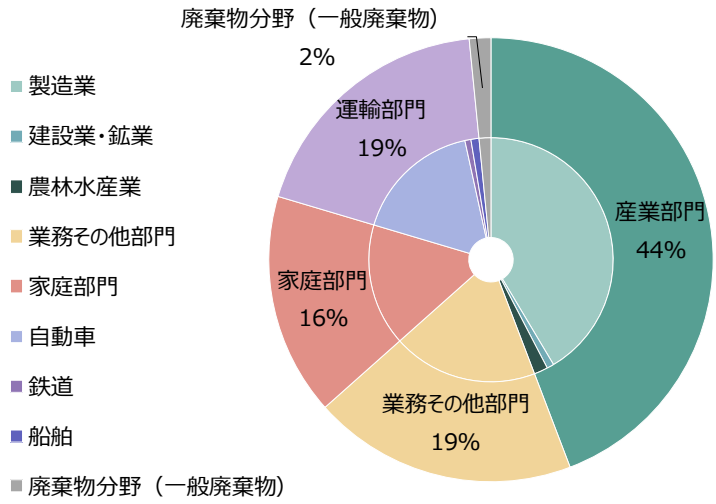

部門･分野	令和3年度 排出量 [千t-CO_2]	構成比
合　計	945,018	100%
産業部門	417,732	44%
製造業	391,648	41%
建設業･鉱業	8,810	1%
農林水産業	17,274	2%
業務その他部門	181,639	19%
家庭部門	152,905	16%
運輸部門	177,949	19%
自動車	160,335	17%
旅客	86,785	9%
貨物	73,550	8%
鉄道	7,514	1%
船舶	10,100	1%
廃棄物分野（一般廃棄物）	14,793	2%

※表中の構成比は、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

群馬県の令和３（2021）年度の温室効果ガスの排出量は 13,252 千ｔ-CO_2 で、前年度比約 2.8%の増加となっており、平成 25（2013）年度比では約 20%の減少となりました。

全国と比較しますと、産業部門の製造業の割合が 33%と低くなっており、その代わりに運輸部門が 27%と大きくなっています。

この理由として、群馬県は地形的に山間部が多く、公共交通機関が発達している都市部に比べて自家用車への依存度が高いことが挙げられます。また、広い地域に点在する工業団地や物流施設へのアクセスにも自動車輸送が必要であり、貨物輸送の需要も増加しています。さらに、県外や首都圏への農産物や工業製品の輸送が盛んであることも、運輸部門の排出量を押し上げる一因です。これらの要因が重なり、運輸部門での温室効果ガス排出量が全国比で高くなっていると考えられます。

◆群馬県の温室効果ガス排出量の推移

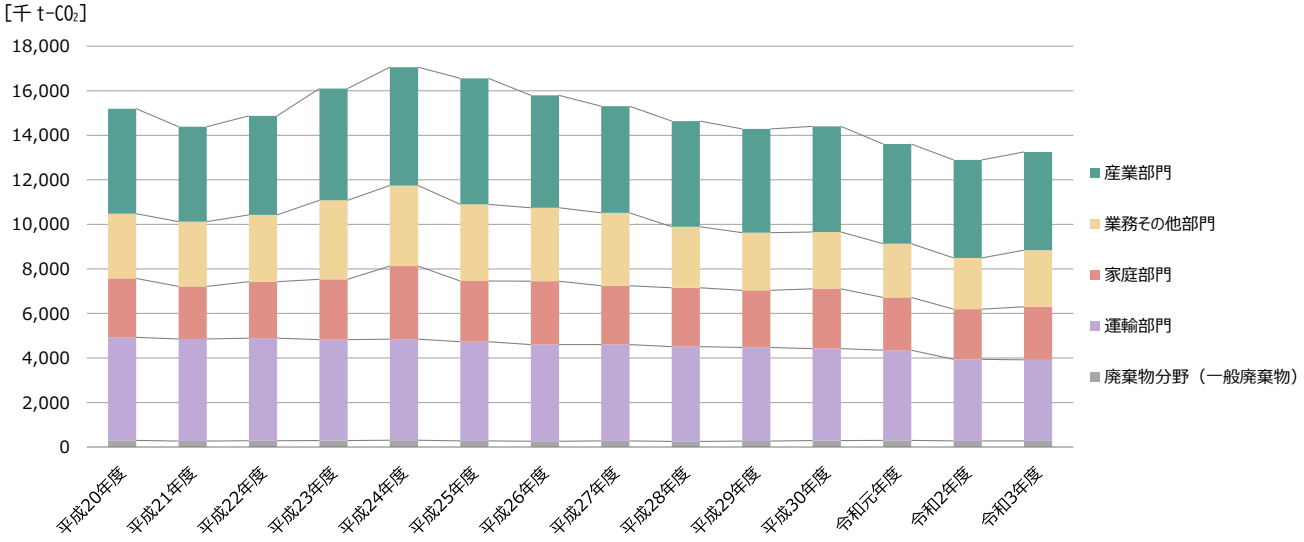

◆群馬県の温室効果ガス排出量（2021 年度）

3）部門･分野別CO_2排出量構成比 令和3年度（2021年度）

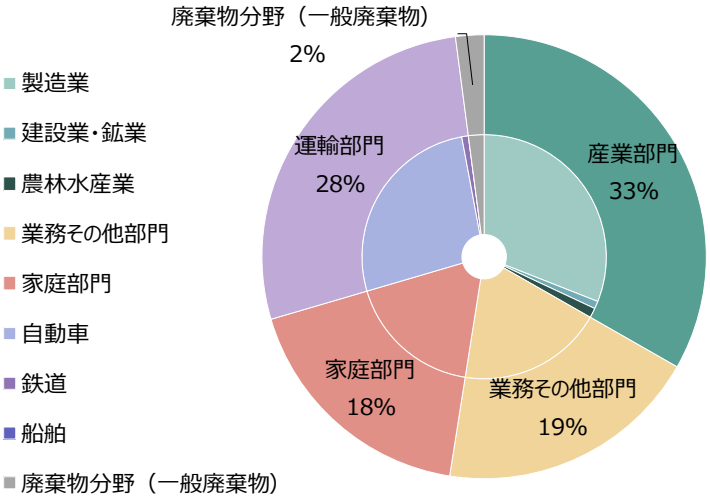

部門･分野	令和3年度 排出量 [千t-CO_2]	構成比
合　計	13,252	100%
産業部門	4,408	33%
製造業	4,105	31%
建設業･鉱業	133	1%
農林水産業	170	1%
業務その他部門	2,547	19%
家庭部門	2,382	18%
運輸部門	3,641	27%
自動車	3,525	27%
旅客	1,935	15%
貨物	1,590	12%
鉄道	116	1%
船舶	0	0%
廃棄物分野（一般廃棄物）	274	2%

※表中の構成比は、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

基準年度である平成 25(2013)年度の部門別排出量状況をみると、邑楽町の温室効果ガス排出量合計は 298 千ｔ-CO_2となっており、その内訳は産業部門が 172 千ｔ-CO_2で全体の 58%と最も高くなっています。次いで、運輸部門が 61 千 t-CO_2で 21%、家庭部門が 33 千 t-CO_2で 11%となっています。

それから８年後の令和３年(2021)年度の部門別排出量状況をみると、部門別の構成比に大きな変化はないものの、温室効果ガス排出量の合計が約 70 千ｔ-CO_2減少し、229 千ｔ-CO_2となっています。

◆邑楽町の温室効果ガス排出量の推移

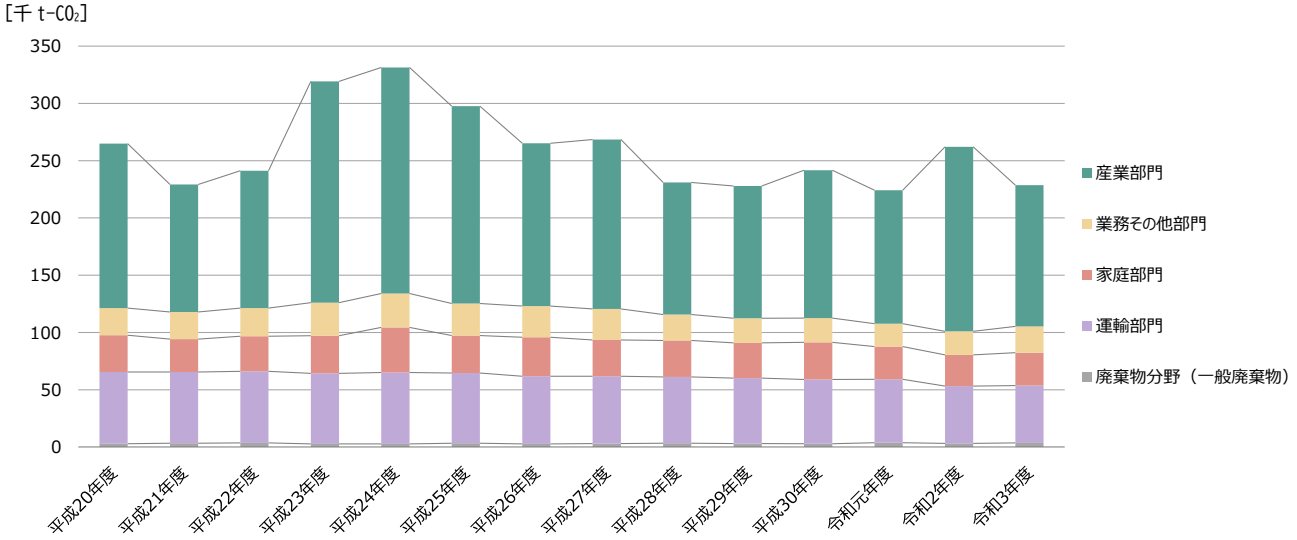

◆邑楽町の温室効果ガス排出量（2013 年度）

部門･分野別CO_2排出量構成比 平成25年度（2013年度）

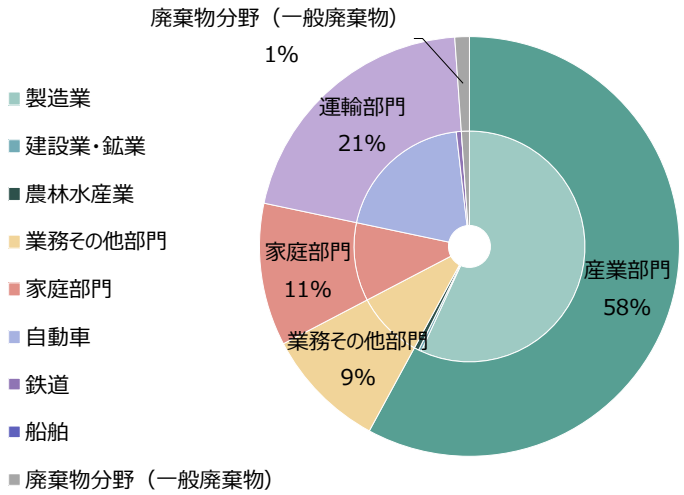

部門･分野	平成25年度排出量［千t-CO_2］	構成比
合　計	298	100%
産業部門	172	58%
製造業	169	57%
建設業･鉱業	1	0%
農林水産業	2	1%
業務その他部門	28	9%
家庭部門	33	11%
運輸部門	61	21%
自動車	59	20%
旅客	36	12%
貨物	23	8%
鉄道	2	1%
船舶	0	0%
廃棄物分野（一般廃棄物）	3	1%

※表中の構成比は、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

◆邑楽町の温室効果ガス排出量（2021 年度）

部門・分野別CO_2排出量構成比 令和3年度（2021年度）

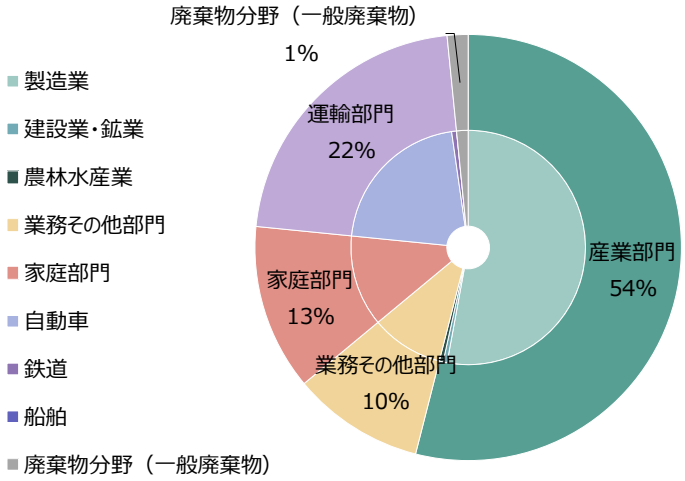

部門・分野	令和3年度排出量［千t-CO_2］	構成比
合　計	**229**	**100%**
産業部門	**123**	**54%**
製造業	121	53%
建設業・鉱業	1	1%
農林水産業	1	1%
業務その他部門	**23**	**10%**
家庭部門	**29**	**13%**
運輸部門	**50**	**22%**
自動車	48	21%
旅客	27	12%
貨物	21	9%
鉄道	2	1%
船舶	0	0%
廃棄物分野（一般廃棄物）	**4**	**2%**

※表中の構成比は、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

２　二酸化炭素（CO_2）排出量の推計

（１）　産業分野

製造品出荷額、従業者数を活動量とし、2008（平成 20）年度から 2021（令和３）年度までの実績の傾向から近似式を用いて 2030（令和 12）年度の想定活動量を算出しました。

① 製造業

製造業は、製造品出荷額を活動指標としています。令和元年度までは工業統計調査、令和２年度は経済センサス（活動調査）、令和３年度は経済構造実態調査によって金額を把握しています。ここでは、2008（平成 20）年度から 2021（令和３）年度における調査結果の平均値(製造品出荷額：2,552 億円)を 2030（令和 12）年度の活動量として採用しており、各年の製造品出荷額と CO2 排出量との平均比率（4.89%）から 2030（令和 12）年度の CO2 排出量を推計しています。

◆想定活動量（製造業）

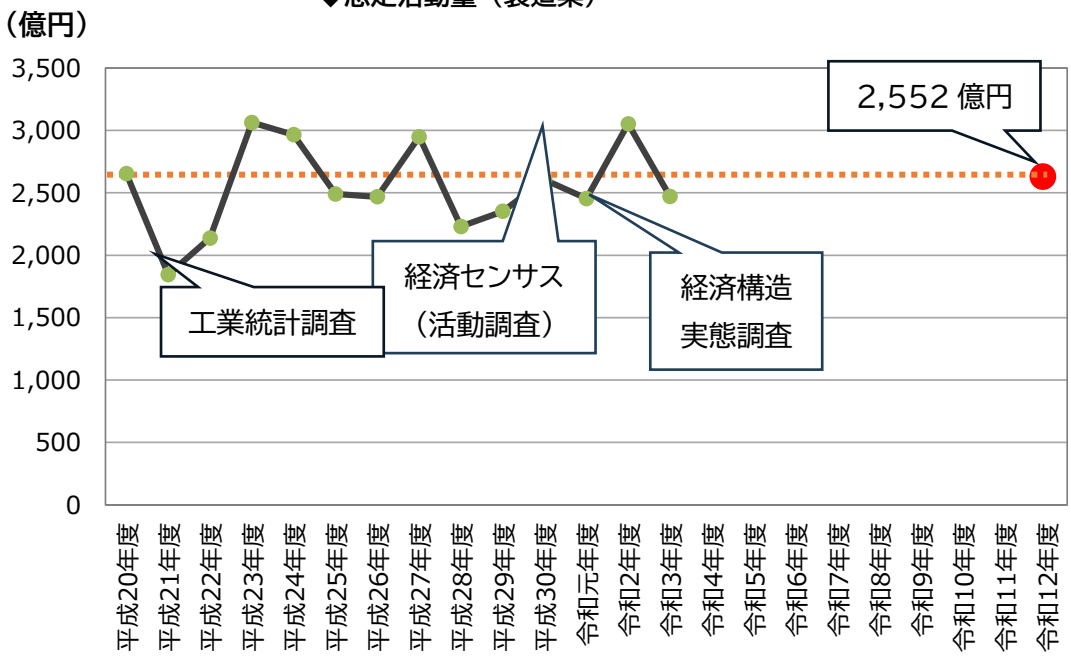

注：図中の点線は、平成 20 年度から令和３年度における調査結果の平均値(製造品出荷額：2,552 億円)を示す。

◆活動量の推移・推計（製造業）

部門・分野	活動量	単位	H29	H30	R1	R2	R3	R12【推計値】
産業部門【製造業】	製造品出荷額	億円	2,351	2,605	2,454	3,052	2,470	2,552
	CO_2 排出量	千 t-CO_2	113	127	115	159	121	125

② 建設業・鉱業

建設業・鉱業は、従業者数を指標としています。「経済センサス（総務省統計局）」の建設業・工業の合計従業者数を用いて活動量を推計しており、2009（平成 21）年度に増加、2020（令和２）年度に減少がみられるものの、長期的には横ばいの傾向となっています。なお、建設業・鉱業における従業員の調査は、2019（令和元）年度までは基礎調査、2020（令和２）年度は活動調査であることから、ここでは、2015（平成 27）年度から 2019（令和元）年度までの５年間の平均値（従業者数：611 人）を 2030（令和 12）年度の活動量として採用し、2030（令和 12）年度の CO_2 排出量を推計しています。

◆想定活動量（建設業・鉱業）

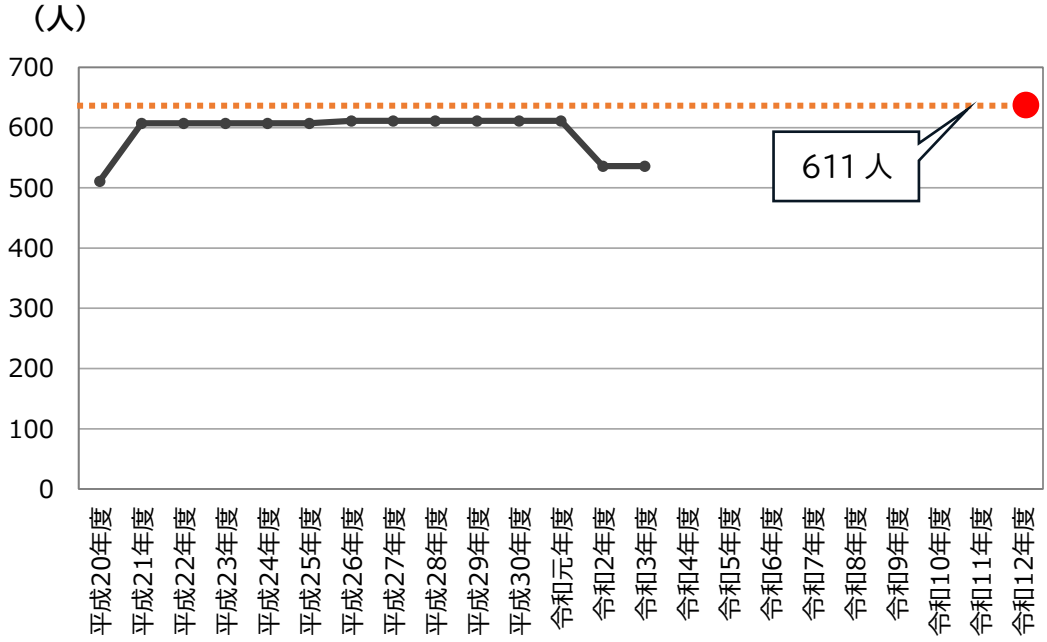

注：図中の点線は平成 27 年度から令和元年度までの５年間の平均値（従業者数：611 人）を示す。

◆活動量の推移・推計（建設業・鉱業）

部門・分野	活動量	単位	H27	H28	H29	H30	R1	R12【推計値】
産業部門【建設業】	従業者数	人	611	611	611	611	611	611
	CO_2 排出量	千 t-CO_2	1	1	1	1	1	1

③ 農林水産業

農林水産業は、従業者数を活動指標としています。「経済センサス（総務省統計局）」の農林業、漁業の合計従業者数を用いて活動量を推計しました。2014（平成 26）年度から 2019（令和元）年度にかけて横ばいであったが、2020（令和２）年度には大きく増加しました。なお、農林水産業における従業員の調査は、2019（令和元）年度までは基礎調査、2020（令和２）年度は活動調査であることから、ここでは、2010（平成 22）年度から 2019（令和元）年度までの 10 年間の平均値（従業者数：39 人）を 2030（令和 12）年度の活動量として採用し、2030（令和 12）年度の CO_2 排出量を推計しています。

◆想定活動量（農林水産業）

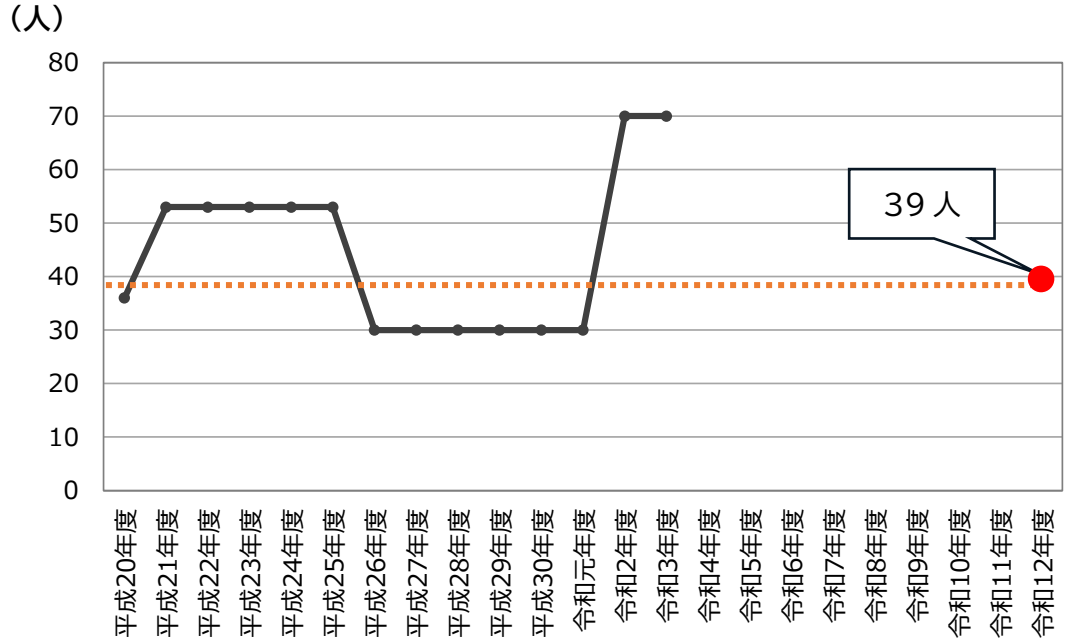

注：図中の点線は平成 22 年度から令和元年度までの 10 年間の平均値（従業者数：39 人）を示す。

◆活動量の推移・推計（農林水産業）

部門・分野	活動量	単位	H27	H28	H29	H30	R1	R12【推計値】
産業部門【農林水産業】	従業者数	人	30	30	30	30	30	39
	CO_2 排出量	千 t-CO_2	1	1	1	1	1	1

（２）業務・その他部門

業務・その他部門は、従業者数を活動指標とした。「経済センサス（総務省統計局）」の業務・その他部門の合計従業者数を用いて活動量を推計しました。2014（平成 26）年度から 2019（令和元）年度にかけて横ばいでしたが、2020（令和２）年度には大きく増加しました。なお、業務・その他部門における従業員の調査は、2019（令和元）年度までは基礎調査、2020（令和２）年度は活動調査であることから、ここでは、2015（平成 27）年度から 2019（令和元）年度までの５年間の平均値（従業者数：5,582 人）を 2030（令和 12）年度の活動量として採用し、2030（令和 12）年度の CO_2 排出量を推計しています。

◆想定活動量（業務・その他部門）

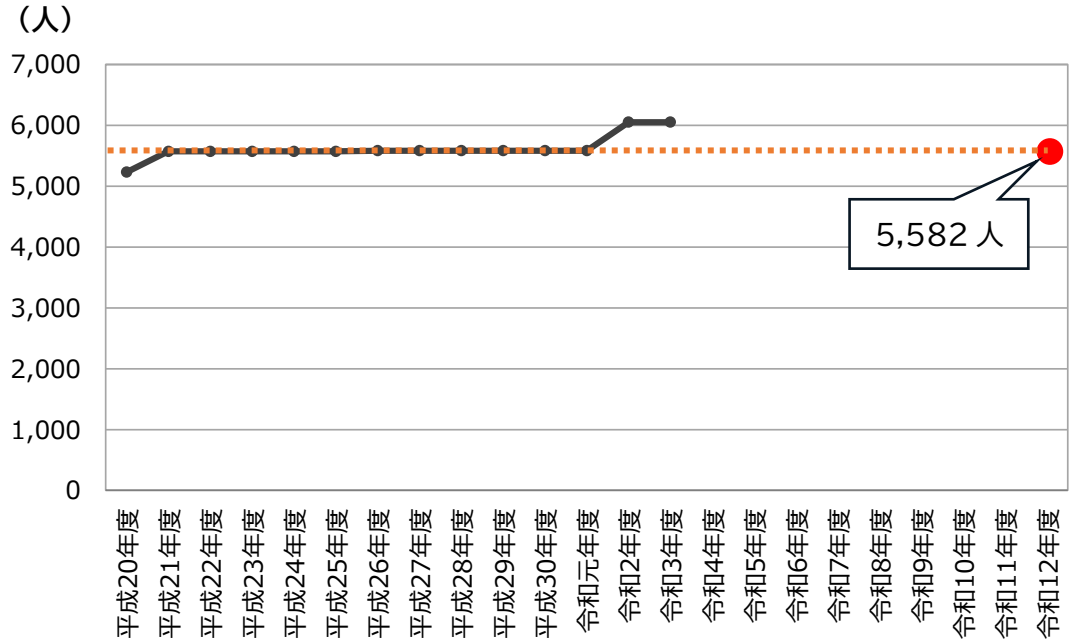

注：図中の点線は平成 27 年度から令和元年度までの５年間の平均値（従業者数：5,582 人）を示す。

◆過去５年間の活動量の推移（業務・その他部門）

部門・分野	活動量	単位	H27	H28	H29	H30	R1	R12【推計値】
業務・その他部門	従業者数	人	5,582	5,582	5,582	5,582	5,582	5,582
	CO_2 排出量	千 t-CO_2	27	23	21	21	20	22

（３）家庭部門

家庭部門は、世帯数を活動指標とした。世帯数は、2005（平成 17）年度から 2030（令和 12）年度にかけて増加傾向にある。ここでは、住民基本台帳に基づく世帯数を元に、近似式を用いて 2030（令和 12）年度の活動量を推計し、2030（令和 12）年度の CO_2 排出量を推計しています。

◆想定活動量（家庭部門）

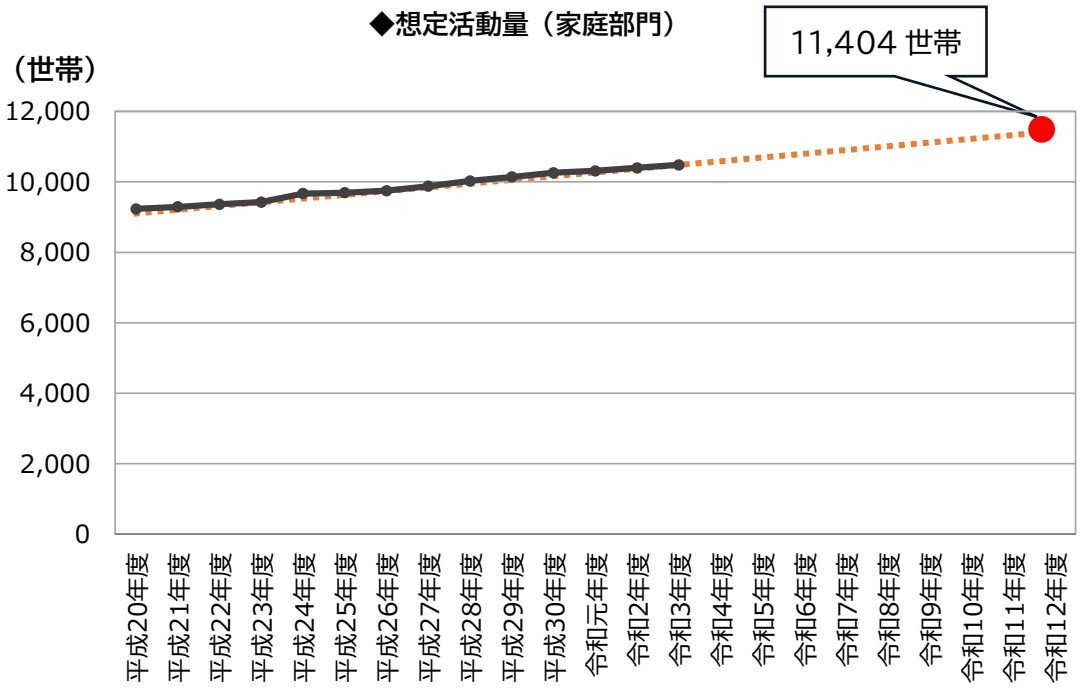

注：図中の点線は近似直線を示す。

◆過去５年間の活動量の推移（家庭部門）

部門・分野	活動量	単位	H27	H28	H29	H30	R1	R12【推計値】
家庭部門	世帯数	世帯	9,878	10,028	10,141	10,260	10,316	11,404
	CO_2 排出量	千 t-CO_2	32	32	31	33	29	36

（４）運輸部門

① 自動車

自動車は、旅客と貨物それぞれの保有台数を活動指標としました。2005（平成 17）年度から 2020（令和２）年度にかけて、旅客用の自動車保有台数は増加傾向にあり、貨物用自動車の保有台数は減少傾向にあります。旅客用自動車については、自動車検査登録情報協会「市区町村別自動車保有車両数」及び全国軽自動車協会連合会「市区町村別軽自動車車両数」に基づく自動車保有台数を元に、近似式を用いて 2030（令和 12）年度の活動量を推計しました。貨物用自動車については、相関がみられなかったことから、2015（平成 27）年度から 2019（令和元）年度までの５年間の平均値（保有台数：4,514 台）を 2030（令和 12）年度の活動量として採用し、2030（令和 12）年度の CO_2 排出量を推計しています。

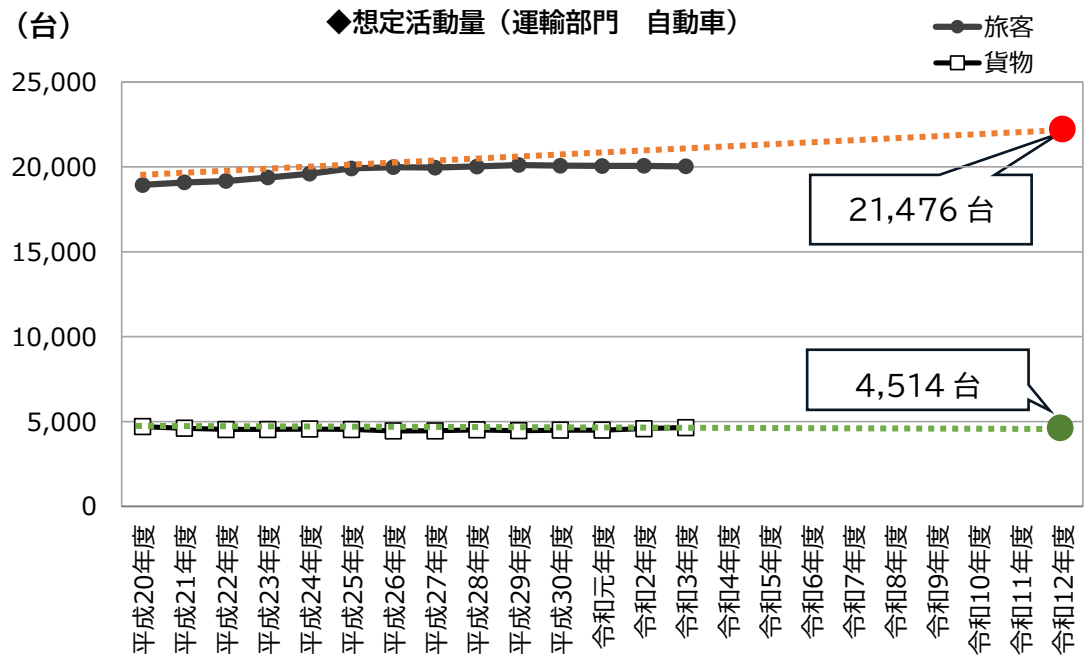

注：図中の茶色の点線は、旅客用自動車保有台数の近似直線を示し、緑色の点線は、平成 27 年度から令和元年度までの５年間の貨物用自動車保有台数の平均値（保有台数：4,514 台）を示す。

◆過去５年間の活動量の推移（運輸部門　自動車）

部門・分野	項目	活動量	単位	H27	H28	H29	H30	R1	R12【推計値】
運輸部門 自動車	旅客	保有台数	台	19,962	20,031	20,112	20,077	20,059	21,476
		CO_2 排出量	千 t-CO_2	34	34	34	33	32	36
	貨物	保有台数	台	4,462	4,516	4,463	4,502	4,499	4,514
		CO_2 排出量	千 t-CO_2	22	22	22	22	22	22

② 鉄道

鉄道は、人口を活動指標としました。2005（平成 17）年度から 2020（令和２）年度にかけて、人口は減少傾向にあります。ここでは、住民基本台帳に基づく人口を元に、近似直線を用いて 2030（令和 12）年度の活動量を推計し、2030（令和 12）年度の CO_2 排出量を推計しています。

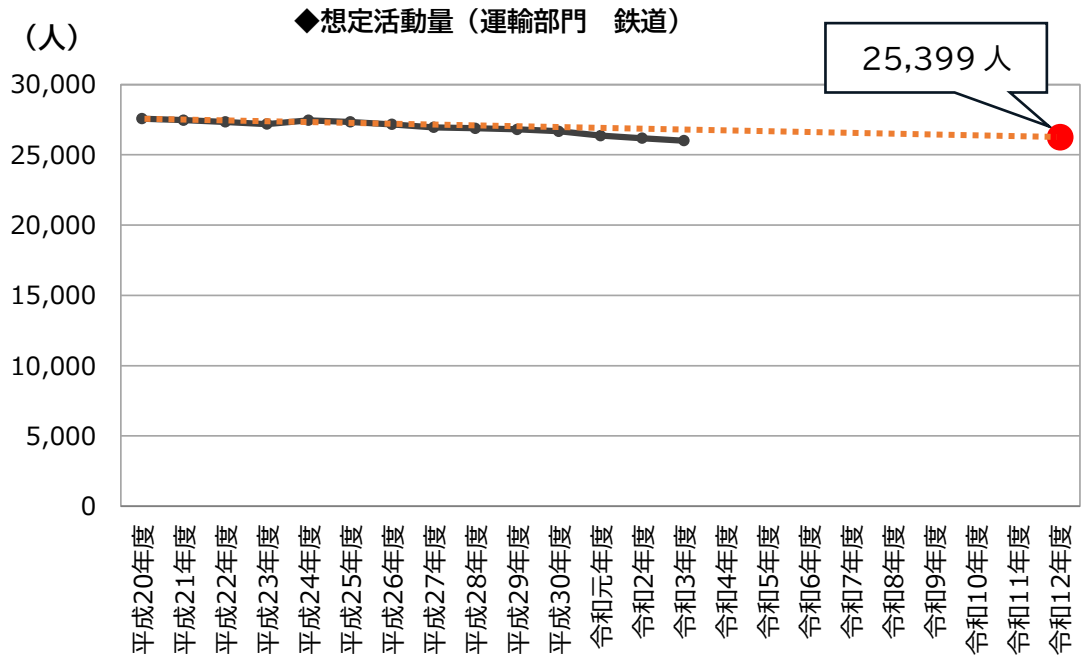

注：図中の点線は近似直線を示す。

◆過去５年間の活動量の推移（運輸部門　鉄道）

部門・分野	活動量	単位	H27	H28	H29	H30	R1	R12【推計値】
運輸部門 鉄道	人口	人	26,955	26,888	26,807	26,671	26,368	25,399
	CO_2 排出量	千 t-CO_2	2	2	2	2	2	2

（５）廃棄物分野

① 一般廃棄物

廃棄物分野の一般廃棄物は、一般廃棄物処理実態調査結果の焼却施設ごとの処理量から推計した CO_2 排出量を活動指標としました。2005（平成 17）年度から 2020（令和２）年度にかけて CO_2 排出量の推計値は増減を繰り返しており、相関がみられませんでした。ここでは、2015（平成 27）年度から 2019（令和元）年度までの５年間の平均値（CO_2 排出量：３千 t-CO_2）を 2030（令和 12）年度の活動量として採用し、2030（令和 12）年度の CO_2 排出量を推計しています。

◆想定活動量（一般廃棄物）

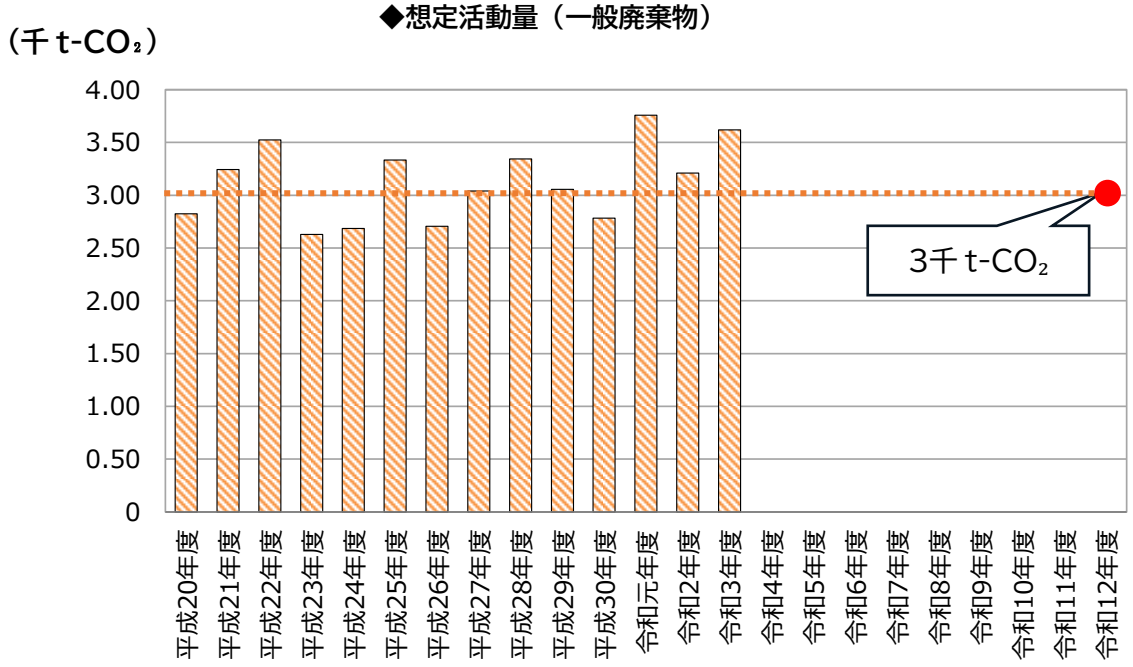

注：図中の点線は平成 27 年度から令和元年度までの５年間の平均値（CO_2 排出量：３千 t-CO_2）を示す。

◆過去５年間の活動量の推移（一般廃棄物）

部門・分野	活動量	単位	H27	H28	H29	H30	R1	R12【推計値】
一般廃棄物	CO_2 排出量	千 t-CO_2	3	3	3	3	4	3

３　削減目標

国は、COP21 で採択された「パリ協定」を踏まえた「地球温暖化対策計画」を策定し、長期的目標として「2050 年までに 80%の温室効果ガスの排出削減」を掲げましたが、2020（令和２）年には、2050（令和 32）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050 年カーボンニュートラル」、「脱炭素社会」を目指すことを宣言しました。さらに 2021（令和３）年には、2050 年カーボンニュートラルに向け「温室効果ガスを 2030 年までに 2013 年度比で 46%削減する、さらに 50%の高みを目指す」という、新たな目標を表明しました。

こうした状況を踏まえ、本町では 2030（令和 12）年度における温室効果ガス排出量の削減目標を、2013（平成 25）年度比でマイナス 50%としました。

また、長期目標については、2050（令和 32）年度までに実質排出量ゼロを目標とします。

2013（平成 25）年度排出量【実績値】

２９８千 t-CO_2

2021（令和３）年度排出量【実績値】

２２９千 t-CO_2

2030（令和 12）年度排出量【推計値】

２４８千 t-CO_2

推計値では基準値の 16.7%減と中期目標に達していませんが、各種施策の推進により中期目標及び長期目標を達成します。

中期目標

2030（令和 12）年度排出量

１４９千 t-CO_2（2013(平成 25)年度比マイナス 50%）

長期目標

2050（令和 32）年度排出量

実質排出量ゼロ

４　区域施策編における取組

私たちの日常生活や仕事では、効率性向上や利便性の追求と共に、電力、ガス、灯油、自動車燃料など、多くのエネルギーを消費しています。最近では IT 化の進展や冷暖房の普及により、活動時間が夜間にシフトし、ビジネスも 24 時間体制となるなど、生活様式やビジネスモデルが大きく変化しています。その結果、環境への負荷が増大していることが懸念されています。

温室効果ガスの削減には、私たちの生活や企業活動のあらゆる側面を見直し、町民や事業者が地球温暖化とどのように関わっているかを認識することが重要です。そして、温室効果ガスの排出を減らすための意識を高め、環境にやさしいライフスタイルへの転換を進めていく必要があります。

個々の小さな取り組みの積み重ねが、大きな成果を生み出すことになります。日常生活や事業活動、経済活動における具体的な取り組みについて、国が示す「ゼロカーボンアクション 30」などを参考にしながら、実行可能な例を挙げていきます。

①　電気等のエネルギーの節約や転換

アクション	生活におけるメリット
（1）再エネ電気への切替え	・自宅への自家消費型太陽光発電を設置することが難しい状況でも、再エネ普及に貢献できる
（2）クールビズ・ウォームビズ 気候に合わせた服装と、適切な室温・給湯器温度設定	・気候に合わせた過ごしやすい服装・ファッションで効率の向上、健康、快適に（冷房の効きすぎによる体温調整機能の低下防止等） ・夏のスーツのクリーニング代節約、光熱費の節約
（3）節電 不要なときはスイッチ OFF	・光熱費の節約、火災等の事故予防 ・外出先から遠隔操作で家電を OFF に
（4）節水	・水道費の節約
（5）省エネ家電の導入 省エネ性能の高いエアコン・冷蔵庫・LED 照明等の利用、買換え	・電気代の節約ができる ・健康、快適な住環境づくり（エアコンの新機能や扇風機・サーキュレーターとの組み合わせによる快適性・利便性の向上、冷蔵庫の新機能（鮮度保持や収納力向上）による食材の有効活用促進）
（6）宅配サービスをできるだけ一回で受け取る （宅配ボックスや置き配、日時指定の活用等の利用）	・受取時間の指定で待ち時間を有効活用（いつ届くかわからないまま受取に備えていたずらに待たずに済む） ・配達スタッフの労働時間抑制、非接触での受取りが可能
（7）消費エネルギーの見える化 スマートメーターの導入	・実績との比較により、省エネを実感。光熱費の節約 ・省エネを家族でゲーム感覚で楽しみながらできる

② 住居関係

アクション	生活におけるメリット
（8）太陽光パネルの設置	・自宅に電源を持ち、余剰分は売電することが可能になる ・FIT 制度等を利用することで投資回収が可能（電力会社等が初期費用を負担し、電気代により返済する方法も普及しつつある）
（9）ZEH（ゼッチ） 建替え、新築時は、高断熱で、太陽光パネル付きのネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）	・健康、快適な住環境を享受できる（断熱効果で夏は涼しく、冬は熱が逃げにくい。また、結露予防によるカビの発生抑制、冬のヒートショック対策、血圧安定化等の効果がある） ・換気の効率向上（換気熱交換システムなら冷暖房効率を極力落とさずに室内の空気環境を清浄に保持） ・光熱費の節約
（10）省エネリフォーム 窓や壁等の断熱リフォーム （(5）と同時実施で相乗効果）	・遮音・防音効果の向上 ・室内環境の質を維持しつつ、大幅な省エネを実現 ・防災レジリエンスの向上
（11）蓄電地（車載の蓄電池）・蓄エネ給湯機の導入・設置	・貯めた電気やエネルギーを有効活用することを通じて、光熱費の節約や防災レジリエンスの向上に繋げることができる
（12）暮らしに木を取り入れる	・生活の中で木を取り入れることは、温かみや安らぎなど心理面での効果がある ・木は調湿作用、一定の断熱性、転倒時の衝撃緩和等の特徴があり、快適な室内環境につながる ・木を使うことで、植林や間伐等の森林の手入れにも貢献できる
（13）分譲も賃貸も省エネ物件を選択	・光熱費の節約ができる ・健康、快適な住環境を享受できる
（14）働き方の工夫 職住近接、テレワーク、オンライン会議、休日の分散、二地域居住・ワーケーション	・通勤・出張等による移動時間・費用の節約、地方移住が選択肢に ・生活時間の確保（家族との時間や育児・介護との両立、自宅で昼食を摂るなど、生活スタイルに合わせた時間の確保） ・身体的な負担の軽減（混雑した電車や道路渋滞などからの解放） ・徒歩や自転車圏内なら、人との接触（密）を避けられる ・観光地、レジャー施設、商業施設の混雑緩和 ・寒い冬は南で、暑い夏は北で暮らす等の工夫により、できるだけ省エネかつ健康維持

③ 移動関係

アクション	生活におけるメリット
（15）スマートムーブ ・徒歩、自転車・公共交通機関で移動 ・エコドライブ（発進/急停車をしない等）の実施 ・カーシェアリングの活用 ・シェアサイクリングの活用	・健康的な生活の促進（運動量の確保等） ・徒歩・自転車利用で密を回避、交通渋滞の緩和 ・移動途中での新たな発見 ・燃費の把握、向上 ・同乗者が安心できる安全な運転、心のゆとりで交通事故の低減 ・自動車購入・維持費用の節約、TPO に合わせて好きな車を選択可能。 ・必要なときに必要な分だけ利用ができる
（16）ゼロカーボン・ドライブ 　再エネ・ゼロカーボン燃料と EV/FCV/PHEV	・静音性の向上、排気ガスが出ない ・蓄電池として、キャンプ時や災害時等に活用することも可能 ・ガソリン代のコストパフォーマンスの向上

④ 食関係

アクション	生活におけるメリット
（17）食事を食べ残さない 適量サイズの注文ができるお店やメニューを選ぶ、それでも食べ残してしまった場合は持ち帰る（mottECO）	・適量の注文により食事代を節約できる ・食べ残しの持ち帰りが可能であれば、他の食事に充てられる（食べ残しが減少することは料理の提供者側のモチベーションアップにもつながる）
（18）食材の買い物や保存等での食品ロス削減の工夫 ・食べ切れる量を買う ・工夫して保存し、食べられるものを捨てない ・余剰食品はフードドライブの活用等によりフードバンク等に寄附する	・食費の節約（計画性のある買い物による節約） ・家庭ごみの減量（生ごみの管理が不要もしくは低減） ・子どもへの環境（家庭）教育推進活動に繋がる ・作り手のモチベーションアップ ・過食・飽食の抑制、暴飲暴食の回避による健康維持 ・フードバンク等への寄附は、生活困窮者支援にもつながる
（19）旬の食材、地元の食材でつくった菜食を取り入れた健康な食生活 食材のトレーサビリティ表示を意識した買い物 ※空輸等の流通経路ではないため CO_2 の抑制	・食を通じた QOL の向上（旬の食材は美味しく栄養価が高く、新鮮な状態で食べることができる。食を通じて季節感や地域の気候風土が感じられる。地域活性化や食の安全保障にも貢献でき、地元の生産者等とつながることは安心にもつながる、皮の部分等もおいしく食べる方法を考えることで栄養価も上がる。本来の食べ物の姿に触れることで自然とのつながりが感じられる。） ・栄養状態の改善（野菜不足を解消し栄養バランスが改善する）
（20）自宅でコンポスト 生ごみをコンポスターや処理器を使って堆肥化	・生ごみの減量と子どもへの環境（家庭）教育推進活動に繋がる ・作った堆肥を家庭菜園やガーデニングに活用できる （家庭菜園やガーデニングによりリラックス効果も）

⑤ 衣類、ファッション関係

アクション	生活におけるメリット
（21）今持っている服を長く大切に着る 適切なケアをする、洗濯表示を確認して扱う	・使い慣れた服を長く使える、愛着がわく、こだわりを表せる。 ・体型維持（健康管理）を心がけることができる ・染め直しやリメイクなど手を加えることでより楽しめる ・綺麗に管理することで、フリマ等に回すことができる
（22）長く着られる服をじっくり選ぶ 先のことを考えて買う	・無駄遣いの防止（消費サイクルが伸びる） ・使い慣れた服を長く使える、愛着がわく、こだわりを表せる ・体型維持（健康管理）を心がけることができる
（23）環境に配慮した服を選ぶ 作られ方を確認して買う、リサイクル・リユース素材を使った服を選ぶ	・無駄遣いの防止（衝動買いを避ける） ・衣を通じた QOL の向上 ・服のできるストーリーを知る楽しみも出てくる

⑥ ごみを減らす

アクション	生活におけるメリット
（24）マイバッグ、マイボトル、マイ箸、マイストロー等を使う	・家庭ごみの減量 ・自分の好きなおしゃれなバッグや容器を楽しめる ・使い慣れた物を長く使える、物への愛着がわく ・自分好みのデザインや機能がある製品を使える ・環境を大事にする気持ちを行動で表せる
（25）修理や補修をする 長く大切に使う	・こだわりや物を大切にする気持ちを表せる（自分らしいアレンジや親から子へ世代を越えて使うなどして楽しむことができる）
（26）フリマ・シェアリング フリマやシェアリング、サブスクリプション等のサービスを活用する	・購入・維持費用の節約（必要な物を安く手に入れることができる） ・自分にとっては不要な物でも必要とする他の人に使ってもらい、収入にもなる
（27）ごみの分別処理 「分ければ資源」を実践する適正な分別、使用済製品・容器包装の回収協力	・家庭ごみの減量 ・資源回収への協力による協力金やポイント還元等（地域で実施すれば、コミュニティの活性化にもつながる）

⑦ 買い物・投資

アクション	生活におけるメリット
（28）脱炭素型の製品・サービス （環境配慮のマークが付いた商品、カーボンオフセット・カーボンフットプリント表示商品）の選択	・より簡易な包装の商品、環境配慮のマークが付いた商品（マークの意味を知る）、バイオマス由来プラスチックを使った商品、詰め替え製品を選ぶことで自分の購買によって環境負荷低減に貢献できる ・ごみの分別が楽になる（ラベルレスのペットボトル等） ・市場への供給量が増え、商品の多様化・価格低減化につながる
（29）個人の ESG 投資 ゼロカーボン宣言･RE100 宣言など地球温暖化への対策に取り組む企業の応援	・個人で ESG 投資（気候変動対策をしている企業の応援） ・地球温暖化への対策に取り組む企業の商品の購入や製品・サービスの利用、投資等により、環境に配慮する企業が増加し、脱炭素社会づくりとして還元

⑧ 環境活動

アクション	生活におけるメリット
（30）植林やごみ拾い等の活動 団体・個人による地球温暖化対策行動や地域の環境活動への参加・協力	・環境を大事にする気持ちを行動で表せる ・ゼロカーボンアクションの取組を発信・シェアすることで取組の輪を広めることができる

【アクションによる二酸化炭素削減量の目安】

アクション	二酸化炭素削減量
テレビを見ないときは消す	13g
1 日 1 時間パソコンの利用を減らす(デスクトップ型パソコン)	13g
主電源をこまめに切って待機電力を節約	65g
夏の冷房時の設定温度を 26℃から 28℃に 2℃高くする	83g
冬の暖房時の設定温度を 22℃から 20℃に 2℃低くする	96g
炊飯器の保温をやめる	37g
ガスコンロの炎をなべ底からはみ出さないように調節する	5g
冷蔵庫にものを詰め込み過ぎない	18g
冷蔵庫を壁から適切な間隔で設置する	19g
シャワーの利用時間を 1 日 1 分短くする	74g
風呂の残り湯を洗濯に使いまわす	7g
入浴は間隔をあけずに行う	86g
使わないときは保温便座のふたを閉める	15g

※数字は、１人１日当たりの削減　　資料：全国地球温暖化防止活動推進センター

５　邑楽町気候変動適応計画

（１）計画の目的

地球温暖化が要因と考えられる気候変動が進行する中、大雨による災害の頻発や農作物の品質低下、動植物の分布の変化、熱中症のリスク増加など、さまざまな影響が全国で見られます。各地で地球温暖化対策が進められているものの、気温上昇を完全に抑えることは難しいと予測されています。

邑楽町環境基本計画は、国の「気候変動適応計画」を基に、地域特性を考慮した気候変動の影響を最小限に抑えるための「適応策」を推進し、被害の軽減を図ることを目的とする「地域気候変動適応計画」を包含するものとします。

計画策定にあたっては「地球温暖化対策計画」（令和３年 10 月 22 日閣議決定）及び気候変動適応計画策定マニュアル（令和５年３月改定　環境省）に基づいています。

（２）本計画策定の背景

邑楽町においても、既に気候変動による影響が顕在化しており、今後の気候変動の進行により、これまで以上に様々な分野で影響が生じると考えられます。そこで、本町の地域特性を理解した上で、既存及び将来の様々な気候変動による影響を計画的に回避・軽減し、邑楽町環境基本計画における基本理念を実現することを目的とし、本計画を策定します。

（３）上位計画及び関連計画との位置づけ

本計画は、気候変動適応法第 12 条に基づく、邑楽町の地域気候変動適応計画として策定しました。邑楽町環境基本計画の一部として策定されるものです。

（４）計画期間

本計画では、令和７年度から令和 16 年度末までの 10 年間を計画期間とします。また、今後蓄積される最新の科学的知見や区域内の情報をもとに、概ね５年ごとに本計画の見直しを行います。

■気候変動適応計画が示す指針■

地方公共団体は、地域の自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策を推進するため、国の気候変動適応計画を勘案し、地域気候変動適応計画を策定するよう努める。その際、防災・国土強靭化に関する施策、農林水産業の振興に関する施策など、関係部局の連携協力の下、関連する施策に積極的に気候変動適応を組み込み、各分野における気候変動適応に関する施策を推進するよう努める。

国は、令和２年（2020 年）の「気候変動影響評価報告書」および令和３年（2021 年）の「気候変動適応計画」において、気候変動がもたらす影響を「農業・林業・水産業」「水環境・水資源」「自然生態系」「自然災害・沿岸域」「健康」「産業・経済活動」「国民生活・都市生活」の７分野にわたって評価し、それぞれの「重大性」「緊急性」「確信度」を基に分析しています。本町においては、気候変動の影響について現時点では予測が不確定な部分が多いため、県の評価結果を参考にし、影響が予測される分野を選定して、その影響を軽減するための適応策を策定していきます。

分野	現在起きている現象	将来の予測
農業分野	・水稲について高温登熟による白未熟粒・胴割粒の発生により品質が低下しました。 ・高温年に収量が減少している地域もあります。	・農業生産への影響の恒常化や気温の上昇による品質低下等、今後も被害が拡大する恐れがあります。 ・特に、現在の暖かい地域（関東・北陸以西の平野部など）では、品質低下リスクが増加すると予測されています。
水環境・水資源分野、自然災害分野	・アメダス観測所において、短時間強雨の発生回数の増加が観測されています。 ・県内湖沼においてカビ臭物質の増加傾向は見られますが、水温は全体的には上昇傾 向が見られず、現状では気候変動の影響についての評価はできません。 ・利根川水系で取水制限が実施されるなど、渇水が生じています。 ・短時間強雨や大雨の発生回数の増加により、路面冠水や家屋浸水等の被害が発生し、また、河川水位の急激な上昇による水害の危険性が高まっています。	・影響として、河川氾濫や土砂災害リスクの高まり、短時間強雨の増加に伴う内水による浸水被害や台風の強力化による被害の増加、拡大も懸念されます。 ・一方で、雨が降らない日の増加による渇水リスクの上昇も懸念されます。 ・水温上昇による溶存酸素の低下、微生物による有機物分解反応や藻類の増加による異臭の増加等が予測されます。 ・今後、気候変動等の影響により水害が頻発するとともに、激甚化することが予想されます。また、河川氾濫の可能性の増大のほか、浸水時間の長期化も予想されます。
自然生態系分野	・人工林については、現在より気温が上昇すると年間蒸散量が増加し、特に降水量が少ない地域で、脆弱性が増加することが予測されています。 ・気温上昇や積雪期間の短縮によって、ニホンジカ等の野生鳥獣の生息域が拡大することが予測されていますが、研究事例は多くありません。	・気候変動により、分布域やライフサイクル等の変化が起こるほか、種の移動 ・局地的な消滅による種間相互作用の変化がさらに悪影響を引き起こす可能性があります。また、生息地の分断により、気候変動に追随した分布の移動ができない等のため、種の絶滅を招く可能性があります。
健康分野	・熱中症による救急搬送人員、医療機関受診者数・熱中症死亡者数の全国的な増加傾向が確認されています。 ・若・中年層では、屋外での労働時・スポーツ時に熱中症を発症することが多く報告されています。 ・高齢者は住宅内で多く熱中症が発症する傾向にあり、発症すれば重症化しやすいことが報告されています。	・日本各地で暑さ指数が上昇することが予測されます。それに伴い、熱中症発生率が全国的に増加することが予測されています。特に、高齢者で増加が予測されています。 ・日中に屋外労働が可能な時間が短縮したり、安全ではない日数が増加することが予測されています。 ・屋外での激しい運動に厳重警戒が必要となる日数が増加することが予測されています。

【気候変動による被害の回避･軽減】

気候変動の影響は全国各地で深刻化しており、私たちは気候危機という非常事態に直面しています。この影響により、異常気象や自然災害の頻発、農業・水資源の枯渇など、さまざまな問題が顕在化しています。邑楽町においても、これらの被害を回避・軽減するための適応策が求められていることから、気候変動に適応するための具体的な対策を講じ、地域の持続可能な発展を実現することが求められます。

環　境　施　策	農業分野（高温化等の対策）
◆ 高温障害を軽減する農作物栽培管理技術、家畜飼養技術等についての情報を関係機関から収集し、町民・事業者への周知啓発に努めます。 ◆ 予測される気候変動による農業被害等についての情報を関係機関から収集し、町民・事業者への周知啓発に努めます。	

環　境　施　策	水環境・水資源分野（渇水等の対策）
◆ 節水意識の普及啓発及び雨水の有効活用を推進します。 ◆ 渇水時に適切な対応が行えるよう、関係機関との連携を図ります。	

環　境　施　策	自然災害分野（集中豪雨や内水氾濫等の対策）
◆ 地球温暖化や気候変動による災害増加の懸念について、啓発及び情報発信を行います。 ◆ 気象や災害等に関する情報発信に努めます。 ◆ 防災ガイド・ハザードマップ等を活用した防災講習会等を開催します。 ◆ 自主防災活動を推進し、防災力の向上を推進します。 ◆ 洪水調節機能を有する公園の適切な維持管理に努めます。 ◆ 雨水排水対策、流域治水を推進します。	

環　境　施　策	自然生態系分野（多様な生態系保全の対策）
◆ 必要に応じて、生物生息状況調査の実施等を行い、生物多様性の保全を推進します。	

環　境　施　策	健康分野（熱中症・感染症等の対策）
◆ 熱中症・感染症予防に向けた啓発、情報発信を行います。 ◆ 熱中症予防のため、暑さ指数を活用し注意喚起を行います。 ◆ 公共施設に熱中症対策をよびかけます。 ◆ クールシェア（冷房の効いた公共施設の利用など）を推進します。 ◆ こまめな水分補給や日傘の普及啓発を行います。	

第6章
重点（リーディング）プロジェクト

１　設定の考え方

邑楽町環境基本計画では、複数の関連する基本目標や環境目標においてそれぞれが相互に連携し、先導的に環境の保全と創造を牽引していく取組を「リーディングプロジェクト」として位置づけ、総合的、効果的に計画を推進しています。

具体的には、本町の環境を将来にわたって守っていくために、「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定・推進」、「循環経済（サーキュラーエコノミー）を目指します」、「ネイチャーポジティブを推進します」の３つをリーディングプロジェクトとしています。

（１）地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定・推進

【目的】

地球温暖化の緩和と適応のためには、行政、町民、事業者が一体となって協力することが不可欠です。これにより、温室効果ガス排出削減に向けた取り組みを強化し、わが国全体での 2050 年（令和 32 年）の温室効果ガス排出実質ゼロの達成に貢献することを目指します。温暖化対策は、地球規模での環境保護に向けた重要なステップであり、地方自治体も積極的に役割を果たす必要があります。この取り組みは、未来の子どもたちに健全な地球を引き継ぐための責任として、地域社会全体で意識を高め、実行に移していくことが求められます。

【内容】

具体的な対策として、まずは省エネルギー行動の推進が挙げられます。これには、家庭や企業でのエネルギー消費を見直し、無駄を省くための取り組みを促進することが含まれます。例えば、省エネ家電や高効率設備の導入、日常生活でのエネルギー節約意識を高める活動が求められます。さらに、脱炭素なまちづくりを進めることで、交通や建物、インフラの省エネルギー化を図り、二酸化炭素の排出量を削減します。

また、再生可能エネルギーの積極的な導入も重要です。太陽光や風力などの再生可能エネルギー源を積極的に活用し、地域でのエネルギー自給率を向上させることが求められます。これにより、化石燃料に依存しない持続可能なエネルギー社会の実現を目指します。これらの取り組みは、温暖化対策だけでなく、地域の経済活性化や環境保全にも寄与することになります。

中期目標 2030（令和 12）年度	温室効果ガス排出量　１４９千 t-CO_2 （2013(平成 25)年度比マイナス 50%）
長期目標 2050（令和 32）年度	温室効果ガス排出量 実質排出量ゼロ

（２）循環経済（サーキュラーエコノミー）を目指します

【目的】

ごみを減らし、地域の資源を上手に使うことで、循環経済（サーキュラーエコノミー）を目指します。これは、地域内で資源を大切に循環させる仕組みを作ることで、環境にやさしく、持続可能な社会を実現する取り組みです。行政と民間が力を合わせて進めることで、地域全体で資源を無駄なく使える仕組みが広がります。また、企業がごみを減らしたり資源を再利用したりすることで、リスクを減らし、新しいビジネスのチャンスを増やすことが期待されます。これにより、地域の経済を元気にしながら環境への負担も減らすことを目指します。

【内容】

具体的な取り組みとして、まずは企業や団体がプロジェクトを始めやすくするための企画募集や補助金の活用などが挙げられます。地域のアイデアや取り組みが形になりやすい環境を整えることで、循環型経済への参加が広がります。

次に、成功した取り組みを「モデル事業」として実施し、その成果を地域内外に伝えます。良い例を広めることで、他の企業や自治体が参考にし、類似の取り組みを始めるきっかけを作ります。

さらに、取り組みの成果を検証し、うまくいかなかった点を改善することで、より効果的な方法を見つけます。その結果を地域全体で共有し、新たな活動を生み出していくことが大切です。こうした取り組みを通じて、地域資源を無駄なく使い、ごみを減らす仕組みを広げ、環境にも経済にもやさしい地域づくりを進めていきます。

環境省では、「第四次循環型社会形成推進基本計画」（2018（平成 30）年６月閣議決定）の第２回目の進捗点検結果も踏まえ、2050 年カーボンニュートラルの宣言後、我が国で初となる循環経済の方向性を示した「循環経済工程表」を取りまとめ、2022（令和４）年９月に公表しました。

邑楽町が進める循環経済（サーキュラーエコノミー）への取組

- 資源の使用量や廃棄物の発生を抑え、廃棄物そのものを減らす取組を推進します。例えばマイボトルやマイバッグの利用啓発により、廃棄物削減や資源の節約が進み、自然環境への負担軽減や保全につながります
- 生ごみ処理機器の購入補助を継続し、家庭での生ごみ処理を促進することで、資源の循環利用を推進します。これにより、ごみの減量化とともに地域での循環経済を実現し、環境負荷の軽減を目指します。
- 資源ごみ回収奨励金の交付により、資源ごみのリサイクルを促進します。地域住民や団体が積極的に資源ごみ回収活動に取り組むことで、ごみの減量化や再資源化が進み、持続可能な社会づくりに貢献します。

（３）ネイチャーポジティブを推進します

【目的】

「ネイチャーポジティブ」とは、自然環境の保護や生態系の回復を積極的に進めることで、地域全体に環境へのポジティブな影響を広げる取り組みです。この考え方は、自然資源を次世代に引き継ぎ、持続可能な社会を築くために欠かせないものです。地域社会の一員として、私たち全員が自然と共生する意識を持ち、行動に移すことが求められます。

【内容】

１.地域の自然環境と生物多様性の保全

地域の特有な自然資源や生物多様性に富むエリアを特定し、これらを守るための具体的な保護活動を強化します。これにより、地域特有の生態系が維持され、自然環境全体の回復が進みます。また、地域住民や企業と連携し、保護区域のパトロールや清掃活動を実施することで、地域ぐるみで保全を進めます。

２.継続的なモニタリング体制の整備

自然環境の変化を把握するため、継続的なモニタリング体制を構築します。具体的には、地域の生物多様性を観察するためのデータ収集プラットフォームを導入し、市民科学の手法を活用して住民が参加できる仕組みを整えます。これにより、データに基づいた迅速で効果的な保全対策が可能になります。

３.自然教育・啓発活動の推進

生態系サービスの重要性を広く伝えるため、教育プログラムや啓発イベントを展開します。具体的には、以下のような取り組みを検討します。

自然基盤の解決策（NbS）を学ぶワークショップ：河川改修や緑地整備を通じて防災や都市の温暖化対策を学ぶ体験型イベントを実施します。

学校や地域コミュニティとの連携： 環境保全活動の一環として、小中学校で自然観察会や植樹活動を行い、次世代の自然保護リーダーを育てます。

４.地域全体での共生意識の醸成

上述したこれらの取り組みを通じて、地域全体で自然と共生する意識を高めていきます。町民・企業・行政が協力し、地元の自然資源を持続的に利用できる環境を整えることで、経済的にも環境的にも持続可能な社会の実現に向けた基盤を築きます。

邑楽町が進めるネイチャーポジティブへの取組

- 邑楽町では、多々良沼や平地林を中心とした豊かな自然環境を保全するため、多々良沼の自然環境保全活動や平地林の再生プロジェクトを進めます。具体的には、外来生物の駆除や害獣被害対策、定期的な河川や湖沼の水質検査を実施し、地域の生物多様性を守ります。こうした取組により、持続可能な社会と自然環境の共生を実現します。

第７章　計画の推進

１　計画の推進体制

望ましい環境の実現には、町民、事業者、町が協力し合い、さまざまな施策に取り組むことが必要です。環境に関する課題は多岐にわたるため、関係機関や他の自治体との連携や協力も重要な要素となります。本計画を進めるためには、広報活動やホームページを活用し、計画の目的や内容を町民に周知することが大切です。これにより、連携を深め、施策や環境配慮が適切に実施されるように進めていきます。

（１）庁内体制

本計画の各種施策が計画的に進行するよう、取組内容を充実させ、内容について町民・事業者へ普及、啓発活動を推進します。また、計画の進捗状況の評価を行います。

（２）関係機関との連携、協力

河川の問題やごみ処理など、広域的な取組が必要な場合は、関係機関と連携、協力しながら取り組みます。

（３）町民・事業者との協働・連携

町民・事業者・町それぞれが環境保全活動などを行う場の提供や機会を創出し、各主体の参画を図り、各取組を展開します。

（４）邑楽町環境審議会

計画の進捗状況や推進の方向性について、意見や提案を述べます。また、計画の策定にあたっては、町長からの諮問に対し、調査・審議し、答申します。

２　計画の進行管理

本計画の進行管理は、「Ｐｌａｎ（計画）」「Ｄｏ（実行）」「Ｃｈｅｃｋ（点検・評価）」「Ａｃｔｉｏｎ（見直し、改善）」のＰＤＣＡサイクルに基づいて実施します。

計画の実効性を確保するため、計画期間中に点検・評価を行い、社会状況や環境の変化等にも対応して改善するとともに、進捗状況について公表し、町民・事業者と情報共有に努め、継続的な運用を図ります。

【ＰＤＣＡのイメージ】

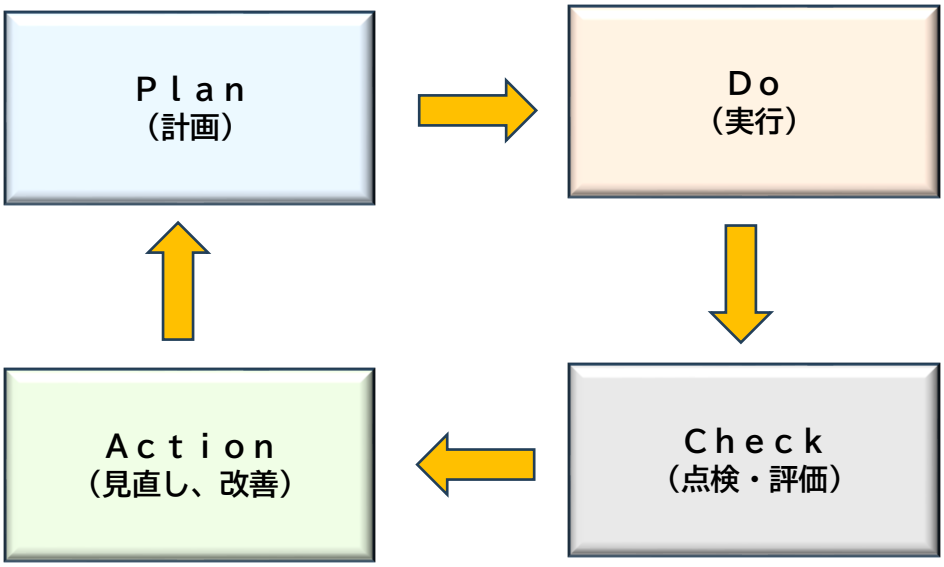

資料編

1　用語解説

2　邑楽町環境審議会委員名簿

1　用語解説

〇3R+Renewable：プラスチック資源循環促進法において、プラスチックを再生可能な資源に置き換えること。

〇サーキュラーエコノミー：資源の有効活用を促進し、廃棄物を最小限に抑えることを目指すこと。

〇浮遊粒子状物質：大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が 10 マイクロメートル（1μm＝0.001mm）以下のもののこと。

〇光化学オキシダント：窒素酸化物や炭化水素の光化学反応において生じる、オゾンやパーオキシアシルナイトレートなどの酸化性物質（オキシダント）の総称。

〇グリーンインフラ：自然の機能や仕組みを活用したインフラ整備や社会のあり方。

〇レインガーデン：雨水を一時的に貯留し、地下へ浸透させる特別な植栽スペースのこと。

〇バイオスウェル：雨水をろ過浸透させる低湿地のことであり、環境汚染や水源汚染を防ぐために設置されるランドスケープ装置のこと。

〇J－クレジット制度：省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用による CO_2 等の排出削減量や、適切な森林管理による CO_2 等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度のこと

〇ZEB：快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。

〇ZEH：快適な室内環境を実現しながら、住宅で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した住宅のこと。

〇環境マネジメントシステム：組織や事業者が経営において、環境保全に関する方針や目標を設定して取り組むこと。

〇エネルギーマネジメントシステム：エネルギー消費量を可視化し、効率的な制御を行う仕組みのこと。

〇BELS：第三者機関が建物の省エネルギー性能を評価して、分かりやすく表示する制度のこと。

〇ネイチャーポジティブ：自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。

〇OECM：人の営みによって自然が守られている場のこと。

〇グリーンツーリズム：自然豊かな地方都市に滞在し、都市部では体験できないその地域の自然や文化を楽しむ旅行のこと。

〇NbS：Nature-based Solutions の略で「自然を基盤にした解決策」のこと。国際自然保護連合(IUCN)と欧州委員会が定義した概念では「社会課題に効果的かつ順応的に対処し、人間の幸福お

よび生物多様性による恩恵を同時にもたらす、自然の、そして、人為的に改変された生態系の保護、持続可能な管理、回復のため行動」と定義している。

〇TNFD：Taskforce on Nature-related Financial Disclosures」の略。企業や金融機関が、自然資本や生物多様性に関するリスクや機会を適切に評価・開示するためのフレームワークを確立することを目的として設立された国際的な組織のこと。

〇クーリングシェルター：誰もが利用できる暑さをしのげる施設として、市町村が指定した施設のこと。

2　邑楽町環境審議会委員名簿

敬称略

委員区分	所属等	氏名	備考
学識経験者	群馬大学副学長　大学院理工学府　教授	板橋　英之	会長
関係行政機関の職員	群馬県館林土木事務所長	三川　達也	
関係行政機関の職員	群馬県東部環境事務所長	神戸　洋起	
住民を代表する者	邑楽町区長会長	金子　万喜夫	
住民を代表する者	邑楽町生活環境委員会長	廣瀬　裕	副会長
その他町長が適当と認める者	邑楽町商工会長	長山　清	
その他町長が適当と認める者	地球温暖化防止活動推進員	小倉　章利	
その他町長が適当と認める者	邑楽館林農業協同組合代表理事副組合長	荒井　清範	
その他町長が適当と認める者	邑楽町議会議長	黒田　重利	

奥付